

第五次小千谷市総合計画 後期基本計画(案)

計画書の構成

I はじめに

- 第1 計画の目的
- 第2 計画の性格
- 第3 計画の期間
- 第4 分野別施策の体系

II 後期基本計画における基本目標と重点プロジェクト

III 分野別施策の体系

- 基本目標1 人を育み文化の香るまちづくり（教育、文化、スポーツ）
- 基本目標2 子育てにやさしく健康長寿で支えあうまちづくり（福祉、健康、医療）
- 基本目標3 創造性と活力あふれる産業のまちづくり（産業）
- 基本目標4 魅力ある都市空間創出と暮らしやすいまちづくり（都市基盤）
- 基本目標5 自然を活かした調和と安心のまちづくり（防災、環境、克雪）
- 基本目標6 ふれあい、にぎわい、暮らし続けたいまちづくり（交流、市民参加）

IV 計画推進のために

I はじめに

第1 計画の目的

この後期基本計画は、第五次小千谷市総合計画の基本構想で示された都市像「～ひと・技・自然～ 暮らしで実感 地域の宝が輝くまち おぢや」を実現するための6つの基本目標について、前期基本計画の進捗状況とその評価を踏まえ、施策の体系との方針を見直して具体的な事業内容を示すことで、総合的、計画的な行財政運営を図ることを目的としています。

第2 計画の性格

1 計画の位置付け

この計画は、本市の行財政運営を合理的かつ計画的に執行するための指針となるものです。したがって、今後、個別に策定される諸計画、重点施策の決定及び予算編成の基本となります。

2 計画の総合性

この計画は、国・県・関係市区町村との連携及び市民の理解と積極的な参加によって、総合的に事業の実現を図るものとします。

3 計画の実行性の確保

この計画で明らかにした主要事業については、その実行性を確保するため、財政計画との整合を図りながら、重点的に実施を目指す事業に限定しました。

また、計画における【5年後の目標値】については、小千谷市人口ビジョンに基づく人口推移や利用者数、参加者数などの推計に、今後の施策、事業量を踏まえて数値目標を設定しました。

事業の実施においては、向こう3年間の事業内容及び事業費を年度別に定めた実施計画によりその実施を目指すものとします。

4 計画とSDGs

この計画における基本目標と各施策は、国際連合が掲げる持続可能な開発目標「SDGs¹」の達成に向けて取り組むべき17のゴールと169のターゲットと関わっています。

本市では、総合計画の推進を図ることにより、SDGsの達成に繋げていきます。

※巻末資料において、各施策とSDGsの目標の関連性を整理しています

なお、小千谷市は内閣府が設置する地方創生SDGs官民連携プラットフォーム会員です。



第3 計画の期間

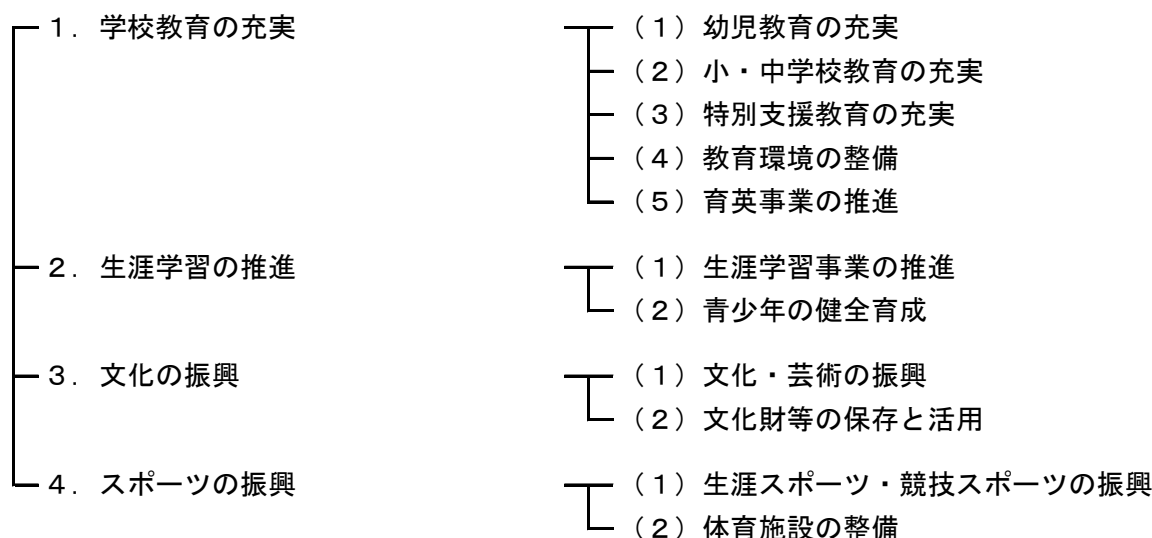
この計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年間とします。

¹ SDGs (エスディージーズ) : 「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、国際社会共通の17の目標。

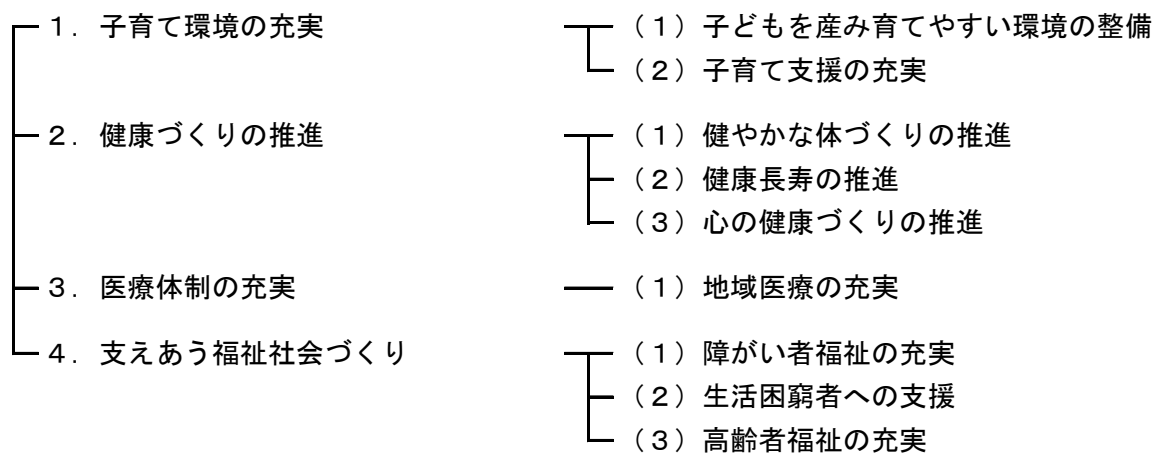
第4 分野別施策の体系

基本構想に基づき、分野別に基本方針と施策を体系づけています。

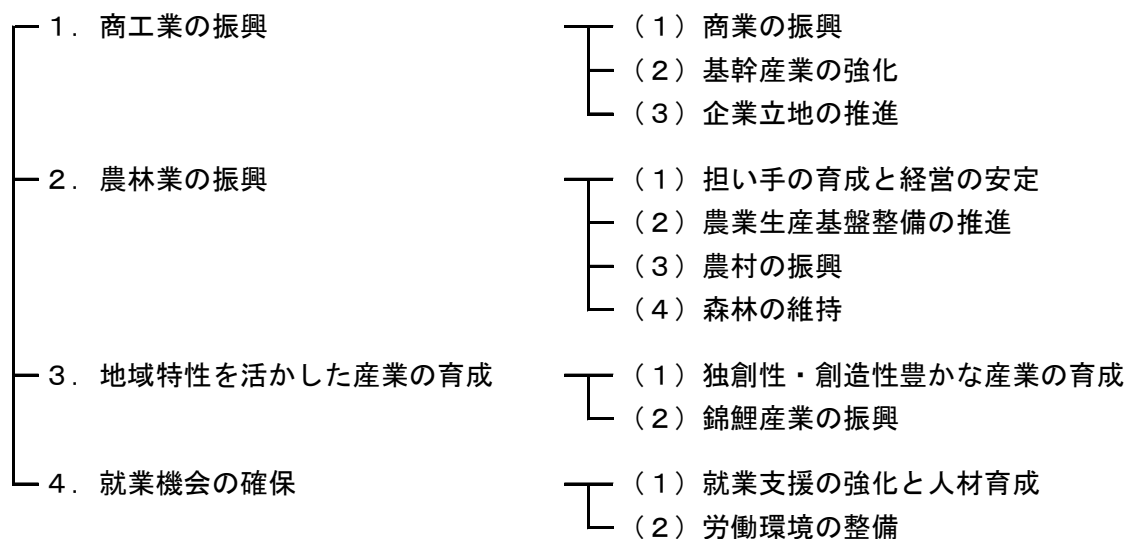
基本目標1 人を育み文化の香るまちづくり（教育、文化、スポーツ）



基本目標2 子育てにやさしく健康長寿で支えあうまちづくり（福祉、健康、医療）



基本目標3 創造性と活力あふれる産業のまちづくり（産業）



基本目標4 魅力ある都市空間創出と暮らしやすいまちづくり（都市基盤）

- 1. 都市空間の創出
 - (1) 中心市街地の活性化
 - (2) 地域公共交通の充実
 - (3) 居住環境の向上
- 2. 快適な生活基盤の整備
 - (1) 道路網の整備と維持管理
 - (2) 自然と調和し災害に強い河川の整備
 - (3) 都市ガスの安定供給
 - (4) 上水道の安定供給
 - (5) 下水道施設の適正な維持管理
- 3. 土地利用の推進
 - (1) 都市計画の推進
 - (2) 国土調査の推進

基本目標5 自然を活かした調和と安心のまちづくり（防災、環境、克雪）

- 1. 安全な市民生活の確保
 - (1) 危機管理体制の強化
 - (2) 消防・救急体制の充実
 - (3) 交通安全と防犯の推進
- 2. 自然と共生する循環型社会の推進
 - (1) 自然環境との共生
 - (2) 資源リサイクルの推進
 - (3) 再生可能エネルギーの推進
- 3. 暮らしやすい雪国生活の推進
 - (1) 冬期間交通の確保
 - (2) 雪国生活の充実

基本目標6 ふれあい、にぎわい、暮らし続けたいまちづくり（交流、市民参加）

- 1. 交流・移住・定住の推進
 - (1) 移住・定住人口の拡大
 - (2) 都市間交流の推進と関係人口の拡大
 - (3) 国際交流の促進
- 2. 市民協働と地域づくり
 - (1) 市民協働のまちづくりの推進
 - (2) 地域力を活かした市民活動の推進
- 3. 観光資源の活用と誘客推進
 - (1) 観光資源の整備と活用
 - (2) 祭りやイベントによる誘客推進

計画推進のために

- 1. 持続可能な行財政運営
- 2. 効果的な広域連携
- 3. 人口減少対策
- 4. 男女共同参画と人権の尊重

II 後期基本計画における基本目標と重点プロジェクト

第五次小千谷市総合計画における将来像を達成するため、前期基本計画では、6つの基本目標を縦軸（経系）とし、4つの重点プロジェクト「おりなす4」を横軸（緯系）として取り組んできました。

後期基本計画では、人口減少などの課題や新型コロナウイルスの影響により大きく変化する社会情勢や産業形態に対応するため、次の4つの重点プロジェクト「おりなす4～第2章～」を新たな緯系として、「小千谷縮」のように政策を細やかに織りなすことで、幅広い課題に柔軟に対応していきます。

■ 4つの重点プロジェクト（おりなす4～第2章～） ■

I 小千谷市総合戦略の推進（人口減少対策）

- ・人口減少の傾向をゆるやかにする取組を進めます
- ・産業振興による雇用確保と住宅基盤の整備を進めます
- ・情報通信網やニューツーリズムの展開による関係人口の増加を目指します

II 小千谷市立地適正化計画の推進（中心市街地と周辺地域の活性化）

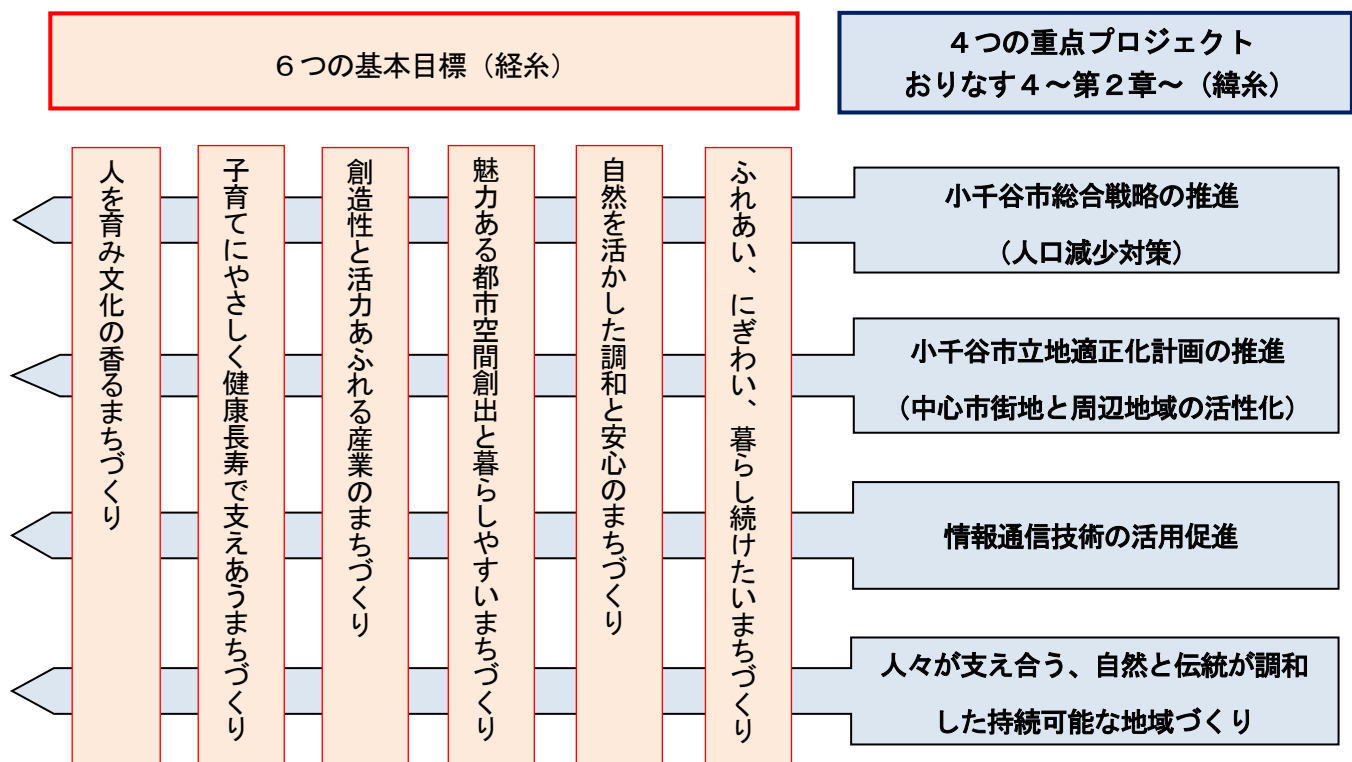
- ・中心市街地の活性化と周辺地域の拠点づくりに取り組みます
- ・地域拠点を結ぶ公共交通の利便性の維持、向上を図ります

III 情報通信技術の活用促進

- ・行政サービスにおける情報通信技術の活用により、市民の利便性の向上を目指します
- ・事業者による情報通信技術活用（ICT、AIなどによるDX¹）の取組を支援します
- ・多様な手段により、分かりやすい行政情報を発信します

IV 人々が支え合う、自然と伝統が調和した持続可能な地域づくり

- ・人と人との支え合いにより、安心と暮らしやすさを高める取組を進めます
- ・自然と伝統が調和した、市民が誇りを持てる地域づくりを目指します
- ・市民と事業者の協力によって、環境にやさしい地域づくりに取り組みます



¹ DX（デジタル・トランスフォーメーション）：情報通信技術を活用して産業構造や業務内容を変革すること

基本目標 1

人を育み文化の香るまちづくり

(教育、文化、スポーツ)

1 学校教育の充実

(1) 幼児教育の充実



【現状と課題】

- ① 家庭や地域における幼児教育の充実を図るため、保育園、認定こども園、わんパーク、学校及び地域団体が育児講座や親子運動教室、世代間や異年齢児の交流事業などを行っています。引き続き、家庭、地域、わんパーク、保育園、認定こども園及び学校が連携しながら、幼児の自立に向けて、健やかな成長を支える必要があります。
- ② 平成30年度からブックスタート事業（10か月児健診の際に絵本と読み聞かせの体験をプレゼントする）を実施したところ、1歳半児健診時に行ったアンケートでは、保護者の93%が読み聞かせを行っているという結果となっています。子どもたちの情緒や想像力を育み、言葉の発達を促すには、乳幼児期から本に親しむことが有効であると言われています。
したがって、家庭の中で読書を楽しむ環境づくりが必要です。
- ③ 本市には私立認定こども園が3園あり、幼児期における心と体の健全育成を目指し、幼保連携による一体的かつ特色のある教育に取り組んでいます。引き続き特色のある教育の充実を図るため、認定こども園の運営を支援する必要があります。
- ④ 幼児期の教育から学童期までの教育へ円滑に移行するため、平成29年度から家庭児童相談員、総合支援学校の地域コーディネータ、教育委員会が連携して、保育園、認定こども園を巡回訪問し、就学相談への助言等を行っています。教育上特別な配慮を必要とする子どもは年々増加傾向にあることから、それぞれ子どもの状況に応じた適切な指導や必要な支援などのきめ細やかな対応を行うため、幼児期を含め早期から就学相談を行えるように、今後も相談体制の充実を図る必要があります。

【施策の基本方針】

- ① 子どもと保護者で学ぶ機会の提供
家庭や地域における幼児教育の充実を図るため、家庭、保育園、認定こども園、わんパーク、学校及び地域団体などと連携し、子どもと保護者で学ぶ機会の提供を支援します。
- ② 子ども読書活動の推進
子どもたちが本に親しみ読書に興味を持つよう、家庭や地域などと協力しながら成長段階に応じた読書活動を推進します。
- ③ 認定こども園への支援
国、県及び市による認定こども園に対する運営費補助を継続し、特色のある教育の推進と充実を支援します。
- ④ 相談体制の充実
就学前児童の教育に関する相談の充実を図ります。また、保育園、認定こども園、小学校及び関係機関との連携により、就学相談体制の充実を図ります。

【主要事業】

事業名	事業概要
家庭教育地域交流振興事業	保育園、認定こども園、小・中・総合支援学校などと連携した家庭教育講座の充実
地域子育て支援拠点事業	親子体操などの子育て講座、すこやか子育て教室の実施
子ども読書活動推進事業	家庭での読み聞かせの啓発、ブックスタート事業、保育園やわんパークなどと連携した図書館サービスの実施
認定こども園支援事業	運営費補助
就学前児童の相談事業	就学前児童の相談体制の充実

(2) 小・中学校教育の充実

【現状と課題】

- ① 新学習指導要領では、子どもたちが主体的に考え、友達と話し合いながら深く学んでいく学習が求められています。新学習指導要領の全面実施を受け、「自ら考え 心豊かに たくましく生きる小千谷の子ども」の育成を目指した、本市の教育指針「おぢやっ子教育プラン」に基づいた教育を一層推進する必要があります。
- ② 本市の子どもの学力は令和元年度全国学力・学習状況調査によると、小学6年生、中学3年生ともに全国平均と同等もしくは上回るレベルを維持しています。また、体力については全国体力・運動能力、運動習慣等調査では全国平均を超える項目が多く、高い体力を維持しています。引き続き、学力や体力向上のための対策を講じ、さらなる成果を上げる必要があります。
- ③ ふるさとへの愛着と誇りを醸成し、自分の将来を切り拓き自立していく力が求められています。各学校では、それぞれの特色を生かし、郷土の歴史や自然、地域の産業や文化を学び、職業体験を通して自分の将来、生き方などについて自ら見つけ、考える機会を提供してきました。

令和元年度全国学力・学習状況調査（中学3年生対象）では、「地域の行事に参加していますか」の問いに対し、肯定的な回答は本市78.2%（全国50.6%）と高い数値でしたが、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」の問いに対しては、41.4%（全国39.4%）に留まっています。今後は体験するだけでなく、地域や社会について考えることができる生徒の育成が必要です。
- ④ 平成27年度からおぢやしごと未来塾を開催するなど、将来の地元就職やUターン者の増加を目指し、長期的な視点でのキャリア教育¹を行っています。ふるさとへの愛着や郷土愛を育むふるさと学習とキャリア教育を継続していく必要があります。
- ⑤ 地震などの自然災害から自らの命を守るためには、主体的な行動力を育成していくことが必要です。今後も中越大震災などの教訓を活かした防災教育を推進する必要があります。
- ⑥ いじめ認知件数は増加傾向にあります。いじめは人権や命にも関わる重大な問題です。各学校において、自分や他人を大切にし、いじめや差別を許さない人権感覚を育む教育活動を充実する必要があります。
- ⑦ 不登校児童・生徒数は、小学校は増加傾向、中学校は横ばいとなっています。今後も一層、学校と家庭、教育センター等の関係機関が連携しながら、児童・生徒の個別の状況に応じた支援を行っていく必要があります。
- ⑧ 第2次子ども読書活動推進計画策定時に実施したアンケート結果では、1か月に「ほとんど本を読まない」子の割合が小学校2年生では7%ですが、中学校2年生では20%に増加します。子ども自身が読書の楽しさを知り、興味を持つ機会をあらゆる年代に合わせて提供する必要があります。また、学校図書館においては、読書活動や学習活動を支える専門的な知識を持つ人材が必要です。
- ⑨ 小・中学校の外国語教育に対する支援及び指導体制の充実のため、ALT²などの外国語指導助手を令和2年度は5名配置しています。新学習指導要領により導入された小学校への外国語教育に対応するため、ALTと学校との円滑な意思疎通への支援など、指導体制の強化が必要です。

¹ キャリア教育：望ましい職業観、勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育

² ALT [Assistant Language Teacher]：英語の授業で教師を補助する指導助手。国が実施している「語学指導等を行う外国青年招致事業」（JETプログラム）で、世界の英語圏から大学を卒業した青年を日本に招致している

- ⑩ 本市は平成4年に非核平和都市宣言を行い、核兵器のない平和への教育に取り組んできました。今後も、宣言の意義を理解し、平和の大切さを学ぶ機会の確保が必要です。
- ⑪ 小・中学生を対象とした生活習慣の調査によると、朝食を毎日食べる子の割合を平成25年度と平成30年度で比較すると、小学生は95.4%から94.2%、中学生は91.0%から87.5%と減少しており、朝食の欠食や食の多様化に伴う栄養の偏りなどによる食習慣の乱れが懸念されています。食に関する正しい知識と食習慣を身に付け、子どもたちの健全な心身を育むため、食育³に関する継続的な取組を推進する必要があります。
- ⑫ 学校給食において、食物アレルギーのある子どもに対する個別の対応や食中毒予防に対する衛生管理の徹底など、安全・安心な給食を提供するための対応が引き続き求められています。

【施策の基本方針】

① 学校の創意を活かす教育の推進

本市の教育に関する指針である「おちやっ子教育プラン」に基づき、家庭、地域、学校及び行政の相互の連携による組織的な取組により、深い愛情と信頼にあふれる小千谷の教育風土を培い、ふるさとを誇りに、たくましく生きる子どもの育成に努めます。

② 教職員の指導力向上

小千谷市教育研究会と連携して、各種教員研修や教科別研修、学校への指導主事の派遣などにより教職員の指導力向上を図り、児童・生徒が粘り強く学習や運動に取り組むよう、児童・生徒の学ぶ意欲を高める授業の工夫を支援します。

③ ふるさと教育・キャリア教育の推進

地域の自然・人材・産業を活用し、総合的な学習の時間などを通じた体験的活動の充実を図ります。また、キャリア教育では、児童・生徒の地元就労を促進するため地元企業の特長を理解する機会を創出するとともに、職場体験などを通して自立していく力の育成を目指します。

④ 震災体験を活かした防災教育の推進

中越大震災の体験から得た教訓や防災に関する学習資料、おちや震災ミュージアム「そなえ館」などを活用した防災教育を推進します。

⑤ いじめ・不登校対策と人権感覚を育む教育の推進

いじめの防止・解消に取り組むため、小千谷市いじめ防止基本方針に基づき、家庭、地域、学校及び行政が一体となった取組を推進します。また、学校や教育センター等の関係機関と連携しながら、不登校児童・生徒の登校を支援する体制を充実します。

教員一人ひとりが、人権や差別に対する正しい理解と認識を深め、悩みを抱える子どもに寄り添う「かかわる同和教育」を推進します。

⑥ 読書活動の推進

自らの興味、関心に応じて主体的に学習できるよう、学校図書館を利活用した教育を推進します。また、児童・生徒が読書の楽しさを知ることができるように、子ども読書活動推進計画に基づく取組を市立図書館と連携して推進します。

⑦ 英語教育・国際理解教育の充実

グローバル化に対応した教育環境づくりと新学習指導要領による新たな外国語教育に対応するため、

³ 食育：生涯にわたって健全な食生活を実践するため、食に関する知識などの「食を営む力」の習得と自然の恵みや生産者への感謝の心といった「食を大切に作る心」を育む取組

教員の指導力向上を図る取組を推進します。また、ALTなどの外国語指導助手を配置し、子どもたちの英語の学力向上のため、小・中学校の外国語教育及び国際理解教育の充実を図ります。

⑧ 非核平和教育の推進

社会科の歴史分野や公民分野、国際理解教育、道徳教育など教育課程のさまざまな場面において、生命や平和の大切さを子どもたちに伝えていきます。

⑨ 食育の推進

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるため、学校給食を通して積極的に食育に取り組みます。

地場産物の活用を通して地産地消の理解を深め、生産者への感謝と食を大切にする心を育む取組を推進します。

⑩ 学校給食の運営

学校給食衛生管理基準に基づいた衛生管理の徹底と、食物アレルギー対応指針に基づいた安全・安心な給食の提供を行います。

【主要事業】

事業名	事業概要
教職員研修支援事業	小千谷市教育研究会が実施する研修への支援・補助
ふるさと教育・キャリア教育・人権同和教育推進事業	ふるさと教育パンフレットの改訂、社会科副読本の作成・改訂、自然体験活動や地域産業を知る活動の推進、職場体験活動、人権同和教育の充実
おぢやしごと未来塾の開催	中学生などを対象とした地元企業を知るためのキャリア教育の機会の提供
防災教育推進事業	震災等の教訓の継承、防災に関する学習資料やおぢや震災ミュージアム「そなえ館」などを活用した防災教育の推進、中越大震災の日給食の実施、防災教育講演会（中学3年生対象）
教育相談事業	教育相談員の配置、教育相談体制の充実
適応指導教室事業	適応指導教室の運営
子ども読書活動推進事業（再掲）	小中学校図書館担当者連絡会議、学校読書活動支援事業（ブックトーク・おはなし会等）、団体貸出
英語教育推進事業	外国語指導助手の配置、ウィンターイングリッシュキャンプ
非核平和推進事業	原爆記録写真展の開催、平和学習研修の実施
食育推進事業	食に関する指導の充実、小千谷産コシヒカリによる米飯給食や地産地消の実施
学校給食運営事業	安全・安心な学校給食の提供

【5年後の目標値】 全国学力・学習状況調査の数値

○将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合（（ ）内は全国平均)

年度	区分	肯定的な回答（当てはまる／ どちらかといえば当てはまる）
令和元年度	小学校	83.0%（83.8%）
	中学校	68.1%（70.5%）
令和7年度	小学校	85.0%
	中学校	75.0%

○家で自ら計画を立てて勉強をしている児童生徒の割合（（ ）内は全国平均)

年度	区分	肯定的な回答（当てはまる／ どちらかといえば当てはまる）
令和元年度	小学校	80.0%（71.5%）
	中学校	49.1%（50.4%）
令和7年度	小学校	85.0%
	中学校	60.0%

○いじめはどんな理由があってもいけないと思う児童生徒の割合（（ ）内は全国平均)

年度	区分	肯定的な回答（当てはまる／ どちらかといえば当てはまる）
令和元年度	小学校	97.8%（97.1%）
	中学校	95.1%（95.1%）
令和7年度	小学校	100%
	中学校	100%

(3) 特別支援教育の充実

【現状と課題】

- ① 特別支援学級の児童・生徒数は、毎年5月1日を基準日とする学校基本調査では、平成27年度の78人から令和2年度は171人と、大幅に増加しています。発育や発達に心配のある幼児・児童・生徒が、学習や生活での困難を克服し、自立と社会参加を進めるためには、早期の障がいの把握と適切な支援が必要です。就学前児童の教育相談体制を充実し、保育園・認定こども園、小学校及び関係機関との切れ目のない連携を図る必要があります。
- ② 本市では、特別な支援を要する児童・生徒に対応できるように、通級指導教室⁴の設置を進めており、平成30年度に小千谷中学校に1クラス、令和2年度に小千谷小学校に1クラスを追加し、現在4クラスを設置しています。通級を希望する児童・生徒の教育ニーズの多様化への対応が必要です。
- ③ 特別支援学級の児童・生徒数は大幅に増加しており、その教育ニーズは多様化しています。本市の特別支援教育の中核的機能を担う総合支援学校と各校の特別支援学級及び行政との連携を強化することが必要です。
- ④ 総合支援学校の児童・生徒数は、平成26年開校時の29人から令和2年は45人と増加傾向にあることから、的確に対応するための施設整備と、児童・生徒一人ひとりに合わせた教育活動が必要です。
- ⑤ 特別支援学校卒業後の社会的・経済的な自立には、企業等への就労が重要であるため、関係機関と連携し、企業等への就労を支援する必要があります。

【施策の基本方針】

① 就学相談体制の充実

保育園・認定こども園、小学校及び関係機関が連携して、情報交換会や研修会を行い、就学前児童に関する教育相談体制の充実を図ります。

② 特別支援教育の充実

総合支援学校の中核的機能を活用し、小・中学校の特別支援教育の運営上の課題解決や教職員の特別支援教育に係わる研修の充実を図ります。

③ 総合支援学校の運営

増加傾向が続く児童・生徒の個々の状態に応じた学習環境や施設の整備、県への要望による適正な教職員数の確保などにより、総合支援学校を円滑に運営します。

④ 生徒への就労支援

特別支援学校卒業後の社会的・経済的自立を支援するため、企業及び障がい者就労施設等関係機関と連携し、生徒の在校中から、企業等への一般就労や福祉施設への福祉就労などの就労支援を推進します。

⁴ 通級指導教室：通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいがある児童・生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室。言語障がい・情緒障がい・学習障がい等の児童・生徒が対象

【主要事業】

事業名	事業概要
就学相談事業	就学相談体制の充実
特別支援教育推進事業	総合支援学校の中核的機能を活用した、小・中学校の特別支援教育の充実（運営や研修の充実）
総合支援学校運営事業	総合支援学校の運営
就労支援事業	企業及び障がい者就労施設等関係機関と連携した就労支援

【5年後の目標値】

○特別支援教育研修講座参加人数（市立総合支援学校主催）

年度	開催回数	延べ参加人数
令和元年度	5回／年	291人／年
令和7年度（目標年度）	5回／年	320人／年

※対象者は小・中学校教職員、保育園・認定こども園保育士、福祉関係者、医療関係者等

○各種特別支援教育研修参加人数（教育委員会主催）

年度	開催回数	延べ参加人数
令和元年度	5回／年	123人／年
令和7年度（目標年度）	6回／年	150人／年

※対象者は市職員（特別支援学級アシスタント、学校支援員、保育園担当者等）

(4) 教育環境の整備

【現状と課題】

- ① 学校施設及び学校給食施設の老朽化や、学校基本調査による児童・生徒数が令和2年度までの5年間で233人減少するなど、教育環境の変化により、施設や設備の計画的かつ効率的な整備・更新が必要となっています。
- ② 小・中・総合支援学校では、ICT教育の環境整備として、電子黒板やコンピューター教室を整備してきたほか、デジタル教材を順次購入してきました。ICTの急速な進展に対応するため、情報通信技術を幅広く活用することができる子どもたちを育成する必要があります。完全実施された新学習指導要領でのプログラミング学習にも対応するため、令和2年度に児童・生徒に1台ずつ端末が整備されました。今後、機器の整備やデジタル教材の導入に加え、それらを有効に活用するための学習活動の充実など、ハードとソフトの両面で教育環境を整える必要があります。

【施策の基本方針】

① 学校施設の整備

教育環境の変化や施設の老朽化などに対応するため、計画的に施設の整備を図ります。

② 学校給食施設の整備

施設の老朽化などに対応するため、計画的に施設の整備を図ります。

③ 情報化の推進

ICT機器の整備によりプログラミング教育やデジタル教材による学習に取り組むとともに、情報モラル教育を進めます。また、教職員を対象にした研修を行い、教職員のICT教育に関するスキルアップを図り、児童・生徒のさらなる情報活用能力の育成に努めます。

【主要事業】

事業名	事業概要
学校施設整備事業	小・中・総合支援学校の大規模改修
学校給食施設整備事業	学校給食施設の整備
情報化推進事業	ICT教育の推進に向けた環境整備、情報教育の推進、ICT活用研修事業、情報モラル等研修事業

【5年後の目標値】

○小・中学校の施設整備数（計画期間中の累計）

年度	大規模改修実施校数（棟数）
平成28年度から令和2年度までに整備済	2校（2棟）
令和7年度（目標年度）	2校（3棟）

(5) 育英事業の推進

【現状と課題】

- ① 本市では、経済的理由により進学が困難な学生を支援するため、公益財団法人小千谷奨学会が行っている、奨学資金の貸与と東京都杉並区の小千谷学生寮の運営に対して支援しています。
- ② 奨学資金の貸与者数は、令和2年度までの5年間で、年平均87人となっており、就学に必要な資金の援助の希望に対応しています。
- ③ 小千谷学生寮は昭和32年に開設され、これまでに約500人の卒業生を輩出してきました。入寮生は定員25人に対し、令和2年度は24名と満室に近い状態であり、首都圏に進学する学生のニーズにえています。なお、令和3年度から女子が入寮できる設備や体制が整いました。
- ④ 今後も、本市出身の学生を対象として、教育の機会均等を確保し、また、社会に有為な人材を育成するため、支援を継続する必要があります。

【施策の基本方針】

- ① 育英事業に対する支援
公益財団法人小千谷奨学会の事業に対する支援を継続し、経済的理由により進学が困難な学生の教育を受ける機会の確保を図ります。

【主要事業】

事業名	事業概要
育英事業支援	奨学金事業、小千谷学生寮運営事業の継続支援

【5年後の目標値】

○奨学資金貸与者及び小千谷学生寮入寮者数

年度	奨学資金新規貸与者	小千谷学生寮入寮者
令和元年度	21人/年	24人/年
令和7年度（目標年度）	30人/年	25人/年

2 生涯学習の推進



(1) 生涯学習事業の推進

【現状と課題】

- ① 成人期及び高齢期を対象とした「学ビュッフェ」や「ステップアップシニア」講座など、新しい学習活動の機会を提供しました。今後も、多様化する生涯学習ニーズに応え、幅広い学習活動を支援するため、幼児期から高齢期まで生涯にわたる学びの場を提供する取組が必要です。
- ② 新型コロナウイルスなどの新たな感染症への対応として、動画配信による学習に取り組みました。従来の集合型講座に加え、インターネットをはじめとする情報技術を活用した新たなスタイルでの学習機会の提供に取り組む必要があります。
- ③ 公民館活動を通じて、平成28年度から令和元年度までの間に、社会教育及び生涯学習活動を目的とする5つの自主活動グループが新たに結成されました。平成28年度以前には3つの自主活動グループが結成されており、増加傾向にあります。自主活動グループが、継続して学習に取り組めるよう、活動への支援が必要です。
- ④ 現在の公民館分館活動は、イベントや地域行事が中心となっていますが、人口減少やライフスタイルの変化によって住民のニーズも変化しており、また、課題も地域により異なっています。今後は、市民が自分たちの住んでいる地域をより良くするための学習や実践活動に取り組むため、分館と行政、町内会などが連携を強化する必要があります。
- ⑤ 小千谷市人権教育・啓発推進計画策定時に実施した市民意識調査結果では、人権に対する認識は世代によって違いがみられるため、市民が常に意識をもって生涯学習に取り組む必要があります。
- ⑥ 第2次小千谷市生涯学習推進計画では、障がいのある人の学習活動支援を施策に掲げています。障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが生涯にわたって学べる場が必要です。
- ⑦ 旧小千谷総合病院跡地整備計画において、「賑わい・交流・憩いの創出」の実現のため、図書館を核とした複合施設の整備が進められています。新施設には、生涯学習や地域の情報発信の拠点として、また、地域の課題解決に向けた人づくりの場または市民が自主的に学び合う場として、充実した機能が求められています。合わせて、ICTなどを活用したデジタル情報の提供など、多様な利用者ニーズへの対応が必要です。
- ⑧ 第2次子ども読書活動推進計画策定時に実施したアンケート結果では、学年が進むにつれて本を読まない子どもが増加する傾向にあります。計画の目標である「本が好き」という子どもを増やすために、幅広い年代で本に親しむ活動を推進する必要があります。

【施策の基本方針】

① 学習機会の拡充

多様化する生涯学習ニーズや学習スタイルに対応するため、生涯学習推進センターなどの関係機関と連携を強化し、新たな学級や講座を開設するとともに幅広い分野を学べる機会を提供します。また、新しい生活様式に対応して、Web学習など新しいスタイルでの学習機会の提供に努めます。

② 自主活動グループの活動支援

市民の学習意欲を高め、社会参加を促すため、自主活動グループの活動を支援します。

③ 公民館活動の充実

地域の課題を解決するための学習活動に対する支援や人材の発掘・育成を図り、地域の特性を活かした公民館活動の充実に努めます。また分館が主体的に活動し、地域の活性化に繋がられるよう、関係機関との連携を支援します。

④ 障がいのある人の生涯学習の推進

関係機関と連携し、障がいの有無に関係なく、全ての人が一緒に学ぶことができる場を創出し、生涯にわたる学習を支援します。

⑤ 図書館をはじめとする生涯学習施設の整備・活用

多様化する生涯学習ニーズに対応した学習環境の提供と旧小千谷総合病院跡地に計画している図書館を核とした複合施設をはじめとした計画的な生涯学習施設の整備に努めます。また、情報や学習機会の提供だけでなく、施設を利用する市民同士が交流し、協働しながら新たな事業が展開できるような施設になるよう努めます。

⑥ 人材育成の推進

市全体の活性化を促進するため、市内企業や関係機関とネットワークを形成し、リーダーシップを発揮できる人材を育成します。

⑦ 情報サービスの充実

ICT等の活用やレファレンスサービス（資料等の相談に対する支援）の充実に努め、市民が必要とする情報や資料を効率的かつ効果的に提供します。また、市民がより有益に情報を活用できるよう、情報リテラシー（情報活用能力）向上のための支援を行います。

⑧ 子ども読書活動の推進

家庭での読書活動に対する支援や学校図書館との連携などにより、子どもの読書環境の充実に努め、子どもの読書活動の活性化を図ります。

【主要事業】

事業名	事業概要
生涯学習支援事業	学級・講座の開設、Webを活用した学習形式の実施、障がいの有無に関係ない学習活動の実施、講演会の実施
人材育成事業	市内企業と連携した人材活用・育成
公民館分館活動助成事業	分館活動運営支援
旧小千谷総合病院跡地整備事業	図書館を核とした複合施設の整備
生涯学習施設整備事業	市民会館設備改修、市民学習センター設備改修
図書館事業	読書環境の整備、図書資料の充実、情報活用支援事業
子ども読書活動推進事業	ブックスタート事業、学校読書活動支援事業、ボランティアによる読み聞かせ活動

【5年後の目標値】

○生涯学習施設利用者数

施設名 年度	市民会館	図書館 来館者数	複合施設 来館者数	市民の家 「おぢゃ〜る」	勤労青少年ホーム 「ホットプラザ」	市民学習センター 「楽集館」
令和元年度	52,781人	67,447人	—	15,084人	20,173人	35,089人
令和7年度 (目標年度)	51,200人	—	168,000人	21,000人	19,300人	34,000人

○公民館学級・講座開設数及び参加人数

区分 年度	青少年対象		成人対象		中高年対象		高齢者対象		家庭教育		合計	
	開設数	延参加人数	開設数	延参加人数	開設数	延参加人数	開設数	延参加人数	開設数	延参加人数	開設数	延参加人数
令和元年度	8	236人	4	309人	1	73人	7	2,573人	22	1,873人	42	5,064人
令和7年度 (目標年度)	11	240人	6	370人	2	100人	7	2,600人	27	1,900人	53	5,210人

○分館事業開催数及び参加人数

区分 年度	講習会・講演会・ 実習等		定期講座		文化・芸術事業等		体育・スポーツ事業	
	事業数	参加人数	事業数	参加人数	事業数	参加人数	事業数	参加人数
令和元年度	32	681人	144	1,495人	617	11,378人	524	12,152人
令和7年度 (目標年度)	25	680人	140	1,400人	640	11,300人	650	12,500人
区分 年度	レク・娯楽活動		会議		その他※		合計	
	事業数	参加人数	事業数	参加人数	事業数	参加人数	事業数	参加人数
令和元年度	83	6,881人	343	3,882人	157	2,392人	1,900	38,861人
令和7年度 (目標年度)	75	6,800人	270	3,300人	100	1,880人	1,900	37,680人

※その他：主に他団体（町内会等）と連携して行われた事業数等

(2) 青少年の健全育成

【現状と課題】

- ① 青少年育成センターにおける相談件数は、平成28年度の226件から令和元年度は55件と減少傾向にありますが、数年にわたる継続的な相談もあります。青少年の健全育成を推進するため、相談業務を継続し、関係機関と連携を強化する必要があります。
- ② 第2次小千谷市生涯学習推進計画策定時に行ったアンケートの「市が行う講座に参加するとしたら、どんな講座があればよいか。」という設問に対し、30歳代の子育てや教育に関する講座に参加したい割合が16.2%と一番高くなっています。引き続き、関係機関と連携し、子育て世代への学習機会を提供する必要があります。
- ③ 現在、市内小学校5校では、地域ボランティアによる放課後子ども教室を実施し、子どもたちの放課後の活動の場となっています。学校や放課後児童クラブ、地域、家庭などの相互の連携により、地域に根差した青少年健全育成活動を継続する必要があります。
- ④ 勤労青少年ホームは、人口減少や少子化、若者のライフスタイルの変化などにより、平成28年度と令和元年度の施設の利用者数を比較すると、全体では243人から210人へ、30歳以下は35人から24人へと減少しています。今後は、施設の在り方を含め、地域コミュニティの拠点づくり、若者の学習活動に対する支援などを併せて検討する必要があります。

【施策の基本方針】

- ① 青少年への相談支援
青少年からの悩み相談を受け止め、人生の目標を見出せるよう、引き続き、青少年の相談支援に努めます。また、相談方法としてSNSの活用など相談しやすい環境づくりを検討します。
- ② 青少年育成指導体制の確保
育成センター相談員、補導委員、育成指導委員の研修を行い、人材育成を図ります。
関係団体と連携し、青少年の健全育成を推進する事業を実施します。
適応指導教室と連携し、不登校の児童生徒の対応や家庭教育を支援します。
- ③ 家庭教育に対する支援
家庭教育の充実を図るため、保育園、認定こども園、学校及び地域団体などと連携し、子どもと保護者で学ぶ機会の提供を支援します。
子育ての悩みを解決に導く講座や教室の充実に努めます。
- ④ 地域ボランティアへの活動支援
子どもや学校が抱える課題解決のため、地域ボランティアの人材を育成するとともに、学校や放課後児童クラブ、地域などが連携・協働し、学校活動を支援する体制づくりを検討します。
- ⑤ 勤労青少年への活動支援と活動拠点施設の検討
利用者の減少を踏まえて、勤労青少年の仲間づくりやキャリア形成ができる活動拠点の在り方及び活動方法について検討します。

【主要事業】

事業名	事業概要
青少年育成事業	悩み相談、声かけ運動、青少年体験学習の推進
家庭教育地域交流振興事業(再掲)	保育園、認定こども園、小・中・総合支援学校などと連携した家庭教育講座の充実
地域子どもはぐくみ事業	放課後子ども教室の実施、学校支援地域本部の設置、放課後児童クラブとの連携
勤労青少年への活動支援	趣味・教養・キャリア形成等の講座開設・運営、自主活動支援

【5年後の目標値】

○青少年体験学習講座開催回数及び参加人数（教育委員会主催または講師派遣等）

年度	開催回数	参加人数
令和元年度	9回/年	342人
令和7年度（目標年度）	15回/年	500人

3 文化の振興



(1) 文化・芸術の振興

【現状と課題】

- ① 市民オペラ公演や戊辰150年を記念した「小千谷談判」劇の上演など、市民が文化・芸術活動に参加する機会を提供し、これをきっかけに、新たな活動グループが発足しました。引き続き、市民の文化・芸術への関心の高まりに応えるため、誰もが気軽に参加できる講座の充実を図る必要があります。
- ② 市美術展への出品や音楽などの鑑賞会には、高校生の参加はあるものの、20代・30代の参加は少ない状況です。若年層の文化・芸術への関心を高め、活動を盛り上げるため、地域と連携して文化・芸術活動の学習機会や活躍の場を提供し、共に取組を推進する必要があります。
- ③ 全国から短歌・俳句・川柳・詩の4部門の作品を募集し、入選作品を掲載した冊子「文芸おぢや」の刊行と歌人などによる講演会を行う「文芸のつどい」を毎年開催していますが、令和元年度の応募者数は、平成28年度と比較すると約1割減少しています。今後は、短歌や俳句などの学習機会を提供し、文芸への関心を高める必要があります。

【施策の基本方針】

- ① 芸術鑑賞の機会の拡充
市民ニーズの把握に努め、初心者や中学生・高校生をはじめとする多くの市民が文化や芸術に触れる機会を提供します。
市内出身の芸術家と連携し、市民参加型の芸術発表の場を創出することにより、文化・芸術に接する機会の拡大に努めます。
- ② 文化団体などの育成支援の継続
文化団体などの育成を図るため、文化団体などへの情報提供や活動への助成、文化団体などの活動内容を市民へ周知することなどによる支援に努めます。

【主要事業】

事業名	事業概要
芸術文化振興事業	市美術展、市民音楽祭、市民芸能まつり、文芸のつどい、芸術鑑賞会、市民オペラの開催
文化振興基金事業	文化団体などへの活動支援

【5年後の目標値】

○芸術文化振興事業（市美術展・音楽祭・芸能まつり・文芸のつどいなど）参加者数

年度	参加者数
令和元年度	6,725人
令和7年度（目標年度）	7,000人

(2) 文化財等の保存と活用

【現状と課題】

- ① 平成31年4月に施行された文化財保護法の改正により、文化財は保存・収集から保存・活用へと方向性が変わっていることから、文化財をまちづくりに活かすためその継承を支援し、観光資源としての価値を高める取組を進める必要があります。また、埋蔵文化財は関係機関同士の情報共有を図り、確実な保存を行っていく必要があります。
- ② 本市は、57件の国・県・市指定の有形・無形文化財を有しています。これまで先人が培ってきた伝統や文化を継承し、貴重な地域資源として保存・活用していくことが求められています。
- ③ 指導者の高齢化や後継者不足などにより、文化財の維持管理が困難さを増していることから、地域の文化の象徴である文化財を、地域住民の力で守っていく取組を支援していく必要があります。
- ④ ユネスコ無形文化遺産にも登録されている国指定の重要無形文化財「小千谷縮・越後上布」は、指定から65年を迎えた小千谷の名を冠した重要な文化財であり、高度な技術を後世に継承していくための支援を行う必要があります。

【施策の基本方針】

- ① 埋蔵文化財の調査・保存
地域の歴史と文化を守るため、調査結果の広報と関係機関との情報共有に努め、適切な保存を行います。
- ② (仮) 郷土資料館の整備
旧小千谷総合病院跡地整備事業において計画している図書館を核とした複合施設において、本市の歴史・文化を未来に伝えるため、(仮) 郷土資料館を整備します。
本市が生んだ世界的詩人「西脇順三郎」をはじめ「廣川晴軒」「佐藤雪山」など、郷土に生きた先人に関する資料の収集を進め、文化財や郷土資料の活用の充実を図ります。
- ③ 文化財の普及啓発・活用
各種展示やICTを活用した普及啓発を推進します。文化財関連のボランティア活動・自主サークルへの支援を行い、官・民・学が協働し、文化財における持続可能な維持管理や、文化財を活用する仕組み作りに取り組みます。また文化財を活用することにより、交流人口の増加に繋がります。
- ④ 後継者の育成
伝統や文化を受け継ぎ伝えるため、その公開と普及を図るとともに、人材の育成に努めます。

【主要事業】

事業名	事業概要
埋蔵文化財調査事業	遺跡の把握、諸開発との調整、発掘調査
旧小千谷総合病院跡地整備事業	図書館を核とした（仮）郷土資料館を含む複合施設の整備
文化財普及啓発事業	文化財関連の市民団体などへの支援
伝統民俗芸能伝承事業	郷土芸能団体などへの支援
小千谷縮布技術伝承者養成事業	技術伝承者養成講習会などへの支援
文化・歴史・産業遺産保存活用事業	歴史的建造物や景観などの文化財としての指定・保存・活用

【5年後の目標値】

○伝統文化関連事業

年度	小千谷縮布製作技術習得人数
令和元年度	18人
令和7年度（目標年度）	28人

4 スポーツの振興



(1) 生涯スポーツ・競技スポーツの振興

【現状と課題】

- ① 平成29年度の「健康づくり意識調査」によると、運動やスポーツをすることで健康維持や運動不足、ストレス解消が図られると感じている市民が多くいる一方で、実際に運動やスポーツを継続的に取り組むことができない市民も70%程度います。小千谷市スポーツ推進計画に基づき、だれもが、いつまでも、スポーツを楽しむことのできる生涯スポーツの環境づくりが必要です。
- ② 本市では、小学生から高校生までのジュニア期におけるスポーツ活動が活発で、全国大会に多数出場するなど活躍しています。その一方で、児童・生徒数の減少に伴い、競技種目によっては複数の団体が合同でチームを編成せざるを得ない状況にあることから、継続的に競技に取り組める環境づくりを支援する必要があります。
- ③ 日頃のスポーツ活動には、市内スポーツ団体の指導者が深く関わっており、大会を含むスポーツイベントはスポーツ団体のほかボランティアの協力により運営されています。このように、スポーツの推進には、活動を支える指導者や支援者が欠かせないため、人材育成や指導体制の充実に取り組む必要があります。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響により、東京オリンピック・パラリンピック大会が延期になりましたが、大会への期待は高いものがあります。この大会を契機として、するスポーツ・みるスポーツ・ささえるスポーツなど、より多くの人が様々な立場でスポーツに関われる環境づくりが必要です。
- ⑤ 令和2年3月末現在の本市の高齢化率（総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合）は34.6%であり、今後しばらくは増加が見込まれています。生涯健康で過ごすために、生きがいづくりや健康づくり、介護予防の観点から、高齢者が気軽に楽しみながら継続できるスポーツ・レクリエーション活動の充実にする必要があります。また、市民の参画により運営される総合型地域スポーツクラブと連携し、健康・体力づくりを目的としたスポーツ活動を推進する必要があります。

【施策の基本方針】

- ① 生涯スポーツの推進
子どもから高齢者まで、日常的に体を動かし運動の継続につなげるために、だれもが、いつまでも、スポーツを楽しめる環境づくりを推進します。
- ② 競技スポーツの推進
オリンピック、パラリンピック大会等に出場することを目指して活動する選手に対する支援に取り組みます。また、市スポーツ協会、各競技団体、市スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ及び学校と連携をしながら、ジュニア選手の競技水準の向上に努めます。
- ③ 障がい者スポーツの普及
関係団体や福祉関係者などと連携し、障がいの有無に関わらず、ともにスポーツに親しむ機会を創出することにより、障がいに対する理解を広め、障がい者スポーツの普及を図ります。
- ④ 団体支援、人材育成
スポーツ活動を支える指導体制の充実に努めるため、スポーツ推進の中核となる団体である市スポーツ協会、市スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブに対する支援に努めます。また、スポーツ指

導者、支援者の育成や人材の充実に努め、さまざまな場面で活用を図ります。

⑤ 健康・体力づくりの推進

健康寿命の延伸につながる健康・体力づくりのための教室を開催します。また、市民団体や町内会など自主的に教室を開催する取組を支援します。

個人でも手軽に利用できる総合体育館トレーニングルームやランニング走路の利用促進を図ります。

【主要事業】

事業名	事業概要
スポーツ振興事業	選手の活動支援、各種大会やイベントの開催、ジュニア選手育成強化、関係団体との連携
指導者、支援者養成事業	スポーツ・レクリエーション指導者やボランティア養成講座の開催
健康づくり推進事業	関係団体や機関と連携し、運動の継続を図る事業の開催

【5年後の目標値】

○週1回以上運動する人の割合

年度	割合
平成29年度	31.5%
令和7年度（目標年度）	60.0%

(2) 体育施設の整備

【現状と課題】

- ① 本市には、屋内・屋外体育施設が併せて8か所あり、そのうち5か所が建設後40年以上経過し、老朽化が進んでいることから、施設の利便性と安全性を考慮した効率的な補修や整備が必要です。特に白山運動公園は、屋外体育施設の拠点であり、市内の屋外体育施設のうち、利用者数の割合が8割以上を占める施設であることから、計画的な改修・更新を行う必要があります。
- ② 安全性の確保をはじめとした体育施設の適切な維持管理を継続するため、競技人口や施設利用者数の推移に基づき、各体育施設のあり方を検討する必要があります。

【施策の基本方針】

- ① 体育施設の整備・充実
施設の老朽化に対応するため、計画的な整備を行います。また、積雪期や荒天時でも使用できるような施設環境の整備を検討します。
- ② 屋外運動公園の改修・設備更新
屋外体育施設全体の在り方を検討したうえで個別施設計画を策定し、計画的な整備に努めます。

【主要事業】

事業名	事業概要
総合体育館整備事業	設備更新
運動公園整備事業	運動公園の改修・設備更新

【5年後の目標値】

○体育施設利用者数

施設名 年度	総合体育館	市民 プール	東小千谷 体育センター	白山運動公園				
				野球場	庭球場	陸上競技場	多目的広場	グリーン ヒル白山
令和元年度	183,033人	14,148人	20,178人	3,384人	10,623人	4,617人	7,849人	9,501人
令和7年度 (目標年度)	177,500人	13,700人	19,500人	3,300人	10,300人	4,300人	7,600人	9,200人
施設名 年度	信濃川河川公園		千谷運動公園			南部スポー ツ広場	片貝スポー ツ広場	
	野球場	多目的 グラウンド	野球場	庭球場	多目的広場			
令和元年度	1,071人	2,827人	2,074人	4,568人	2,780人	3,890人	4,592人	
令和7年度 (目標年度)	2,100人	3,400人	2,000人	4,500人	2,700人	3,800人	4,500人	
年度	計							
令和元年度	274,496人							
令和7年度 (目標年度)	268,400人							

基本目標 2

子育てにやさしく健康長寿で支えあうまちづくり

(福祉、健康、医療)

1 子育て環境の充実

(1) 子どもを産み育てやすい環境の整備



【現状と課題】

- ① 未婚・非婚者数の増加及び晩婚化、また、子どもを持つことに対する考え方の多様化などにより、妊娠・出産件数の減少傾向が続いています。「子どもを産み育てたい」と思う人が、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、引き続き産科を有する医療機関である厚生連小千谷総合病院との連携強化を図るとともに、心身の健康や出産・子育てにかかる経済面も含めた切れ目のない支援が必要です。
- ② 核家族化の進行、共働き世帯の増加により、母子を取り巻く環境は著しく変化しています。安心してできる妊娠期間を過ごし、安全な出産を迎えるとともに、乳幼児が健全に発育できるよう、母子保健の充実を図る必要があります。また、地域とのつながりの希薄化などにより、子育てにおける周囲の支援や協力を得にくい家庭が増えています。妊娠・出産・子育てを見守り、サポートしてくれる家族や地域とのつながりを築くなど、妊産婦の育児不安を解消し、産後うつや孤立を防ぐ必要があります。
- ③ 子育て家庭を支援する取組として、地域子育て支援施設「わんパーク」を拠点に、遊びと相談などの場を提供するほか、SNSによる子育て情報やわんパークのイベント情報などの配信を行っています。核家族化の進行や共働き世帯の増加に伴い就園年齢が低下したことにより、来館者数が平成29年度は18,536人、令和元年度は17,066人と減少傾向にある一方で、子育てに関する相談件数は、平成29年度は518件、令和元年度は629件と増加傾向にあるため、より相談しやすい環境づくりが求められています。
- ④ ファミリー・サポート・センター事業の登録会員は、平成25年度の411人をピークに年々減少しており、令和元年度は345人となっています。育児の援助をする提供会員については、定期的に説明会や養成講座を開催し、会員数の確保に努めており、登録者数は概ね150人で推移し大きく減少していませんが、新規提供会員の追加登録者数が伸び悩んでいます。一方、育児援助の依頼者のニーズは多様化しており、今後求められるニーズに合った提供体制を確保するため、事業の周知と提供会員のスキルの向上が必要です。
- ⑤ 幼児から小学生までの子どもたちが降雪期や荒天時に身体を動かして遊べる場所が不足しているため、子どもたちが降雪期や荒天時でも安全で安心して遊ぶことのできる場所を確保する必要があります。

【施策の基本方針】

- ① 安心して妊娠・出産・子育てができる支援環境の充実
小千谷市子ども・子育て支援事業計画に基づき、産前産後における妊産婦等への支援の充実と、地域社会全体で子どもを育てる支援環境の整備に努めます。
- ② 医療費助成事業の推進
不妊治療費、妊産婦医療費、子ども医療費をそれぞれ助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。
- ③ ベビー・ファースト運動の推進
ベビー・ファースト運動を推進し、地域社会全体で子育てを支援する意識の啓発に努めます。
- ④ 母子保健事業の充実

妊娠期から子育て期の心身の不安に早期に対応するため、子育て世代包括支援センターを核として、地域の保育園や認定こども園、民生委員・児童委員などとの連携により、切れ目のない支援と相談体制の充実を図ります。また、子どもが心身ともに健やかに成長し、母親が健康に過ごせるよう、妊婦・乳幼児健診、歯科検診などの充実を図ります。

妊婦とその家族を対象にしたうぶごえ教室の開催や父子手帳を発行するなど、家族が協力して子育てをする関係の支援に努めます。

出産後の母体の回復や育児等に不安のある母親を対象に産後ケア事業を実施し、産婦の育児不安の解消や産後うつ防止に努めます。

⑤ 地域子育て支援拠点事業の充実

保育園、認定こども園などの就園前を中心とした子どもの子育てに役立つ各種相談や情報提供を行います。相談件数の増加に対応し、孤立化を防止するため、SNSを活用した情報発信や相談・支援体制の充実を図ります。

⑥ ファミリー・サポート・センター事業の推進

地域や社会全体で子育て家庭を支援していけるよう、市民や市内在勤者にファミリー・サポート・センター事業を周知し、依頼会員と提供会員の増加につなげます。また、提供会員のスキルの向上に向けた研修など、学びの機会の提供に努めます。

⑦ 子どもの遊び場の充実

子どもが安全で安心して遊ぶことができる屋内施設を旧小千谷総合病院跡地に整備する施設を導入します。また、健康・こどもプラザ（あすえ〜る）内の「わんパーク」や市民会館内の「わくわくルーム」、総合体育館内の「幼児プレイルーム」など、既存の遊び場の有効活用にも努めます。

【主要事業】

事業名	事業概要
医療費助成事業	子ども医療費助成、不妊治療費助成、妊産婦医療費助成
母子保健事業	妊婦健康診査・歯科検診、うぶごえ教室の開催、妊産婦・新生児訪問指導、乳幼児健康診査、養育支援訪問事業、産後ケア事業
ベビー・ファースト運動	ベビー・ファースト運動の啓発、駐車場マタニティマーク設置費補助
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業の運営、子育て教室の開催、子育てなんでも相談の実施、SNSの活用による子育て情報の発信及び相談
ファミリー・サポート・センター事業	提供会員養成講座の開催
旧小千谷総合病院跡地整備事業	子どもが安全で安心して遊ぶことができる屋内施設の整備

【5年後の目標値】

○産後（退院後1か月間）に助産師や保健師等から十分な指導やケアを受けることができたと思う人の割合

年 度	受けることができたと思う人の割合
令和元年度	95.0%
令和7年度（目標年度）	97.0%

※4か月児健康診査における生活アンケート

○今後もこの地域で子育てをしたいと思う親の割合

年 度	肯定的な回答（そう思う／どちらかといえばそう思う）
令和元年度	95.0%
令和7年度（目標年度）	97.0%

※4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査における生活アンケートの平均値

(2) 子育て支援の充実

【現状と課題】

- ① 少子化の進行により児童数が減少する一方、幼児教育や保育の無償化、核家族化の進行や共働き世帯の増加により、保育施設の利用ニーズが高まっており、早朝・延長保育や一時保育、土曜日の延長保育を実施しています。さらに、3歳未満児の保育ニーズが年々高まっているため、3歳未満児の受入体制を確保していく必要があります。令和2年1月から健康・こどもプラザで病児・病後児保育を開始しました。相談が増えている医療的なケアが必要な児童への支援について検討が必要です。
- ② 保育園の老朽化が進む一方で、地域別の出生動向により施設規模と入園児数との間に不均衡が生じているため、保育施設の適正配置を進める必要があります。
- ③ 核家族化の進行や共働き世帯の増加などによる保育ニーズの高まりと同様に、放課後児童クラブ(学童保育)のニーズも年々高まっています。登録児童数は平成28年度が449人でしたが、令和2年度は525人となっています。引き続き受入体制や活動場所の確保に対する支援が必要です。また、児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動ができるように、放課後子ども教室との連携による取組を進める必要があります。
- ④ ひとり親家庭は、他の家庭と比べて収入が少なく、また、就労しても仕事と育児の両立が困難な割合が高い傾向にあります。ひとり親家庭に対しては、経済的支援、仕事と家事、育児の両立支援、就労支援など、家庭の状況に応じた支援に努める必要があります。
- ⑤ 本市の児童虐待相談件数は平成27年度が19件でしたが、令和元年度は34件で年々増加傾向にあります。面前DV¹を含む児童虐待の相談については、「小千谷市子どもを守る地域連絡会」を中心として、虐待防止の啓発、早期発見、相談対応を強化するとともに、関係機関との連携強化と情報共有に努めていく必要があります。
- ⑥ 子どもの貧困問題は、生活困窮家庭の実態把握が難しい状況にあることから、貧困に早期に気づき、早期の支援につなげるため、ひとり親や生活困窮など各種相談窓口での状況把握や関係機関による子どもの見守りが必要です。

【施策の基本方針】

- ① 子育てを支援する地域社会づくりの推進
小千谷市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもたちや子育て世代が安心して暮らし続け、子どもの成長と子育てを行政や地域社会全体で支援する地域社会づくりを目指します。
- ② 保育サービスの充実
働きながら子育てしやすい環境づくりを支援するため、早朝・延長保育、一時保育、病児病後児保育の保育サービスの充実に努めます。また、医療的ケアが必要な児童に関するニーズを把握し、新たな保育サービスとしての必要性について検討します。
- ③ 保育施設の適正配置の推進
幼児教育・保育の無償化及び核家族化の進行や共働き世帯の増加により高まっている保育施設の利用ニーズに対し、保護者が安心して子どもを預け、就労ができるよう、認定こども園の運営を支援するとともに、保育園との連携による受入体制の確保に努めます。また、保育園の老朽化が進んでいるため、地域別、年齢別の児童数に基づき、保育施設の適正配置を進めるとともに、保育サービスの向

¹ 面前DV：子どもの目の前で親が配偶者などに暴力をふるうことで、子どもに心理的苦痛を与える虐待行為

上を前提とした民設民営方式の活用を検討します。

④ 放課後児童クラブ（学童保育）への支援

核家族化の進行や共働き世帯の増加により高まっている放課後児童クラブのニーズに対し、受入れ体制や活動場所の確保と安定的な運営を支援するとともに、放課後子ども教室との連携による一体型又は連携型の運営を支援します。

⑤ ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当の支給及び医療費の助成を引き続き行います。また、各家庭の状況に応じて寄り添う支援策のあり方を検討します。

⑥ 関係機関との連携による児童虐待とDVへの対応

児童虐待の防止と早期発見・早期対応を行うため、小千谷市子どもを守る地域連絡会を中心として、関係機関との連携を図ります。

長岡地域定住自立圏の取組として、長岡市DV防止ネットワークを通じ、関係機関との情報共有に努めるとともに連携して対応します。

⑦ 子どもの貧困への支援

各機関における相談対応や子どもの見守りにより、生活困窮家庭の状況把握に努めます。「貧困の連鎖」を防止するために、生活困窮家庭への支援事業と連携した相談・支援に取り組みます。

【主要事業】

事業名	事業概要
保育サービスの充実	早朝・延長保育、一時保育、土曜日の延長保育、病児病後児保育、通園費補助、医療的ケア児の支援体制の検討
認定こども園支援事業	施設整備費補助、運営費補助
保育施設の適正配置の推進	保育施設の適正配置の推進、保育サービスの向上
放課後児童健全育成事業	設置団体への運営費補助、空き教室等の活動場所の確保支援、放課後子ども教室との連携
ひとり親家庭支援事業	児童扶養手当の支給、医療費助成、就労支援
児童虐待・DV防止ネットワーク事業	小千谷市子どもを守る地域連絡会参画団体の連携強化
子どもの貧困対策	就学援助制度、子どもの学習支援・生活支援事業

【5年後の目標値】

○保育施設の適正配置推進による保育園及び認定こども園の定員数に対する入園児数の割合

年度	充足率
平成30年度	73.5%
令和7年度（目標年度）	80%以上

○学童クラブの受入数

年 度	学童クラブ（通年型）設置数
令和元年度	10団体
令和7年度（目標年度）	12団体

2 健康づくりの推進



(1) 健やかな体づくりの推進

【現状と課題】

- ① 平成30年の福祉保健年報によると、小千谷市の死因別の割合は悪性新生物が20.0%、心疾患が16.4%、脳血管疾患が9.7%と生活習慣病が全体のおよそ半数を占めています。また、特定健診結果における保健指導判定値以上であった割合を平成25年度と令和元年度で比較すると、血圧が34.4%から43.4%、脂質が55.6%から58.6%、糖代謝が48.6%から65.1%といずれも増加しています。予防には規則正しい健全な生活習慣が大切であるため、乳幼児期から高齢期までの一貫した生活習慣病予防対策が求められています。
- ② 保健推進員や食生活改善推進委員などと連携し、地域活動やイベント行事の場を活用しながら、地域に密着した健康づくりに取り組んでいます。引き続き地域における自主的な健康づくりを推進するため、健康づくりの担い手の養成や関係者との連携強化を図る必要があります。
- ③ 近年は家庭においてもスマートフォンやタブレットなど時間や場所を選ばずに誰もが容易にメディア機器を利用できるようになったことにより、若年層を中心に運動や睡眠の不足など生活リズムに悪影響を及ぼしています。小・中学生を対象とした生活習慣の調査によると、1日2時間以上メディア機器を使用する子の割合を平成25年度と平成30年度で比較すると、小学生が1.1%から8.5%、中学生は19.3%から28.8%と増加している一方、1日30分以上の運動を毎日している子の割合は、小学生が73.5%から62.4%、中学生は74.8%から70.1%と減少していることから、適度な運動、睡眠時間の確保といった生活習慣の改善が必要です。

また、今後は学習生活や生活全般においても、一層メディア機器の利用は欠かせないものになると考えられるため、メディア依存による健康への影響に配慮する必要があります。
- ④ 健康づくり意識調査によると、朝食を毎日食べる成人の割合を平成25年度と平成29年度で比較すると、84.3%から83.4%と減少しています。また、安全性や生産地等を考慮した食材を選んでいる人の割合も68.2%から58.4%と減少しています。食に関する価値観の変化やライフスタイルの多様化により、個人や家庭での健全な食生活の実践が困難な傾向にあるため、家庭での取組を中心に、認定こども園・保育園、学校、地域など、さまざまな場面において、食の大切さに関する意識の向上を図る必要があります。
- ⑤ 歯や口腔内の健康を保つことは健康寿命の延伸につながります。健康づくり意識調査によると、20歳以上の人で1年間に治療や健診で歯科医院を受診した人の割合を平成25年度と平成29年度で比較すると、45.7%から44.1%に減少しており、県平均の45.1%と比較しても下回っています。また、平成30年度から開始した成人歯科検診及び妊婦歯科検診の受診状況は、令和元年度で16.4%及び46.5%といずれも低い状況です。むし歯や歯周病を予防し、口腔機能をよい状態で維持していくため、生涯を通じた継続性のある歯科保健対策が求められています。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症への対策として、日常生活における新しい生活様式の普及・定着により、感染予防と感染拡大防止に努める必要があります。感染状況により行動が制限され、心身の健康に影響することも考えられることから新しい生活様式の普及・定着を図りつつ、身体的・精神的に健康を維持するための対策が必要です。また、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの合併症ハイリスク群（子どもや妊婦など）への予防接種の支援が求められています。

【施策の基本方針】

① 健康づくりの推進

小千谷市健康増進計画に基づき、市民が健康で充実した生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉、教育の関係団体と連携し、健康づくりを推進します。

地域における自主的な健康づくりを推進するため、市民が主体的に健康づくりに取り組むための意識の向上と、保健推進員や食生活改善推進委員、民間団体、企業等と連携した健康づくり活動の充実を図ります。

② 生活習慣病予防対策の推進

生活習慣改善のための健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導を推進します。

がん検診においては、未受診者対策に取り組み、受診率の向上を図ります。

さらに、運動習慣の定着やフレイル²・ロコモ³予防のための健康ポイント事業の充実などにより、生活習慣病予防対策を推進します。

③ 母子保健事業（乳幼児期・学童思春期）の推進

乳幼児期からの適切な生活習慣を確立するため、「食べて、動いて、よく寝よう！」の普及啓発を強化するとともに、関係機関との連携による生活習慣改善の取組を推進します。

メディア依存による健康への影響とその予防については、乳幼児期では各種健診や保育園・認定こども園、学童思春期では学校を中心に適切な使い方や関わり方を考える機会を設けるなど、子どもや保護者に対するメディアコントロールの重要性などを周知・啓発する取組を推進します。

④ 食育の推進

小千谷市食育推進計画に基づき、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の確立のため、関係機関や団体と連携し、食育を推進します。

⑤ 歯科保健の推進

小千谷市歯科保健計画に基づき、乳幼児期・学童思春期・妊産婦・成人期・高齢期の各ライフステージの課題解決に向けて、意識の向上と行動の定着を目指し、関係機関と連携した歯科保健事業を推進します。

⑥ 感染症予防対策の推進

新しい生活様式の普及・定着を促し、新たな感染症に対しても正しい知識による情報を適時に市民へ伝えるとともに、一人ひとりが健全な身体と心を維持できる取組を推進します。

予防接種事業における接種勧奨やインフルエンザ予防接種助成事業の拡充を図ります。

【主要事業】

事業名	事業概要
健康づくり推進事業	健康福祉まつり、町内健康づくり事業、保健推進員・食生活改善推進委員の活動支援
健康教育事業	生活習慣病予防・糖尿病予防・歯科疾患予防・健康ポイント事業（フレイル・ロコモ予防）

² フレイル：加齢とともに心身の活力（筋力や認知機能等）が低下し、要介護になるリスクの高い状態になること

³ ロコモ：ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の略。「立つ」「歩く」などの運動器の衰えにより要介護になるリスクの高い状態になること

健康相談事業	特定健康診査結果説明会、糖尿病予防相談会
訪問指導事業	各種健診結果の要指導者等への訪問指導
健康診査事業	特定健康診査、血糖検査、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、人間ドック
がん検診事業	胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん検診
母子保健事業（乳幼児期・学童思春期）	乳幼児期・学童思春期の健康づくり メディアコントロール意識啓発
食育推進事業	食生活改善運動、食生活改善推進委員の育成、食に関する実態把握及び普及啓発、地産地消の推進
歯科保健事業	幼児歯科検診、妊婦歯科検診、成人歯科検診、後期高齢者歯科検診、むし歯予防教室
感染症予防事業	予防接種、結核検診、新たな感染症への防疫対策 インフルエンザ予防接種助成事業の拡充

【5年後の目標値】

○ 特定健康診査・特定保健指導実施率

年 度	特定健康診査実施率	特定保健指導実施率
令和元年度	57.7%	35.9%
令和7年度（目標年度）	65%	45%

○がん検診受診率

年 度	胃がん検診	大腸がん検診	肺がん検診	子宮頸がん検診	乳がん検診
令和元年度	24.7%	35.9%	50.2%	37.4%	44.7%
令和7年度（目標年度）	28%	37%	55%	39%	46%

○健康づくり意識調査

年 度	朝食を毎日食べる成人の割合	1年間に治療や健診で歯科医院を受診した人の割合（20歳以上）
平成29年度※	83.4%	44.1%
令和7年度（目標年度）	90%以上	50%以上

※健康づくり意識調査年度

(2) 健康長寿の推進

【現状と課題】

- ① 本市の平成27年の平均寿命⁴は男性81.1年、女性87.5年で、全国の男性80.8年、女性87.0年をやや上回っています。また、平均寿命と健康寿命⁵の差は要介護となる期間を表しますが、平成28年の日本人の健康寿命は男性72.14年、女性74.79年となっています。高齢者の健やかな長寿を願う中で、健康寿命の延伸は大きな課題です。健康管理や健康づくりに取り組む高齢者が目的や内容を理解し、意識の向上を図ることができるよう、支援する必要があります。
- ② 地域において自立した生活を継続していくためには、要介護状態になることを未然に防ぐことや、介護が必要になっても状態が悪化しないように努めることが重要です。そのためには、社会参加の促進による介護予防を推進するとともに、総合的な相談や心身の状態及び生活課題に応じたサービスを提供する必要があります。
- ③ 健康寿命の延伸には、複数疾患の合併や加齢に伴うフレイルなど高齢者の特性を踏まえた健康支援が重要であるため、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する必要があります。
- ④ 新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症への対策として、日常生活における新しい生活様式の普及・定着を図るとともに、健やかな長寿のためには感染症の予防が重要です。高齢化とともに重症化するリスクが高まるため、正確でタイムリーな情報提供と感染予防に努める必要があります。

【施策の基本方針】

① 健康保持・増進対策の推進

高齢者が健康でいきいきと生活できるよう、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導を実施します。

健康増進事業及び予防接種事業については、関係機関と連携し、事業内容の周知と意識の啓発に取り組めます。

② 地域支援事業の推進

介護予防、要介護状態などの重症化予防、認知症対策のため、高齢者の社会参加を促すとともに、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業を実施します。

③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者が、住み慣れた地域で自立した生活をし、生活の質を維持・向上することができるよう、高齢者の特性に合わせ保健事業と介護予防事業とを一体的に実施します。

④ 感染症予防対策の推進

感染症への予防対策や感染による影響について理解しやすい内容を情報発信するとともに、予防接種事業における接種勧奨に努めます。

【主要事業】

事業名	事業概要
健康増進事業	健康寿命延伸・フレイルとロコモ予防医学講座、健康診査、がん検

⁴ 平均寿命：厚生労働省が5年ごとの国勢調査を基に、死亡率などから生命関数を用いて算出した0歳児の平均余命のこと

⁵ 健康寿命：「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定義され、厚生労働省が3年に1度算定するが、人口規模が少ないと精度が低いいため、市町村単位の公表はない。

	診、健康教育、健康相談、訪問指導、人間ドック
介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業	一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業、認知症施策、生活支援体制整備事業(地域支え合い事業)
感染症予防事業	予防接種(インフルエンザ、高齢者肺炎球菌など)、結核検診 新たな感染症への防疫対策

【5年後の目標値】

○高齢者の健診受診率及び予防接種率

年 度	特定健康診査受診率 (75歳以上)	インフルエンザ 予防接種率 (65歳以上)
令和元年度	24.3%	52.1%
令和7年度 (目標年度)	25%以上	67%以上

(3) 心の健康づくりの推進

【現状と課題】

- ① 現代はストレス社会と言われ、ストレスは生活習慣病に影響します。国全体の傾向と同様に、本市においてもストレスを感じている人の割合が増加しており、健康づくり意識調査によると、ストレスを感じると答えた人の割合を平成25年度と平成29年度で比較すると、73.0%から94.3%に増加しています。一方、ストレスの解消ができています・何とかできていると答えた人の割合は74.9%から61.5%に減少しています。ストレスへの対処力を高めて心の健康づくりを推進するため、対処方法の情報提供や普及啓発を強化していく必要があります。
- ② 小千谷市健康増進計画に基づき、「こころの健康」を中心として自殺対策に取り組んできましたが、本市の自殺死亡率⁶は、全国や県の平均値と比べて高い値で推移しており、厚生労働省が作成している令和元年の「地域における自殺の基礎資料」によると、本市の自殺死亡率は全国を上回っている状況です。このような状況の中、平成30年3月に「小千谷市自殺対策計画」を策定し、地域の実情に即した自殺対策の取組を推進しています。自殺を予防して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、心の健康づくりについて個人と社会の双方に働きかけ、多様な関係者との連携による総合的な取組が求められています。

【施策の基本方針】

① 精神保健対策の推進

睡眠のとり方や適正飲酒などのストレスへの対処方法の周知に努めるとともに、ストレスを自分で抱え込まずに相談することの大切さについて啓発し、心の病気の早期発見・早期治療につなげるため、関係機関・団体が共通認識を持って協働し、地域全体で支える仕組みづくりに取り組みます。

② 自殺予防対策の推進

小千谷市自殺対策計画に基づき、心の健康づくりを支援する団体や関係機関と連携、地域全体で自殺を予防する事業を推進します。

関係機関との連携により、相談支援体制と地域における気づき・見守り体制⁷の充実を図ります。

【主要事業】

事業名	事業概要
精神保健事業	精神障がい地域包括ケア連絡会、心の健康講演会、精神保健福祉相談会、訪問指導
自殺対策強化事業	いのちとこころの支援連絡会、地域見守り体制の推進、ゲートキーパー ⁸ の養成、相談窓口の周知

⁶ 自殺死亡率：自殺者数を当該地方公共団体の人口で除し、これを10万人当たりの数値に換算したもの

⁷ 気づき・見守り体制：県が自殺予防対策として全県下で展開しており、心の悩みを抱える人を身近な住民が気づき、早い段階で保健師等による支援につなげる取組

⁸ ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人

【5年後の目標値】

○心の健康に関する意識調査

年 度	ストレスを感じる人の割合	ストレスの解消ができていない・何とかできている人の割合	各種相談会を知っている人の割合
平成29年度※	94.3%	61.5%	32.4%
令和7年度（目標年度）	65%以下	70%以上	50%以上

※健康づくり意識調査年度

3 医療体制の充実



(1) 地域医療の充実

【現状と課題】

- ① 厚生連魚沼病院と公益財団法人小千谷総合病院が統合し、平成29年4月に厚生連小千谷総合病院が開院しました。将来にわたり、市民への質の高い医療提供体制が維持されるよう、地域の中核医療機関としての役割を担う厚生連小千谷総合病院を中心とした地域医療体制を維持していく必要があります。
- ② 医師や医療従事者の不足が深刻化しています。将来にわたって安定的な地域医療提供体制が維持されるよう、医師や医療従事者の人材確保が必要です。
- ③ 地域医療体制の充実を図るには、診療所⁹と病院との連携が必要不可欠なため、今後も身近なかかりつけ医としての診療所を確保していくための支援策が必要です。
- ④ 感染症の発症あるいは重症化を防ぐために、予防接種は有効な手段の一つです。予防接種を受けた人の健康保持に加え、多くの方が予防接種を受けることで流行を阻止し、社会全体の感染症を減らす効果もあることから、より多くの市民に予防接種を受けてもらえるよう、啓発活動を継続する必要があります。
- ⑤ 新型コロナウイルスなど新たな感染症への防疫対策等について、県や関係機関と連携を図りながら対応を進める必要があります。
- ⑥ 夜間・休日の初期救急診療体制については、本市の医療機関で対応しているほか、長岡地域定住自立圏共生事業により、小児は中越子ども急患センター、大人は長岡休日・夜間急患診療所で対応しています。圏域の初期救急医療施設における小千谷市民の平成30年度の受診者数の割合は、中越子ども急患センターが3.6%、長岡休日・夜間急患診療所が1.9%と低迷しているため、身近な医療施設として定着するよう普及啓発が必要です。
- ⑦ 令和元年度の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果によると、在宅で介護や医療のサービスを希望する市民の割合が高い水準にあることがわかりました。在宅医療と介護サービスの連携を強化する必要があります。

【施策の基本方針】

① 地域医療の充実

地域の中核医療機関としての役割を担う厚生連小千谷総合病院の医療提供体制が安定して維持されるよう、運営を支援します。また、医師や医療従事者の人材確保に向けて、関係機関や関係団体と連携した取組を進めます。

② 診療所の開設等支援

市内における診療所の新規開設や診療体制を維持する取組を支援します

③ 感染症予防対策の推進

各種予防接種に対する周知強化と理解を深める啓発により、接種率の向上に努めます。

④ 新たな感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症対策のため、県や関係機関と連携した取組を進めま

⁹ 診療所：主に外来患者を診察する医療施設

す。

⑤ 夜間・休日診療の確保

本市の医療機関及び長岡地域定住自立圏の広域連携により、救急医療体制の確保及び利用について普及啓発に取り組みます。

⑥ 在宅医療と介護の連携の推進

高齢者が、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供する体制の整備と連携を推進します。

【主要事業】

事業名	事業概要
中核医療機関支援事業	厚生連小千谷総合病院への運営費助成
救急医療専用病床運営事業	救急医療専用病床を保有する病院への運営支援
小児医療専用病床運営事業	小児医療専用病床を保有する病院への運営支援
医師・医療従事者の人材確保	大学寄附講座による医師派遣 実習生の受け入れ及び指導者研修
診療所開設等支援事業	診療所の新規開設等への支援
在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療介護連携協議会、多職種連携研修会 在宅医療・介護連携に関する相談支援
感染症予防事業	予防接種、結核検診、新たな感染症への防疫対策
小児救急医療運営事業	中越子ども急患センターの運営支援、普及啓発
休日夜間救急医療運営事業	長岡休日・夜間急患診療所への運営支援、普及啓発

【5年後の目標値】

○診療所の新規開設数

年度	新規開設件数
令和元年度	—
令和7年度（目標年度）	1件以上 (計画期間中の累計)

4 支え合う福祉社会づくり

(1) 障がい者福祉の充実



【現状と課題】

- ① 令和元年度末現在の本市の障がい者の総数は1,926人で平成27年度末と比較すると29人減少しています。内訳では、身体障がい者は1,308人で117人減少しているものの、知的障がい者と精神障がい者は合わせて618人で88人増加しています。
- ② 相談支援事業所への相談件数は平成27年度14,822件でしたが、令和元年度15,444件と622件増加しており、その内容も年々複雑かつ多様化しています。これらに対応するため、障がい者相談支援事業を3事業所で展開していましたが、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として「小千谷市障がい者基幹相談支援センター」を平成29年10月に開設しました。今後も相談支援体制を強化していく必要があります。
- ③ 障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、経済的基盤の確立が不可欠であり、就労に繋げていくことが必要です。
- ④ 障がい者の自立支援のためのグループホームは、市内の施設がいずれも満床となっています。また、就労継続支援事業所は登録者が定員を超えることもあるため、それぞれの福祉サービスの拡充が求められています。
- ⑤ 障がい者の地域における自立と共生社会の実現に向けて、市民一人ひとりが相互に尊重し支えあい、共に安心して生活できる社会の形成が求められています。なお、本市は平成29年12月に小千谷市手話言語条例を制定しており、ろう者及び手話への理解や普及への取組を推進する責務があります。

【施策の基本方針】

- ① 障がい者計画及び障がい（児）福祉計画の推進
障がい者計画・障がい（児）福祉計画に基づき、障がい福祉サービスを活用し障がいのある人の自立支援の推進を図ります。
- ② 相談支援体制の強化
基幹相談支援センターや相談支援事業所、サービス提供事業所、他分野とのネットワークを構築し連携を強化するとともに人材育成のための支援を行うことにより、障がい福祉サービスの他、権利擁護などを含めた相談支援体制を強化します。
- ③ 就労支援体制の推進
総合支援学校や雇用関係機関との連携を深め、相談・就労支援を推進します。
- ④ 障がい者施設整備に対する支援
不足しているサービスを拡充するため、グループホームや就労継続支援等を行う事業所等の施設整備を支援します。
- ⑤ 障がい者理解の促進
障がいと障がいのある人に対する正しい知識を広め、理解を深めるため、福祉教育や健康福祉まつり、地域交流イベント等を通じた普及啓発活動を推進します。
また、聴覚に障がいのある人の意思疎通を円滑にするため、手話や要約筆記の出来る人の派遣や養成・確保を図ります。

【主要事業】

事業名	事業概要
障害者自立支援給付事業	居宅介護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援、施設入所支援
地域生活支援事業	相談支援、日中一時支援、移動支援、日常生活用具給付支援、コミュニケーション支援事業、成年後見制度利用支援
在宅障がい者支援事業	外出支援サービス（タクシー券利用助成等）、住宅改修費補助、通所サービス事業所通所費助成
障がい福祉施設整備事業費補助金事業	施設整備費補助
健康福祉まつり	障がい福祉サービス事業所・団体の活動PR、障がい者の作品展示、自主作品の販売
意思疎通支援事業	手話通訳者（奉仕員）・要約筆記者（奉仕員）派遣、手話奉仕員養成講座

【参考数値】

○ 身体障害者手帳所持者数

（各年度3月31日現在／単位：人）

年度	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部	計
平成27年度	80	143	18	824	360	1,425
平成28年度	72	141	19	789	369	1,390
平成29年度	68	136	18	751	354	1,327
平成30年度	68	136	19	755	386	1,364
令和元年度	65	127	18	713	385	1,308

資料：福祉課

○療育手帳所持者数

（各年度3月31日現在／単位：人）

年度	区分	知的障がい児（18歳未満）			知的障がい者（18歳以上）			総計
		重度	中軽度	計	重度	中軽度	計	
平成27年度		13	47	60	83	152	235	295
平成28年度		13	55	68	80	159	239	307
平成29年度		11	51	62	82	161	243	305
平成30年度		13	48	61	80	164	244	305
令和元年度		15	40	55	83	177	260	315

資料：福祉課

○精神障害者保健福祉手帳所持者数

(各年度3月31日現在/単位:人)

年 度 \ 等 級	1 級	2 級	3 級	合計
平成27年度	21	183	31	235
平成28年度	19	199	31	249
平成29年度	26	212	29	267
平成30年度	28	232	30	290
令和元年度	28	248	27	303

資料:福祉課

【5年後の目標値】

○障がい者施設の整備数

年 度	整備件数
令和元年度	—
令和7年度(目標年度)	3件 (計画期間中の累計)

(2) 生活困窮者への支援

【現状と課題】

- ① 生活保護受給世帯数は平成29年度137世帯、令和元年度128世帯と経済の緩やかな回復により減少傾向が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響などによる動向を注視し、適切に対応する必要があります。
- ② 平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されました。家庭や生活の面でさまざまな問題を抱えている生活困窮者への支援のため、「自立相談支援事業」「住居確保給付金の支給」のほか任意事業として「就労準備支援事業」「家計改善支援事業」「子どもの学習・生活支援事業」を実施しています。また、ハローワークとの連携による就労支援（生活保護受給者等就労自立促進事業）を実施し、令和元年度は20名の支援要請者に対して、半数の10名の方が就労決定するなどの成果を上げています。引き続き生活困窮者一人ひとりの状況に合った支援を行う必要があります。

【施策の基本方針】

- ① 包括的支援の推進
多様で複合的な問題を抱えている生活困窮者に対応するため、ハローワークや社会福祉協議会等関係機関との間で構築したネットワークを活用し、自立支援を促します。
- ② 早期支援の実施
民生委員や関係機関と連携し、生活困窮者の早期発見・早期支援に努めます。
- ③ 地域支援体制の確保
生活困窮者が地域で自立して生活できるために相談窓口だけでなく、働く場や参加する場の提供や確保に努めます。

【主要事業】

事業名	事業概要
自立相談支援事業	生活困窮者の実情把握及び個々の支援プラン策定による包括的支援の実施
住居確保給付金の支給	離職による住居及び就労の確保に向けた支援
就労準備支援事業	就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練の実施
家計改善支援事業	家計収支に関する課題の評価・分析及び必要な情報提供・助言等の実施
子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯の子どもの学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等の実施
生活保護受給者等就労自立促進事業	ハローワークと連携した就労支援

(3) 高齢者福祉の充実

【現状と課題】

- ① 本市の65歳以上の高齢者人口は令和元年度末で12,070人、令和7年度末には12,219人に達し、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は36.0%となることが予測されています。
また、平成26年度末と平成30年度末の本市の全世帯数を比較すると、12,750世帯から12,706世帯に減少しましたが、高齢者のひとり暮らし世帯は、938世帯から1,168世帯に、高齢者のみの世帯は1,206世帯から1,381世帯にいずれも増加しています。
- ② 高齢者の健康寿命を延伸させるため、地域ぐるみの介護予防や生きがいをづくりの拠点となる通いの場の利用を促進する必要があります。
- ③ 団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7年には、医療や介護を必要とする人が更に増加することが見込まれています。このため、地域包括支援センターを設置して、地域の高齢者の困りごとに関する総合相談支援業務・関係機関との支援ネットワークづくりなどの業務を担っています。地域包括支援センターは職員数を平成29年度に3人から4人に、令和元年度に5人へと体制強化しています。今後も地域資源を活用し、高齢者を支える地域包括ケアシステムを更に充実させる必要があります。

【施策の基本方針】

- ① 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進
高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、生活機能・認知機能の低下などにより高齢者及び介護サービスを必要とする人の権利擁護や自立支援及び要介護状態の重度化防止に向けた支援をします。
- ② 生きがい対策の推進
高齢者の介護予防や生きがいをづくりのため、地域の中で活動できる組織づくり、社会参加を促すための指導者やボランティアの育成を図り、生きがい対応型デイサービス（デイホーム）など住民主体の通いの場を拡充します。
- ③ 地域包括ケアシステムの推進
地域包括支援センターや関係機関・団体と連携し、介護や支援が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護予防・住まい・生活支援が一体的に確保される体制である地域包括ケアシステムを着実に推進します。

【主要事業】

事業名	事業概要
生きがい対策事業	生きがい対応型デイサービス、ふれあいいいきサロン事業補助
在宅生活支援事業	通院等支援サービス事業、介護手当、高齢者住宅整備費補助
活動支援事業	老人クラブ活動への補助、敬老会への補助
地域支援事業（包括的支援事業）	地域包括支援センターの運営、認知症施策の推進、生活支援体制整備事業（地域支え合い事業）

地域支援事業（任意事業）	高齢者見守り相談サービス事業、成年後見制度利用支援事業
--------------	-----------------------------

【参考数値】

年 度	人口総数 A	年少人口 (0～14歳)	生産年齢 人口 (15～64歳)	高齢者人口 (65歳以上) B	高齢化率 B/A
平成29年度	35,995人	4,169人	19,914人	11,912人	33.1%
平成30年度	35,507人	4,036人	19,447人	12,024人	33.9%
令和元年度	34,883人	3,910人	18,903人	12,070人	34.6%
令和7年度 (推計)	33,944人	4,057人	17,668人	12,219人	36.0%

○高齢者人口の推移と推計

資料：実績 住民基本台帳(各年度3月31日現在)

推計 小千谷市人口ビジョン

【5年後の目標値】

○生きがい対応型デイサービス事業（デイホーム）

年 度	団体数	会場	延べ利用人数
令和元年度	10団体	27会場	19,443人/年
令和7年度（目標年度）	10団体	29会場	21,000人/年

基本目標 3

創造性と活力あふれる産業のまちづくり

(産業)

1 商工業の振興



(1) 商業の振興

【現状と課題】

- ① 本市の卸売業、小売業、サービス業などの事業所数は、「経済センサス基礎調査、活動調査」によると1,200を超え、市内の事業所総数の約70%です。また、その就業者数は、市内の就業者総数の約48%を占めています。
- ② 商店街は、経営者の高齢化や後継者不足により、廃業する事業者が増加傾向にあるため、魅力が低下しています。その空きスペースの活用や景観整備など、商店街に人を呼び込むための仕組みづくりが必要です。
- ③ 商業分野において、起業や開業を支援する補助制度の利用件数がともに年々増加傾向にあることから、今後も支援制度の周知と起業や開業をしやすい環境づくりに努める必要があります。
- ④ 本市の地場産品開発支援事業を利用する事業所は、平成30年度が2件、令和元年度が4件と年々増加しています。また、中越大震災後に設立した「おぢやファンクラブ」は、小千谷産品の販売促進と品質向上に関する事業を行っています。今後、更に小千谷産品の販売額を増加させるため、商品のプレミアム感の向上やブラッシュアップ、新商品の開発支援に取り組むことが必要です。
- ⑤ 令和元年に新潟県が行った「買い物に対する県民意識調査」によると、「インターネットによる注文、宅配サービス」を利用する人の割合は増加が続き、特に、18～29歳が46.2%、30～39歳が39.2%など、若い年齢層ほど高くなる傾向があります。このような消費形態の変化に即した販路拡大の取組が必要です。
- ⑥ ふるさと納税の全国の寄附総額は、平成20年度の約81億円から平成30年度の約5,127億円へと大きく増加しており、返礼品の質の向上やラインアップの充実により、小千谷産品の販路拡大が期待できます。
- ⑦ 店舗や事業所は、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、「新しい生活様式」への対応が求められています。

【施策の基本方針】

- ① 商業の活性化支援
商店街の賑わいを創出し、集客を図る事業を支援します。また、全国的な課題となっている事業承継については、商工会議所や（公財）にいがた産業創造機構などとの連携により支援を検討します。
- ② 起業や開業に対する支援
潜在的な開業希望者を把握し、商店街など、市内での起業や開業を支援します。
- ③ 小千谷産品の開発やブラッシュアップに対する支援
小千谷産品の開発や品質向上を図るための取組を支援します。
- ④ 市場開拓と販路拡大に対する支援
商店街のにぎわいづくりや交通利便性の向上などにより、市内での消費拡大を図るとともに、消費者の消費行動の変化や新型コロナウイルス感染症の影響による消費形態の変化を踏まえたインターネットの活用などによる新たな市場開拓と販路拡大の取組を支援します。
- ⑤ ふるさと納税制度の活用による小千谷産品の販路拡大

ふるさと納税制度の返礼品の充実により寄付者数と寄附額の増加を図るとともに、寄附のリピーターを増加させ、小千谷製品のPRと販路拡大を支援します。

【主要事業】

事業名	事業概要
商店街空き店舗活用支援事業	商店街の空き店舗を活用した起業や開業における初期投資に対する支援
商店街にぎわいづくり支援事業	商店街振興組合などが実施するにぎわいを創出する事業や新たな顧客を獲得するための活動に対する支援
開業促進事業	市内での起業や開業に関する相談や初期投資に対する支援
地場産品開発支援事業	小千谷産品の新規開発や品質向上などに対する支援
国内・海外販路開拓支援事業	新商品のPRや販路拡大を目的とする国内外の展示会や見本市などへの出展に対する支援
ふるさと納税推進事業	ふるさと納税制度の返礼品の充実拡充による小千谷産品のPRと販路拡大に対する支援
制度融資事業	中小企業の経営安定、設備投資などによる経営基盤の強化に対する融資

【5年後の目標値】

○起業や開業の相談件数と本市の補助制度利用件数

年 度	相談件数	利用件数
令和元年度	10件/年	5件
令和7年度（目標年度）	10件/年	20件 (計画期間中の累計)

○商品開発や品質向上などに関する本市の補助制度利用件数

年 度	支援件数
令和元年度	4件/年
令和7年度（目標年度）	12件 (計画期間中の累計)

○展示会などへの出展に対する本市の補助制度利用件数

年 度	支援件数
令和元年度	10件/年
令和7年度（目標年度）	15件/年

○ふるさと納税リピーター数

年 度	複数回の寄附をした人数
令和元年度	4,187人
令和7年度	6,000人

(2) 基幹産業の強化

【現状と課題】

- ① 本市の製造業の就業者数の割合は、「経済センサス基礎調査、活動調査」によると市全体の就業者数の約39%を占めており、ものづくりの分野で高い技術力を有する企業や、安全で高品質の食品を製造する企業が立地しています。
- ② 製造業においては、「テクノ小千谷名匠塾」に代表されるものづくり産業を支える技術の継承と人材育成の取組により、技術力の向上が図られていることから、引き続きこうした取組に対する支援が必要です。
- ③ 工業においては、デジタル技術の進化、働き方改革などの社会情勢や国際的な経済動向の変化への対応が重要性を増していることから、高等教育機関や研究機関と連携しながら、継続して技術革新に取り組むとともに、市内企業の技術力を国内外にアピールする取組を強化し、国内だけでなく海外への事業展開を支援することが必要です。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響により、部素材供給の複線化によるサプライチェーンの強靱化対策やオンライン商談会など、新しい業務形態への対応が求められています。

【施策の基本方針】

- ① 技術継承のための人材育成
ものづくり産業の活性化のため、熟練技術の継承と人材育成を支援します。
- ② 新技術開発と経営基盤の強化
企業の技術力や経営力を高めるため、AIやIoTなどのデジタル技術を活用した付加価値の高い商品開発や新技術の研究を支援するとともに、サプライチェーンの複線化や動力源の複数確保などの取組を支援し、包摂的かつ持続可能な産業への転換とイノベーションの促進を図ります。
- ③ 販路開拓や拡大に対する支援
ものづくり産業における優れた製品や技術力を国内外にアピールするため、様々な展示会や見本市に加え、動画や映像作成を含めたオンライン商談会などへ参加する取組を支援します。

【主要事業】

事業名	事業概要
テクノ小千谷名匠塾支援事業	高い熟練技術の継承を目的とした人材育成を行うテクノ小千谷名匠塾の活動に対する支援
ものづくり未来創造チャレンジ支援事業	企業と高等教育機関などが連携して行う研究開発（経済産業省、中小企業庁採択事業）に対する支援
ものづくり研究・開発支援事業	企業と高等教育機関などが連携して新技術研究に取り組み製品開発を進める事業に対する支援
産学官連携 ¹ 推進事業	コーディネータの配置による産学官のマッチングとネットワーク構築支援、産学金官の交流と連携を創出するための研究会の開催
国内・海外販路開拓支援事業（再掲）	新技術、新製品のPRや販路拡大を目的とする国内外の展示会や見本市などへの出展に対する支援
制度融資事業（再掲）	中小企業の経営安定、設備投資などによる経営基盤の強化に対する融資

【5年後の目標値】

- 「テクノ小千谷名匠塾」受講生の技能検定合格者数

年 度	合 格 者 数
令和元年度	172人 (平成21年度以降の累計)
令和7年度（目標年度）	230人（同上）

- 産学金官の連携による本市の補助制度利用件数

年 度	支 援 件 数
令和元年度	5件
令和7年度（目標年度）	16件 (計画期間中の累計)

- 展示会などへの出展に対する本市の補助制度利用件数（再掲）

年 度	支 援 件 数
令和元年度	10件／年
令和7年度（目標年度）	15件／年

¹ 産学官連携：企業（産）、大学などの教育機関（学）、行政（官）が連携して新事業の創出などを図ること。金融機関（金）を加えて産学金官などともいう

(3) 企業立地の推進

【現状と課題】

- ① 平成30年度に造成した鴻巣産業団地は、令和元年度に全区画が売却済となり、本市が保有する企業立地用地が1区画となったことから、新たな企業立地用地の確保に取り組む必要があります。
- ② 企業立地を戦略的に進めるため、市内外の企業における立地動向の情報把握と各種支援制度の充実が必要です。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用者と労働者の双方において、新しい生活様式やワーケーションなど、働き方に対する考え方が変化しています。首都圏からの受け皿となる労働環境を整備、活用することにより、研究開発やICT、映像、デザインなど、本市における新しい産業の創出が期待されています。

【施策の基本方針】

- ① 企業立地用地などの確保
市外企業の誘致と市内企業の流出防止のため、立地動向の情報把握に努めるとともに、企業立地用地などを確保します。
- ② 企業立地の促進
市内企業の事業拡大に伴う設備投資と市内外の企業による新たな立地を促進するため、国や県の支援制度を活用するとともに、本市独自の優遇制度や補助制度などにより企業誘致に努めます。
- ③ 新たな労働形態への対応
地域経済の活性化を図るため、サテライトオフィスやワーケーションなど、新たな働き方に対する受入環境の整備に努めます。

【主要事業】

事業名	事業概要
新産業団地造成事業	新たな産業団地の計画、造成
企業立地促進事業	固定資産税の課税免除、用地取得と就業者雇用に対する補助金交付、空き工場などの情報提供
テレワーク環境整備事業	新たな働き方に対応する受入環境の調査、検討、情報発信など

【5年後の目標値】

○産業団地造成箇所

年 度	計画期間中の造成箇所
令和元年度	1か所
令和7年度（目標年度）	2か所 (第五次総合計画期間中の累計)

○産業団地への誘致件数

年 度	誘 致 件 数
令和元年度	2 件
令和 7 年度（目標年度）	3 件 (第五次総合計画期間中の累計)

2 農林業の振興



(1) 担い手の育成と経営の安定

【現状と課題】

- ① 本市の65歳以上の農業経営者は、令和元年度に行った人・農地プラン²のアンケートによると全体の約54%を占め、後継者がいない経営者が57%となっています。また販売農家³は、平成7年からの20年間で約45%減少しました。高齢化や後継者不足が著しい状況であり、農業や集落を維持するためには、新たな担い手の育成を進めるとともに、農地集積や組織化による生産コストの削減を図るなど、持続性のある農業経営ができる環境を整える必要があります。
- ② 耕作条件が不利な農地が多い中山間地域では、耕作放棄により農地が山林や原野などになる非農地化が進んでいることから、耕作しない農地を引き受ける担い手を確保するために、地域での話し合いを進める必要があります。
- ③ 本市の農業は米の生産を経営の柱として発展してきましたが、主食用米の全国ベースの需要量は一貫して減少傾向にあります。最近では人口減少や多様な食生活の影響で毎年10万トン（水田約18,000ha相当分）程度減少し、コメ離れが進んでいます。経営基盤の強化を図るためには稲作に依存した農業経営からの脱却を図るとともに、経営の複合化と多角化により農畜産物の付加価値を高め販売の強化を進める必要があります。
- ④ 平成30年産米から行政による生産数量目標の配分が廃止され、地域の生産者や集荷業者、団体が需要に応じた米生産を行う新たな米政策が始まりました。この仕組みが円滑に定着するよう的確に情報を提供するとともに、水田フル活用⁴の取組を支援する必要があります。
- ⑤ TPP11など⁵の関税削減に伴う影響が懸念されることから、農業機械の導入やデジタル技術の活用による農産物の生産コスト縮減などの対策を進める必要があります。一方、輸出を拡大する好機でもあることから、安全で安心な農産物を求める海外の需要も視野に農産物の生産を行うとともに牛ふん堆肥などの地域資源を土づくりに活用する循環型農業を推進していく必要があります。

【施策の基本方針】

① 新たな担い手の育成

経営感覚に優れた地域農業の担い手として、認定農業者を育成することにより、安定的な農業経営を推進します。

また、次世代を担う農業者を目指す人に、就農準備段階の研修中や就農直後の経営確立のための資金を支援します。就農後も営農が継続できるよう、営農計画の相談など関係機関と協力して支援します。

② 地域における営農体制の構築

担い手に農地が集積できるように、地域での話し合いによる人・農地プランの見直しを支援します。

² 人・農地プラン：農業者が話し合いに基づき、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）、当該地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市により公表されるもの

³ 販売農家：経営耕地面積が30a以上あるいは農産物販売金額が50万円以上の農家

⁴ 水田フル活用：水田で大豆や飼料用作物などの散策作物や、主食用以外の新規需要米（米粉用米）などの生産を行うこと

⁵ TPP11など：日本を含むアジア環太平洋の11カ国の経済連携協定（TPP11）と、日本と欧州連合との経済連携協定（日EU・EPA）と日米貿易協定をいう

認定農業者、農業生産法人、任意生産組合などの地域における中心経営体や将来の農業のあり方を明確化し、地域に合った営農体制の構築を推進します。

③ 地域特性を活かした複合化・多角化経営の推進

主力の魚沼産コシヒカリに加え、稲作と作業時期が競合しない園芸の導入などによる経営の複合化と多角化、多様な販路の拡大による農商工連携や6次産業化などを支援し、農業所得の増加を目指して、暮らせる、稼げる農業経営の確立を推進します。

従来の生産中心の農業に加え、他地域との競争力を高めるため、農産物の直売、食品加工などの経営複合化を推進します。

④ 農畜産物の高付加価値化の推進

生産者、消費者、商工業者との連携による地産地消体制を整備し、需要に基づく農産物のブランド化を進めます。

肉牛や乳牛などの畜産は、関係団体に対する支援により、安全で安心な生産を推進します。

⑤ 多様な農産物生産と加工、販売の強化

消費者ニーズと気候変動に対応した、小千谷産米の多様な品種構成の確立と低コスト化、品質向上に向けて魚沼米憲章に基づく統一的な取組を進めるとともに、海外市場を視野に入れた新たな販売戦略の構築などを支援します。

カリフラワーなど園芸の重点地場農産物の産地育成を促し、地域資源の加工を含めた商品化、販路開拓や拡大を支援します。

⑥ 農業機械導入に対する支援

生産コスト縮減のため、農業機械の導入やシェアリングエコノミー⁶の取組を支援し、生産性の向上を図ります。

⑦ スマート農業の推進

農業者の高齢化や労働力不足に対応するとともに、作物の高品質や高付加価値化を促進するため、デジタル技術などの活用を支援し、作業の効率性を高めます。

⑧ 環境保全型農業の推進

農業の持つ物質循環機能を活かし、農業残渣の堆肥を施用した土づくりなどにより化学肥料や化学合成農薬の低減をはじめ、生物多様性の保全、地球温暖化の防止などにも有効な環境保全型の営農活動を支援します。

⁶ シェアリングエコノミー：労働力や農業機械、スペースを共有し、よりコストを抑えて活用していこうという動き

【主要事業】

事業名	事業概要
担い手育成総合支援事業	農業経営に関する支援
農業次世代人材投資資金事業	新規就農者に対する助成
農地中間管理事業 機構集積協力金交付金事業	農地中間管理機構と連携した農地の集積、集約 に対する支援
米政策支援事業	経営所得安定対策、新たな米政策などに対する 支援
農林水産業総合振興事業	農業生産機械、施設などに対する整備支援
農業経営基盤強化支援利子助成補助金	農地の取得や農業機械の購入に対する利子助成
環境保全型農業直接支払い交付金事業	堆肥を利用した土づくりなど環境保全型の営農 活動に対する支援

【5年後の目標値】

○担い手などの農地利用集積面積

年度	面積
令和元年度	1, 723 h a
令和7年度（目標年度）	2, 100 h a

○重点園芸作物の栽培

年度	栽培面積	栽培者数
令和2年度3月末現在	35.6 h a	112人
カリフラワー	19.2 h a	45人
メロン	3.1 h a	19人
すいか	3.3 h a	16人
にんじん	8.9 h a	15人
その他	1.1 h a	17人
（さといも）	（0.6 h a）	（8人）
（花卉）	（0.2 h a）	（4人）
（養液トマト）	（0.3 h a）	（5人）
令和7年度（目標年度）	40.0 h a	120人

○スマート農業の普及（本市の補助事業を活用したもの）

年度	スマート農業による省力・精密化取組件数
令和元年度	2件
令和7年度（目標年度）	13件（計画期間中の累計）

(2) 農業生産基盤整備の推進

【現状と課題】

- ① 本市の令和元年の農業振興地域内の農用地面積は2,645haで、農地の約9割を占める水田の平成30年の区画整理整備率（30a以上）は、県平均より約4ポイント低い59.2%となっています。平地に比べ中山間地域は地形的な制約から、生産基盤の整備が遅れています。拡大意欲のある農業経営体へ集積を促すため、農業の競争力と生産性を高め、作業効率のよい優良な農地を増やす必要があります。
- ② ため池、河川から取水する揚水機場、用水をほ場へ配る用水路、ほ場からの排水路などの農業用施設は農業の生産基盤であるとともに、良好な景観の形成や住宅地の浸水被害の軽減などに資する重要な多面的機能を有しています。
しかし、これらの施設は老朽化が進み、維持管理費の増加や能力低下などが生じているため、農業者など管理者が計画的に更新できるよう支援する必要があります。

【施策の基本方針】

- ① ほ場の整備促進
耕作放棄地の増加を抑制し、作業の効率化により生産性を高めるため、地域の実情に合ったほ場整備を支援します。
- ② 農業用施設の機能回復支援
国や県の補助事業の活用などにより、老朽化した農業用施設の機能回復を支援します。

【主要事業】

事業名	事業概要
ほ場整備事業	県営ほ場整備事業に対する負担金
基盤整備促進事業	水利施設整備に対する補助
土地改良施設維持管理適正化事業	農業用施設の機能回復や整備などに対する補助
多面的機能支払交付金事業	農業用施設の長寿命化の推進

【5年後の目標値】

○水田の区画整理整備率（30a以上）

年度	整備率
令和元年度	59.4%
令和7年度（目標年度）	61.0%

(3) 農村の振興

【現状と課題】

- ① 農村は生活に不可欠な食料を安定供給する基盤であるとともに、地域住民が生活する場でもあり、さらに国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能が発揮される場でもあることから、多くの市民が土砂災害や洪水の防止などの恩恵を受け、安全と安心の暮らしを享受しています。
- ② 多面的機能の維持は、地域住民による農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持などの共同活動に支えられていますが、近年の農村地域における過疎化、高齢化の進行などに伴う集落機能の低下により、参加人員の確保が困難になりつつあります。
- ③ 特に、中山間地域は、傾斜地が多いえ水田の区画が小さく、作業効率の面で不利な環境にあり、人口減少や担い手の高齢化が平場地域より先駆けて進行しているため、農業の継続や集落機能の維持ができるか不安を抱えています。
- ④ 農村環境を整備するため、社会情勢の変化に応じて計画的な農用地利用計画の見直しや、地域の環境整備に積極的にかかわる意識を持つ人材の確保などが必要です。

【施策の基本方針】

① 農村の多面的機能の維持と活用

農村が有する多様な役割やその重要性に対する市民の認知度を高め、景観の維持や環境保全などに取り組む人材を確保するとともに、共同活動による魅力ある農村づくりを推進します。

近年、全国各地で頻発している豪雨による急激な河川の増水を抑制する田んぼダムなど、農地が有する多面的機能を活かす取組を推進します。

② 中山間地域の農業の維持

小規模農家をはじめ多様な経営体が中山間地域での農業を維持するため、生産条件が不利であっても、その特色を生かした営農と所得を確保するために、生産基盤の強化に取り組むとともに、地域が一体となった農用地の共同保全管理活動が定着し、持続性のある取組となるよう支援します。

③ 農用地利用計画の見直し

社会情勢の変化に応じて農用地利用計画の見直しを行い、農村地域における効率的な土地利用を推進することにより、農業の生産性の向上と暮らしやすい農村環境の整備に努めます。

④ 農村の環境整備にかかわる人材の確保

担い手の高齢化や後継者不足を補うため、インターンシップや地域おこし協力隊制度の活用など多様な人材確保を支援します。

【主要事業】

事業名	事業概要
多面的機能支払交付金事業（再掲）	農地を維持するための共同活動の推進
中山間地域等直接支払事業	耕作放棄地の増加抑制や人材確保のための活動に対する補助

【5年後の目標値】

○農地維持活動面積

年 度	活動面積
令和元年度	1, 9 5 3 h a
令和7年度（目標年度）	2, 0 5 0 h a

(4) 森林の維持

【現状と課題】

- ① 本市は、総面積の約4割を森林が占めており、そのうち約2割が私有林人工林⁷で、植林した資源が利用時期を迎えています。林業をとりまく環境は、担い手不足や長期にわたり木材価格が低迷する一方、伐採費の上昇などにより厳しさを増しています。
森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止などの多面的機能を有しており、間伐などによる森林を適正に管理し、これらの機能を維持するため、平成31年に森林環境譲与税が創設されました。これにより、森林環境の整備と木材利用の促進に取り組む必要があります。
- ② きのことの特用林産物は、価格の低迷などにより事業の継続性が危惧されていることから、安定した生産のための施設整備について支援する必要があります。
- ③ 多様な野生生物が生息する場として重要な役割を果たす豊かな森林資源を、レクリエーション活動や教育の場などにおいて有効に活用できるよう、森づくりに対する市民の意識の高揚を図る啓発が必要です。

【施策の基本方針】

- ① 森林の維持、保全
森林が有する公益的な多面的機能を維持するため、国や県の補助事業、森林環境譲与税などを活用し、森林所有者の利用意向調査を実施するほか、間伐などの森林の維持、保全活動を支援します。
- ② 特用林産物の生産体制の確立
きのこ栽培などの特用林産物の生産活動に対し、県と連携し、品質向上と低コスト化による安定した生産体制づくりを支援します。
- ③ 緑化推進活動に対する支援
各種団体が行う緑化推進活動を支援します。

⁷ 私有林人工林：私有地に植林した林地。私有林人工林面積、林業就業者数、人口により森林環境譲与税が自治体に配分されている

【主要事業】

事業名	事業概要
治山事業	荒廃地の復旧や災害予防、保全対象地の保護
森林整備地域活動支援事業	適切な森林整備活動に対する支援
特用林産物生産支援事業	きのこ生産事業の品質向上と低コスト化を推進する事業に対する支援
緑花運動推進事業	公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会などが行う緑化推進活動に対する支援

【5年後の目標値】

○森林整備意向調査実施面積

年 度	実施面積
令和元年度	0 h a
令和7年度（目標年度）	100.0 h a

○緑化活動団体

年 度	団体数
令和元年度	4団体
令和7年度（目標年度）	5団体

3 地域特性を活かした産業の育成



(1) 独創性・創造性豊かな産業の育成

【現状と課題】

- ① 本市の伝統産業では、小千谷縮や小千谷紬、仏壇が国（経済産業省）の伝統的工芸品に指定されており、優れた工芸品として全国的に高い評価を得ていますが、高齢の就業者が多く、また、購買人口の減少により、後継者の育成と新たな販路の開拓が課題です。
- ② 本市は、全国でも有数の豪雪地帯であることから、雪を活用した農産物などへの付加価値を高める取組を進めることにより、収益性の向上が期待されます。
- ③ 平成30年の新設法人率は、新潟県が全国最下位となりました。今後、新しい分野などへの起業や第二創業による産業の活性化と民間活力の向上のため、潜在的な起業、第二創業志望者に対して、各種情報提供や支援を図ることが必要です。
- ④ 企業の独創性や創造性を活かし、高めるため、専門的な知識を有する高等教育機関や研究機関と連携する機会を創出し、新たなネットワークを構築することが必要です。

【施策の基本方針】

- ① 伝統産業のPR
伝統産業に関するPRを強化し、産地ブランド力の向上に努めるとともに、販路開拓事業を支援します。
- ② 複合経営型アグリビジネスの構築促進
従来の生産中心の農業に加え、雪などの地域資源を活かした加工、保存等を組み合わせた複合経営型アグリビジネスの構築を促進します。
- ③ 起業、第二創業に対する支援
商工会議所などの関係機関と連携し、国や県などの支援策を活用しながら、起業、第二創業の志望者を支援します。
- ④ 産学金官の連携
地域産業の活性化と各種技術の高度化を図るため、産学金官の連携を強化し、企業や経営体と高等教育機関や研究機関との連携の機会を定着させることにより、独自性の高い製品や付加価値の高いものづくりのための共同研究、共同開発を支援します。

【主要事業】

事業名	事業概要
伝統産業振興支援	伝統工芸団体への運営、事業に対する支援
アグリビジネス育成支援事業	地域資源を活用したアグリビジネスの商品開発や販路開拓に対する支援
起業・開業支援事業（再掲）	市内での起業や開業に対する支援
ものづくり未来創造チャレンジ事業（再掲）	企業と学術機関が連携して行う研究開発（経済産業省、中小企業庁採択事業）に対する支援
ものづくり研究・開発支援事業（再掲）	企業や経営体と学術機関が連携して行う新技術の研究と製品開発に対する支援
産学官連携推進事業（再掲）	コーディネータの配置による産学官のマッチングとネットワーク構築支援、産学金官の交流と連携を創出するための研究会の開催
国内・海外販路開拓支援事業（再掲）	新技術、新製品のPR、販路拡大を目的とする国内外の展示会、見本市などへの出展支援

【5年後の目標値】

○アグリビジネス取組団体などの数

年 度	団体などの数
令和元年度	14団体
令和7年度（目標年度）	19団体

○起業・開業の相談件数と本市の補助制度利用件数（再掲）

年 度	相談件数	利用件数
令和元年度	10件／年	5件
令和7年度（目標年度）	10件／年	20件 (計画期間中の累計)

○産学金官の連携による本市の補助制度利用件数（再掲）

年 度	利用件数
令和元年度	5件
令和7年度（目標年度）	16件 (計画期間中の累計)

○展示会などへの出展に対する本市の補助制度利用件数（再掲）

年 度	利用件数
令和元年度	10件／年
令和7年度（目標年度）	15件／年

(2) 錦鯉産業の振興

【現状と課題】

- ① 本市は、錦鯉を中越大震災からの復興の象徴として、また世界に誇る地域の宝として国内外に発信していくため、平成26年10月23日に「市の魚」に制定しました。さらに、平成29年5月5日には県が「新潟県の鑑賞魚」に指定しました。
- ② 錦鯉の販路拡大については、県内外で行われる品評会や海外でのプロモーションなどを通して輸出を中心に一定の成果を上げてきましたが、令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、特に輸出が大幅に減少しました。

この状況を踏まえ、新たな販路開拓に向けて、インターネットを活用した錦鯉のPRや品評会のオンライン中継などの新たな取組を進めています。今後も生産者自らがSNSなどを用いて情報発信する取組など、デジタル技術を用いた錦鯉ビジネスの構築を支援する必要があります。
- ③ 令和3年にJR東京駅前常磐橋プロジェクト事業地内の広場に錦鯉鑑賞池を設置します。この施設を利用し、錦鯉や本市の特産物の情報を、世界中から訪れる多くの観光客や周辺で働く人々などに発信し、産業振興につなげていく必要があります。
- ④ 鯉ヘルペスウイルス（KHV）病については、国の衛生証明書発行取扱要領に基づく衛生管理を行い、安全な錦鯉の輸出に努めていますが、近年、断続的にKHV病が発生しているため、関係機関と連携し、防疫体制を更に徹底する必要があります。
- ⑤ 錦鯉の原産地として、これまで培われてきた技術の継承を支援し、教育や観光などの他分野と連携した振興策を講じていく必要があります。

【施策の基本方針】

- ① 市の魚「錦鯉」のPR

インターネットによる動画配信やJR東京駅隣接地の鑑賞池などを活用し、市の魚「錦鯉」とともに本市が原産地であることを国内外へPRします。
- ② 販路拡大に対する支援

インターネットを活用した新たな形態の錦鯉品評会の開催などによる販路拡大の取組を支援します。
- ③ 鯉ヘルペスウイルス（KHV）病への対策強化

関係機関との連携を強化し、KHV病などの感染を未然に防止するよう、養鯉業者や関係機関が行う防疫の取組を支援します。
- ④ 経営基盤の強化

小千谷市錦鯉漁業協同組合と連携し、新たな販路開拓と既存市場の規模拡大に努め、養鯉業者の経営基盤の強化を支援します。
- ⑤ 教育や観光との連携

本市原産の錦鯉に対する子どもたちの理解を深めるため、学校教育や社会教育において錦鯉に関する学習の機会を創出するとともに、錦鯉を活かした観光振興に取り組みます。

【主要事業】

事業名	事業概要
市の魚「錦鯉」PR事業	小千谷市錦鯉漁業協同組合が行う広報宣伝事業に対する補助
東京駅前常盤橋プロジェクト錦鯉PR事業	東京駅前常盤橋プロジェクト広場に設置される錦鯉鑑賞池を活用した錦鯉のPR
養殖錦鯉魚病検査対策事業	KHV病の検査費用に対する補助
経営基盤強化事業	品評会の開催や販路開拓や拡大事業に対する補助

【5年後の目標値】

○市内養鯉業者の錦鯉海外輸出状況

年度	輸出 国数	件数	尾数	金額
平成27年度	26ヶ国	242件	493,299尾	706,000千円
平成28年度	26ヶ国	249件	570,757尾	689,000千円
平成29年度	25ヶ国	268件	438,364尾	745,000千円
平成30年度	27ヶ国	276件	279,441尾	695,000千円
令和元年度	22ヶ国	228件	215,484尾	509,400千円
令和7年度（目標年度）	26ヶ国	250件	570,000尾	700,000千円

主要な輸出国： オランダ、ドイツ、ベルギー、イギリス、フランス、ベトナム、アメリカ

4 就業機会の確保



(1) 就業支援の強化と人材育成

【現状と課題】

- ① 小千谷市人口ビジョン策定時に使用した年齢階級別の人口移動データによると、本市の人口減少の大きな要因は、進学などを機に転出した若者のUターンが少ないことによる社会的要因によるものです。
- ② 大学や専門学校などの在學生や卒業後に市外で就職した人のU・Iターンを促進するため、就業機会の確保に加え、若者のニーズに合う職場環境や労働条件の整備が求められています。
- ③ 児童や生徒の地元就労の意識を高めるため、小学生から高校生までの各年代に応じたキャリア教育を推進する必要があります。
- ④ ものづくりの技術の伝承と人材育成などの取組を継続し、安定して優秀な就業者を確保する必要があります。
- ⑤ 人口減少社会における産業界の取組として、外国人や高齢者、障がい者などの雇用に関する制度の周知や就業機会の拡大に取り組む必要があります。
- ⑥ 令和2年の新型コロナウイルス感染症の影響を教訓とし、事業者の採用活動支援における各施策において、オンライン説明会など、情報通信技術を活用する取組の併用について、情報を提供していく必要があります。

【施策の基本方針】

- ① 若者の就業機会の確保
若者の市内への就労を支援するため、就労支援組織「おぢや・夢・ミライ応援団」などと連携し、各世代のニーズに即した支援策を講じるとともに、市内企業との連携強化に努め、就業機会の確保を推進します。
- ② U・Iターンに対する支援
市外へ転出した若者を対象として、各世代のニーズに適した支援策を強化するとともに、首都圏などの高等教育機関と連携し、若者のU・Iターンに向けた支援に取り組みます。
- ③ キャリア教育に対する支援
小学生から高校生までの各年代に応じたキャリア教育の取組を支援します。
- ④ 中小企業における人材育成
地場産業を支える人材を育成するため、中小企業就業者の各種研修受講を支援するとともに、「テクノ小千谷名匠塾」に代表されるものづくり産業を支える技術の継承と人材育成の取組を支援します。
- ⑤ 再就職希望者に対する支援
ハローワークやポリテクセンター新潟などの関係機関と連携し、再就職希望者を対象とした就職相談のほか、知識や技術の習得など求職者のスキルアップを支援します。
- ⑥ 就労支援情報の発信
国、県や関係機関との連携により、国籍や年齢、障がいの有無などにとらわれることなく就業機会や職場環境、労働条件が整備されるよう、雇用主と求職者の双方に対して、就労や雇用に関する情報を発信し、就労の増加に努めます。

⑦情報通信技術を活用する採用活動に対する支援

事業者の採用担当者向けに、オンラインを活用した就職活動に対応するためのセミナーの開催や情報提供など、事業者の採用活動を支援します。

【主要事業】

事業名	事業概要
「おぢや・夢・ミライ応援団」による就労支援事業	産学官の連携により、若者の地元就労を促進
「小千谷未来パスポート」によるU・Iターン促進事業	首都圏などの高等教育機関との連携により、若者のU・Iターン就労を促進
キャリア教育推進事業	小学生から高校生までを対象とした企業見学、職場体験などに対する支援と企業ガイドブックの配布
農業次世代人材投資資金事業（再掲）	新規就農者に経営に対する助成
中小企業研修支援事業	中小企業大学校三条校、公益財団法人にいがた産業創造機構（NICO）が実施する研修の受講に対する補助
テクノ小千谷名匠塾支援事業（再掲）	高い熟練技術の継承と人材育成に取り組むテクノ小千谷名匠塾の活動に対する補助
長岡地域若者サポートステーション	若者の就業による自立を支援する事業に対する協力
国際交流環境整備事業	外国語による生活情報の提供、外国語パンフレットの配布、外国人のための日本語教室の開催

【5年後の目標値】

○新規就農者数

年度	新規就農者数
令和元年度	12人
令和7年度	30人 (計画期間中の累計)

○学生（高校生～大学生）の市内における就職者数

年度	地元就職者数
令和元年度	調査なし
令和7年度（目標年度）	40人／年

○インターンシップ参加者の市内就職者数

年 度	市内就職者数
令和元年度	調査なし
令和7年度（目標年度）	30人 (計画期間中の累計)

○15歳～29歳の転入者数

年 度	転入者数
令和元年度	292人/年（※）
令和7年度（目標年度）	300人/年

※平成30年10月1日～令和元年9月30日

○中小企業人材育成研修支援事業の対象者数

年 度	支援対象者数
令和元年度	32人/年
令和7年度（目標年度）	35人/年

○「テクノ小千谷名匠塾」受講生の技能検定合格者数（再掲）

年 度	合格者数
令和元年度	172人 (平成21年度以降の累計)
令和7年度（目標年度）	230人（同上）

○シルバー人材センター会員数

年 度	会員数
令和元年度	389人
令和7年度（目標年度）	420人

○障がい者の一般就労への移行者数

年 度	移行者数
令和元年度	2人/年
令和7年度（目標年度）	5人/年

(2) 労働環境の整備

【現状と課題】

- ① 平成31年4月以降、働き方改革関連法が順次施行されたことに伴い、企業においては労働者が個々の事情に応じて多様な働き方を選択できる労働環境の整備が求められています。
- ② 少子高齢化や核家族化の進行に伴い、育児や介護との両立をはじめ、安心して就業できるワーク・ライフ・バランスの重要性が増しています。
- ③ 男女共同参画の進展により、性別にとらわれない労働環境の整備が進んでおり、この取組を更に拡大するための継続的な啓発が必要です。
- ④ ライフスタイルや働き方が多様化するなかで、若者の働きながら学ぶ機会や他人と交流する機会が減少しているため、勤労青少年の交流の場を創出し、自己啓発活動を支援する必要があります。

【施策の基本方針】

① 働き方改革の推進

雇用者、労働者双方に対し、働き方改革に関する相談窓口や各種支援事業などの幅広い情報を周知し、生産的かつ働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進します。

② ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活の調和が図られ、労働者が充実感を持ち安心して働けるよう、雇用者に対し、労働環境の整備に関する情報提供や意識啓発を行います。

③ 勤労青少年の活動支援

仲間づくりやキャリア形成など勤労青少年の自己啓発に役立つ講座などを開催するとともに、インターネットの活用などにより勤労青少年が多様な形態で集い、相互に交流できる機会を提供します。

【主要事業】

事業名	事業概要
労働環境の整備に関する情報の提供	働き方改革やワーク・ライフ・バランスなど労働環境の整備に関する情報提供や労働相談窓口などの紹介
勤労青少年の自己啓発活動支援事業（再掲）	教養、キャリア形成、趣味などに関する講座等の開催

【5年後の目標値】

○労働環境の整備に関する情報提供のために企業を訪問した件数

年度	訪問件数
令和元年度	24件/年
令和7年度（目標年度）	25件/年

基本目標 4

魅力ある都市空間創出と暮らしやすいまちづくり

(都市基盤)

1 都市空間の創出



(1) 中心市街地の活性化

【現状と課題】

- ① 本市の人口は用途地域を中心に集積されており、D I D（人口集中地区）への人口集積率は、平成27年国勢調査では34.3%でありコンパクトに構成されています。中心市街地における都市機能（医療施設、公共施設ほか）の一部がD I D地区外へ移転したことなどの影響もあり、西小千谷地区、東小千谷地区と片貝地区の人口は、住民基本台帳の平成26年度末と令和2年度末とで1,380人、率にして7.8%減少しています。これを市全体の人口減少率6.9%と比較すると、0.9%上回っており、中心市街地の人口の空洞化が進んでいる状況です。
- ② 平成29年3月に策定した小千谷市立地適正化計画に基づき、西・東小千谷の用途地域を都市拠点、片貝の用途地域を地域拠点として、居住や都市機能の誘導方針により推進することが必要です。
- ③ 賑わいと情報発信の拠点、そして居場所づくりとして核となる施設を整備し、魅力ある中心市街地を形成する必要があります。
- ④ 西・東小千谷市街地には、3つの商店街振興組合と1つの商店街事業協同組合、片貝市街地には1つの商工振興会がありますが、後継者不在などにより加盟店舗が減少しています。居住誘導をするためにも国道291号の旭橋を挟んだ西・東小千谷市街地は路線バスのほぼ全路線が通過していること、金融機関が集中していることなどの利便性を生かし、生鮮三品目を揃える店舗をはじめとした利便性の高い商店街を維持、形成することが必要です。

【施策の基本方針】

- ① 小千谷市立地適正化計画の推進
西・東小千谷市街地を都市拠点とし、片貝市街地を地域拠点として都市機能の集積や居住を誘導する地域として位置づけ、医療、福祉、商業などの都市機能を誘導するとともに、周辺地域コミュニティエリアとの交通連携などを確保、推進します。
- ② 市街地の都市機能整備
西小千谷地区の旧小千谷総合病院跡地に、図書館を核とした複数の機能を有する施設を整備し、この施設を起爆剤として賑わいづくりを進め、中心市街地全体の活性化に取り組みます。また、東小千谷地区の防災公園内に防災拠点施設などの公共施設を整備し、周辺地域の土地利用の転換を促します。
片貝地区については、市所有地などの遊休地活用を検討します。
- ③ 中心市街地への居住誘導
空き家や空き地などへの居住を誘導するため、住宅取得に対する支援を継続するとともに、一定規模以上の遊休地の宅地整備を促進します。
- ④ 商業の活性化支援（再掲）
商店街の賑わいを創出し、集客を図る事業を支援します。また、全国的な課題となっている事業承継については、商工会議所や（公財）にいがた産業創造機構などとの連携を図ります。

【主要事業】

事業名	事業概要
立地適正化計画の推進	立地適正化計画に基づく居住や都市機能の誘導方針による推進
都市機能集約事業	西小千谷地区：旧小千谷総合病院跡地整備事業、東小千谷地区：防災拠点施設等整備事業
住宅取得支援事業（再掲）	住宅取得に対する補助
宅地開発支援事業	宅地の整備に対する補助
商店街にぎわいづくり支援事業（再掲）	商店街振興組合などが実施するにぎわいを創出する事業や新たな顧客を獲得するための活動に対する支援

【5年後の目標値】

○居住誘導区域の人口集積率

年 度	人口集積率
令和2年度	56.9%
令和7年度	58.2%

※ 居住誘導区域の人口集積率：全人口に占める居住誘導区域の人口割合

(2) 地域公共交通の充実

【現状と課題】

- ① 本市の公共交通機関には循環バスを含む路線バスやJRの上越線と飯山線があり、通勤、通学、通院、買い物などの交通手段として重要な役割を担っています。このうち路線バスは、中心市街地を主要な結節点とする路線網により運行されています。しかし、人口一人当たりの自動車保有台数の増加や人口減少などを背景として、路線バスの利用者は減少が続いており、運行を維持することが困難になっています。
- ② 採算性の面でバス路線の運行が困難な中山間地域では、代替手段としてコミュニティバスや乗合タクシーを運行し、地域住民の生活利便性を確保しており、支援を継続する必要があります。
- ③ JR上越線の小千谷駅は、通勤・通学客をはじめとして多数の利用があり、市民生活や都市機能を支える大きな役割を果たしていることから、JR東日本との連携により、運行便数の維持や増強に努める必要があります。

【施策の基本方針】

- ① 路線バスの運行の維持
バス運行事業者などの関係機関との連携や市民ニーズの把握により循環バスを含む路線バスの利便性を高め、利用者数の増加と運行路線・運行便数の維持に努めます。
- ② 中山間地域における公共交通網の維持
中山間地域の住民の生活を支えるコミュニティバスや乗合タクシーの運行を支援します。
- ③ 鉄道の利用促進
JR東日本などの関係機関と連携し、鉄道の利用促進により運行便数の維持に努めます。

【主要事業】

事業名	事業概要
生活交通確保対策事業	過疎地域路線バス、廃止路線代替バス、循環バスの運行に対する補助
コミュニティバス等運行支援事業	コミュニティバス、乗合タクシーの運行に対する補助

【5年後の目標値】

- 生活交通（バス・乗合タクシー）運行路線数

年度	市内路線バス 運行路線数	コミュニティ バス運行路線 数	乗合タクシー 運行路線数	合計	うち小千谷駅停 車路線数
令和元年度	10	1	2	13	12
令和7年度	10	1	2	13	12

(3) 居住環境の向上

【現状と課題】

- ① 人口減少により空き地や空き家が増加するなど、快適な居住環境や地域コミュニティの維持に支障を及ぼすことが懸念されるため、空き地の活用などにより、暮らしやすい宅地を低廉な価格で提供する取組を進める必要があります。
- ② 本市の都市公園のうち、白山運動公園や千谷運動公園などの運動公園を3か所50.34ha、諏訪公園などの街区公園等を11か所4.28ha整備しています。令和2年度には新たに東小千谷地区に防災公園3.52haを整備し、令和3年度から運用を開始します。
この中でも快適な居住環境の形成、緑地の確保など様々な目的を有する街区公園は、近隣住民の交流や町内会などのコミュニティ活動の場として利用されていることから、運動公園などと同様に誰もが安全に利用できるよう適切に維持管理する必要があります。
- ③ 公営住宅は、経年により設備などの老朽化が進んでいるため、人口減少などの動向を的確に反映し、適正な戸数の確保と計画的な補修・更新を推進する必要があります。
- ④ 平成29年度の空き家等実態調査で、危険性があるとして現地調査を行った空き家等は19件でした。空き家は、老朽化や積雪による倒壊の危険性、近隣住民の居住環境への悪影響などが懸念されるため、所有者や管理者に適切な対応を求める必要があります。

【施策の基本方針】

- ① 宅地の供給
近年の住宅需要の動向を的確に把握し、良好な居住環境により暮らしやすい宅地を低廉な価格で提供する民間事業者などの取組を支援します。
- ② 公園の整備と適正管理の推進
それぞれの用途に応じて特徴を活かした公園の整備に努めるとともに、市民の快適な居住環境を維持するため、本市が管理する都市公園の適正な維持管理に努めます。
- ③ 公営住宅の適正な戸数確保と長寿命化
住まいのセーフティネットである公営住宅について、適正な戸数を確保するとともに、公営住宅等長寿命化計画に基づき、補修や設備更新のための効率的な投資を進めます。
- ④ 空き家等対策の推進
小千谷市空き家等対策計画に基づき、周囲の居住環境や安全性への悪影響が懸念される空き家の発生を予防するための啓発に取り組むとともに、そうした状態にある空き家の所有者や管理者に対し、適正な管理を促します。

【主要事業】

事業名	事業概要
宅地開発支援事業（再掲）	宅地の整備に対する補助
都市公園施設整備事業	施設の補修、設備の更新
公営住宅施設整備事業	施設の補修、設備の更新
空き家等対策事業	危険な空き家に関する啓発と適正管理の促進

【5年後の目標値】

○宅地の整備に対する補助区画数

年 度	補助区画数
令和元年度	—
令和7年度（目標年度）	30区画（計画期間中の累計）

2 快適な生活基盤の整備

(1) 道路網の整備と維持管理



【現状と課題】

- ① 本市の道路網は、関越自動車道、国道、県道とそれらを結ぶ市道により形成しており、市道の延長は、令和元年度末現在で476 kmに及び、そのうち舗装済延長の割合が79.9%となっています。市道の新設・改良後、長期間が経過している市道が増えており、舗装や道路構造物の劣化は、車両事故や歩行者の負傷の原因となる可能性があることから、パトロールなどにより定期的に状況を把握するとともに、子ども、高齢者、障がい者など、誰もが安全に通行できるよう適切な維持管理に努める必要があります。
- ② 橋りょうについては、道路法に基づき5年毎に点検を行い、修繕し、安全確保に努めています。引き続き計画的な点検により安全を確保することが必要です。
- ③ 大規模な自然災害の発生時は、物流ルートを確認する必要があるため、近隣自治体との間を結ぶ広域的な幹線道路網の整備が求められています。
- ④ 安全性、環境性、快適性に配慮した自動車の開発が世界各国で急速に進められているため、最新のデジタル技術に対応した道路整備を検討する必要があります。

【施策の基本方針】

① 市道・橋りょうなどの整備と維持管理

空き地の活用などによる宅地開発や企業の立地などに的確に対応するための市道の整備と、市民の利便性や安全性の向上のための生活道路の改良を計画的かつ効率的に進め、投資効果を高めます。

事故の発生を未然に防止するため、市道・橋りょうなどの状況を定期的に確認し、適切な維持管理に努めます。

② 国・県道の整備促進

交通安全の確保、利便性の向上、災害時の対応力強化を図るため、実施中の国・県道整備事業の早期進捗・早期完成と未着手事業の早期着手を国と県に働きかけます。

③ 自動運転技術への対応

さまざまな最新技術を搭載した自動車の開発と実用化に向けた情報を収集し、安全性の確保を最優先としながら適切に対応します。

【主要事業】

事業名	事業概要
道路整備事業	市道の新設・改良、国・県道の整備を促進するための働きかけ
道路舗装修繕事業	舗装路面の劣化が著しい市道の点検と修繕
橋りょう長寿命化修繕事業	市道橋の定期的な点検と修繕

【5年後の目標値】

○市道橋点検件数

年 度	点検件数（累計）
令和元年度	167橋
令和7年度（目標年度）	179橋

○舗装修繕路線率

年 度	舗装修繕路線率
令和2年度	45.8%
令和7年度	50.0%

※ 舗装修繕路線率：小千谷市道路舗装修繕計画に基づく、修繕を必要とする路線数に占める舗装修繕路線数の割合

(2) 自然と調和し災害に強い河川の整備

【現状と課題】

- ① 本市には、信濃川をはじめ、その支流となる多数の河川が流れ、それぞれが豊かな自然と独特な地形を形成しており、市民は、農業用水や流雪溝用水への活用などにより、様々な恩恵を享受しています。
近年、局地的かつ集中的な豪雨による大規模な災害が全国で頻発しており、本市においてもこれまでに幾度となく洪水災害が発生しているため、国、県などの関係機関と連携し、災害予防と被害の軽減に努める必要があります。
- ② 県管理の一級河川表沢川は、放水路区間が完成し、引き続き上流部の現川拡幅区間の整備を促進する必要があります。
- ③ 県管理の一級河川茶郷川は、沿川の住民や事業所が浸水被害の危険に直面していることから、安全度を上げるため、県による河川整備計画の早期策定が強く求められています。
- ④ 良好な水辺環境の保全には、市民と行政との協働が重要であるため、町内会などと連携し、市民が河川に親しみや愛着を持てる啓発に取り組む必要があります。

【施策の基本方針】

- ① 一級河川の整備促進
信濃川、表沢川などの整備を国・県に働きかけるとともに、茶郷川については治水対策などの河川整備の前提となる河川整備計画が早期に策定されるよう、県をはじめ、関係機関と連携して取り組みます。
- ② 準用河川と普通河川の整備
本市が管理する河川は、近年の集中豪雨で洪水被害が発生した箇所や通学路周辺を優先して整備を進めます。
- ③ 水辺の環境美化活動に対する支援
県や町内会などと連携し、河川環境の保全や美化に取り組む団体の活動を支援するとともに、市民が河川に対して親しみを持ち、それらの活動に積極的に関わる意識が浸透するよう啓発に努めます。

【主要事業】

事業名	事業概要
一級河川の整備促進(国、県管理河川)	信濃川や表沢川などの整備事業の促進、茶郷川の河川整備計画策定の促進
河川整備事業(市管理河川)	準用河川と普通河川の整備
環境美化活動支援事業	河川環境の保全や美化活動に自主的に取り組む団体に対する支援

【5年後の目標値】

○河川整備事業(市管理河川)の実施箇所数

整備河川	年 度	整備箇所
準用河川：第1・2放水路洪水対策	令和2年度	0箇所
	令和7年度	2箇所
普通河川：河川改修事業	令和2年度	0箇所
	令和7年度	1箇所

(3) 都市ガスの安定供給

【現状と課題】

- ① 石油や石炭に比べて二酸化炭素の排出量が少ない天然ガスは、環境への負荷が少ないクリーンなエネルギーとして評価されています。また、近年普及が拡大している家庭用燃料電池は、大規模停電時にも継続運転が可能であることに加え、電力を供給することができることから、全国的にその有益性が注目されていますが、液化天然ガスと国産天然ガスの成分の違いにより、本市では導入に至っていません。
- ② オール電化住宅など他エネルギーとの競争に加え、ガスシステム改革により平成29年4月からガスの小売が自由化され、供給区域内での独占や規制料金が撤廃されるなど、ガス事業を取り巻く経営環境は大きく変化しています。

民間ガス事業者や他エネルギー販売業者との競争激化により、今後は、電気とガスの同時契約、携帯電話料金とガス料金のセット契約などによる割引やガス機器の販売とアフターサービスの一体化などの民間事業者による複合的なサービスの提供が想定され、これらを実施することが難しい公営事業者がガス事業を継続することの妥当性を検討する時期を迎えています。

【施策の基本方針】

- ① 家庭用燃料電池の導入可能性の検討
都市ガスの強みを生かし、他のエネルギーに対抗して需要を拡大するため、都市ガスを使用する家庭用燃料電池の導入可能性を検討します。
- ② 需要家サービスの向上
需要家のニーズを的確に把握し、需要拡大につながるサービスを提案することにより、需要家の信頼を獲得し、経営の安定を図ります。
- ③ 震災に強い施設整備の推進と保安対策の徹底
ガス施設の耐震化を推進するとともに、管種別に定めた老朽化管路を計画的に更新し、ライフラインの確保に努めます。また、消費機器調査などにより保安対策を徹底します。
- ④ ガス事業の民営化の検討
国が進めるエネルギーシステム改革に伴い事業者間の競争が促進され、利用者がエネルギーの小売事業者を自由に選択するという新たな枠組みにおける公営ガス事業のあり方を検討し、本市における今後のガス事業の方向性を明らかにします。

【主要事業】

事業名	事業概要
ガスの需要拡大	PR活動の強化、進出企業への営業などによる需要の拡大
需要家サービス向上	顧客ニーズの把握と即応体制の強化
ガス供給設備整備事業	本支管耐震化工事、需要家保安対策（経年内管更新の推進）

【5年後の目標値】

○ガス管の耐震化率

年 度	耐震化率
令和元年度	45.8%
令和7年度（目標年度）	47.8%

(4) 上水道の安定供給

【現状と課題】

- ① 本市の水道事業においては、主要な施設である浄水場の新しいプラントが平成31年3月に完成したことにより、隣接する工業用水道浄水場の共同利用分と合わせて計画1日最大給水量の95%に相当する17,100m³/日の給水能力を持つ新小千谷浄水場が誕生し、同年4月の供用開始以降、順調に稼働しています。
上水道は、市民生活や経済活動にとって不可欠なライフラインであり、震災などに強い施設の整備と計画的な更新が求められています。
- ② 本市の上水道の主水源である信濃川の河床状況の変化がみられることから、安定取水のために状況の把握と対策の検討が必要です。
- ③ 小千谷市第二次水道ビジョンに基づき、施設別に定めた老朽化資産の更新などを計画的に進めていく必要があり、人口減少に伴い水道の需要量が減少する中で、一定規模の投資を継続的に行いながら経営の安定を図るといった難しい課題に直面しています。

【施策の基本方針】

- ① 震災に強い施設整備の推進
施設の耐震化を推進するとともに、配水管網の整備を進め、ライフラインの確保に努めます。
- ② 安定取水の確保
上水道の主水源である信濃川からの安定取水のため、河床の状況を調査し、必要な対策を講じます。
- ③ 資産の適切な管理
老朽化した水道管などは、アセットマネジメントの手法を用いて効率的に更新を進めます。

【主要事業】

事業名	事業概要
上水道施設耐震化事業	主要施設の耐震化工事
上水道施設整備事業	配水管布設、老朽化管路布設替
安定取水確保	信濃川取水箇所付近の河床調査

【5年後の目標値】

○水道本支管の耐震化率

年 度	耐震化率
令和元年度	21.3%
令和7年度（目標年度）	23.4%

(5) 下水道施設の適正な維持管理

【現状と課題】

- ① 農業集落排水事業は、老朽化が進んだ施設のうち平成28年度に山谷・坪野地区を、平成29年度に鴻巣地区を公共下水道に接続したことにより、現在は6地区で供用しています。
公共下水道事業、農業集落排水事業とも管渠の整備が完了しているため、今後は、施設の適正な維持管理が必要です。
- ② 事業計画区域外など、公共下水道事業や農業集落排水事業の導入が困難な地域においては、合併処理浄化槽による汚水処理に対する支援を継続する必要があります。
- ③ 本市の下水道事業は、人口減少などに伴い汚水量が減少する中で、経営の安定と施設の適正な維持管理を並行して進めるとともに、長寿命化計画に基づく効率的な施設の更新を実施するほか、処理区域の変更などを含めた下水道事業計画の見直しを行う必要性が高まっています。

【施策の基本方針】

- ① 下水道施設の適正な維持管理
公共下水道施設、農業集落排水施設とも長寿命化計画に基づき、維持更新を計画的に進めることにより、維持管理経費の節減に努めます。
- ② 水洗化率の向上
公共下水道、農業集落排水とも健全な事業運営を図るため、水洗化率の向上に努めます。
- ③ 合併処理浄化槽の普及促進
公共下水道事業、農業集落排水事業の事業計画区域外の地域においては、合併処理浄化槽の整備を支援し、普及促進を図ります。

【主要事業】

事業名	事業概要
流域下水道事業	流域下水道維持管理負担金
公共下水道整備事業	汚水管渠補修工事、長寿命化計画による機能強化
農業集落排水整備事業	汚水管渠補修工事、長寿命化計画による機能強化
合併処理浄化槽整備事業	合併処理浄化槽設置補助

【5年後の目標値】

○公共下水道事業の水洗化率

年 度	水洗化率
令和元年度	94.6%
令和7年度(目標年度)	95.0%

○農業集落排水事業の水洗化率

年 度	水洗化率
令和元年度	97.4%
令和7年度（目標年度）	97.5%

○合併処理浄化槽の設置数

年 度	設置数（累計）
令和元年度	332基
令和7年度（目標年度）	348基

3 土地利用の推進



(1) 都市計画の推進

【現状と課題】

- ① 魅力的な都市計画の目標に対する実現状況を計るための指標として、人口動態、路線価、公示価格による評価があります。

人口動態としては、出生数が減少し、人口流出に対して人口流入が少ない状態が続いており、人口減少が顕著に表れています。

また、市内の公示地価は平成6年以降下落が続いており、特に中心市街地である本町は、旧小千谷総合病院の移転を契機とした関連事業所の移転などによる都市機能の低下が見られるため、旧小千谷総合病院跡地整備事業を早急に進め、賑わいのある魅力的な都市を構築していくことが求められています。
- ② 平成29年3月に策定した小千谷市立地適正化計画を踏まえて、誘導区域内に都市機能を集積することにより都市の魅力を高め、居住誘導区域の宅地整備を促進する必要があります。
- ③ 都市計画道路については、平成31年3月に計画路線を見直しました。今後、社会経済情勢の変化などを反映し、都市計画マスタープランを見直しする際には、居住誘導を見据えた街路網の整備や宅地開発を推進する必要があります。

【施策の基本方針】

- ① 都市計画マスタープランの見直し
用途地域における適正な土地利用により都市機能を高めるとともに、社会経済情勢の変化などを反映し、都市計画マスタープランの見直しを行います。
- ② 快適に暮らせる宅地の供給促進
民間事業者による宅地造成における道路や消雪パイプなどの公共施設整備に対する経費を助成し、低廉で快適に暮らせる住宅地の供給を促進します。
- ③ 都市計画道路の整備
都市計画道路については、着手している事業の早期完了を目指すとともに、居住誘導区域においては、宅地開発を見据えた街路網の整備を検討します。

【主要事業】

事業名	事業概要
都市計画マスタープランの中間見直し	都市計画基礎調査により都市の現況や都市化の動向などを把握し、社会情勢の変化に対応した見直し
宅地開発支援事業(再掲)	宅地の整備に対する補助
都市計画道路整備事業	本町小栗田線の整備促進、木津小千谷停車場線などの整備

【5年後の目標値】

○宅地の整備に対する補助区画数（再掲）

年 度	補助区画数
令和元年度	—
令和7年度（目標年度）	30区画（計画期間中の累計）

○都市計画道路の改良率

年 度	改良率
令和元年度	69.1%
令和7年度	71.3%

(2) 国土調査の推進

【現状と課題】

- ① 本市では、昭和46年度に国土調査事業に着手し、令和元年度までに調査対象面積の約26%の調査が完了しています。
- ② 土地の売買や宅地開発などが行われる可能性が比較的高い市街地とその周辺地域について、速やかな事業進捗が求められています。

【施策の基本方針】

- ① 計画的かつ効率的な調査の推進

国土調査区域の見直しを行い、事業進捗の向上に努めるとともに、ドローンによる撮影などICTを活用し、計画的かつ効率的に推進するための手法を検討します。

【主要事業】

事業名	事業概要
国土調査事業	国土調査法に基づく地籍調査

【5年後の目標値】

- 地籍調査進捗率

年 度	調査対象面積	調査完了面積	進捗率
令和元年度	147.39km ²	39.03km ²	26.48%
令和7年度(目標年度)		39.82km ²	27.02%

基本目標 5

自然を活かした調和と安心のまちづくり

(防災、環境、克雪)

1 安全な市民生活の確保



(1) 危機管理体制の強化

【現状と課題】

- ① 平成16年に発生した中越大震災から16年が経過し、震災を経験していない市民が増加しています。災害の経験は、その後、災害に直面した際に貴重な教訓として活かせることから、震災の記録と教訓をいつまでも継承する必要があります。
- ② 地震災害、風水害、原子力災害など様々な災害から大切な生命や財産を守るため、市民一人ひとりが防災や減災に対する意識を高めていくことが必要です。本市では、自主防災組織が95団体組織され、平成24年に組織率100%を達成しています。地域ぐるみでの防災力強化のため、自主防災組織の活動を支援し、組織の強化を促進する必要があります。
- ③ 平成30年7月の西日本豪雨、令和元年10月の東日本台風、令和2年7月の広範囲に及ぶ豪雨など、数十年に一度と言われるような大規模な風水害が全国各地で毎年のように発生しています。こうした災害に的確に対応するには、ハザードマップなどの防災情報の広報をはじめ、平常時から災害に備える意識の啓発に取り組むことが重要です。
- ④ 大規模な風水害や地震災害が発生した場合に、緊急応急対策や復旧作業を円滑に行うことを目的として、平成19年に小千谷市建設業協会と災害時の応援業務に関する協定を、平成20年に2業者とレンタル機材の供給に関する協定を締結しています。今後、作業用機械の運転に精通した人員が減少していくことが想定されることから、大規模災害に対応できるよう作業用機械を運転する人員を確保することが必要です。
- ⑤ 本市の大半の地域は、東京電力柏崎刈羽原子力発電所から30km圏内に位置しており、同発電所の過酷事故に備えるため、平成28年に広域避難計画を策定しました。原子力災害が発生した際は、自然災害とは大きく異なる対応が求められるため、市民に対し、避難計画などの情報をわかりやすく周知する必要があります。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症への対策として、市民の日常生活における新しい生活様式の定着を図ることにより、感染予防と感染拡大防止に努める必要があります。また、災害時の避難所の運営における感染症対策の備えが必要です。
- ⑦ 災害時に避難所などで必要となる備蓄品は、感染症対策などの新たな備えも含めて多種、多量となることから、平常時の保管場所と災害時の支援物資を集配場所の確保が必要です。
- ⑧ 国の国土強靱化アクションプランに合わせて小千谷市耐震改修促進計画の見直しを行い、木造戸建住宅の耐震化対策をさらに進める必要があります。

【施策の基本方針】

- ① 中越大震災の経験と教訓の継承
おちや震災ミュージアムそなえ館と連携し、中越大震災の経験・教訓と防災に関する知識を次世代に継承するための学ぶ機会を提供します。
- ② 防災意識の啓発と組織強化
様々な災害から市民の大切な命や財産を守るためには、自助・共助・公助がそれぞれの役割を果たすことが重要であることを自主防災組織と連携して実施する防災訓練や学習会を通して啓発します。

これにより市民一人ひとりの防災と減災の意識の高揚を図り、自主防災組織の強化と地域防災力の向上を目指します。また、自主防災組織の活動に必要な防災物品の購入補助制度を継続し、防災活動を支援します。

③ 風水害に備える意識の啓発と情報発信

多発する風水害に対応するため、新潟県から公表される県管理河川における最大規模の浸水想定に基づく洪水ハザードマップを整備し、既に作成されている信濃川洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップと併せて、危険箇所を市民に周知するなど、平常時から災害に備える意識の啓発を図ります。また、緊急時には警戒情報に基づく避難準備や避難勧告等の情報を迅速に伝えるため、全戸に配置している緊急告知ラジオの活用と併せて、緊急情報メール配信サービスやSNS等を通じた情報発信の充実を図ります。

④ 大規模災害の緊急応急対策や復旧作業のための体制強化

大規模な風水害や地震災害発生時の緊急応急対策や復旧作業をより迅速かつ的確に行うために、国土交通省の緊急災害対策派遣隊や自衛隊などの活用と併せて、多くの作業用機械による作業が円滑に進むように建設業団体における広域的な支援体制の構築を推進します。

⑤ 原子力防災知識の向上

新潟県が行う原子力防災訓練への参加や市独自の原子力防災訓練を積極的に行うとともに、訓練により明らかになった課題や改善点などを広域避難計画などに反映させ、非常時に備えた体制強化に努めます。また、訓練と併せて原子力防災に関する学習会や説明会を実施し、知識の向上を図ります。

⑥ 各種計画・各種マニュアルの見直し

近年多発する風水害や感染症対策を踏まえた新しい生活様式に対応した各種計画・各種マニュアルの見直しを行い、非常時に備えた体制の強化に努めます。また、大規模な災害を想定した災害時相互応援協定締結自治体との支援・受援体制の確立に努めます。

⑦ 防災施設整備の検討

東小千谷地区に整備した防災公園内に、様々な災害に備えた備蓄倉庫や支援物資の集配機能を備えた防災施設の整備を検討します。

⑧ 耐震改修の促進

小千谷市耐震改修促進計画の改訂を行うとともに、耐震化促進の補助制度の周知と耐震住宅の普及を図ります。

【主要事業】

事業名	事業概要
防災訓練実施事業	総合防災訓練・地区別防災訓練・原子力防災訓練の実施
中越大震災ネットワークおぢや研修事業	中越大震災ネットワークおぢやを通じた住家の被害認定調査などの研修の実施による災害時の対応力の向上と相互支援が可能となるネットワークの構築
木造住宅耐震診断・改修・設計等補助事業	木造住宅耐震診断費補助、耐震改修設計・工事費補助、部分補強費補助

【5年後の目標値】

○自主防災会による訓練実施数

年 度	実施回数
令和元年度	29回
令和7年度（目標値）	40回

○緊急情報メール配信サービス登録者数

年 度	登録者数
令和元年度	4,824件
令和7年度（目標値）	5,500件

○戸建住宅の耐震化率

年 度	耐震化率
令和元年度	74.6%
令和7年度（目標値）	85.0%

(2) 消防・救急体制の充実

【現状と課題】

- ① 本市は、平成28年12月に発生した糸魚川市大規模火災を教訓として、木造建物密集地域火災防ぎょ計画の見直しを行いました。あのような大規模火災も念頭に置き、消防車両、装備、消防施設を計画的に充実させるとともに、消火活動が広範囲に及ぶ火災に備え、近隣自治体などの関係機関との緊密な連携を図る必要があります。
- ② 火災における逃げ遅れの防止には住宅用火災警報器の設置が有効ですが、本市が行った火災警報器設置率調査によると、平成26年度の97%（条例適合設置率は81%）から令和元年度は87%（条例適合設置率は65%）まで低下したため、設置率向上に向けた啓発の強化が必要です。
また、本市の平成27年から令和元年までの火災による死傷者数は14人で、うち8人が60歳以上であることから、火災における高齢者の逃げ遅れを防止する対策を強化する必要があります。
- ③ 救急現場における救命率向上には、傷病者を最初に発見した人の救急に対する知識のほか、AED（自動体外式除細動器）を使用できる環境が重要です。本市の消防本部において年間約60回実施している市民向け救急講習による知識の普及と令和2年4月1日現在104の事業所が登録している「救命サポート事業（事業所のAEDの活用を目的とした事業）」の拡充を図る必要があります。
- ④ 本市の平成27年以降の5年間における救急車の年間平均出動件数は約1,360件で、搬送者のうち重症は15.5%でした。救急救命の目的は、重度傷病者の生命の危機を回避させ、社会復帰に繋げることにあるため、プレホスピタルケア（病院前救護）体制の充実と医療機関や新潟県ドクターヘリ運航機関などとの連携強化が必要です。
- ⑤ 本市の消防団員数は、750人の定員に対して令和2年4月1日現在で635人、充足率は約85%であり、平成27年4月1日現在と比較して56人減少していることから、地域の防災力の低下が懸念されています。

【施策の基本方針】

- ① 消防車両、装備、消防施設の充実と関係機関との連携
木造建物密集地域の大規模火災にも対応できるよう、消防車両、装備、通信指令施設を計画的に更新するとともに、耐震性防火水槽や消火栓の整備を継続します。
また、消防活動が広範囲に及ぶ大規模火災に備えるため、平常時から近隣自治体の消防本部や消防団などの関係機関と連携し、訓練を実施します。
- ② 住宅防火対策の推進
住宅用火災警報器の設置義務化から10年が経過し、本体や電池の交換時期を経過しているものが多いため、適切に交換するよう周知するとともに住宅防火モデル地区の指定などにより地域ぐるみの防火に対する市民の意識の高揚を図ります。
また、一人暮らし高齢者宅への訪問や高齢者を対象とした防火指導により、火災における逃げ遅れ事故の防止を図ります。
- ③ 救急体制の強化
救急需要に適切に対応するため、高規格救急自動車と高度救命資器材の整備を継続します。
また、救急講習会の開催により市民が自ら救急活動を行う意識を高めるとともに、救命に欠かせないAED（自動体外式除細動器）を配置している事業所などとの協働により「救命サポート事業」を

推進し、救命率の向上を目指します。

④ 消防団員の確保と活動しやすい環境の整備

令和2年度における第四次消防団整備計画の前期見直しに基づき、消防団への加入促進を図ります。また、消防団活動の安全性の向上を目的とした活動服やヘルメットなどの個人装備の更新を図るとともに、消防団車両のオートマチック化を進めるなど、団員が活動しやすい環境の整備に努めます。

【主要事業】

事業名	事業概要
消防施設整備事業	消防車両などの充実、通信指令施設の更新 消防水利施設の整備、広範囲大規模火災対応訓練の実施
住宅防火対策推進事業	住宅用火災警報器の適合設置率の向上、住宅防火モデル地区の指定、高齢者に対する防火指導
救急業務高度化推進事業	救急車・高度救命資器材の充実、救急（救命）講習の推進、救命サポート事業の促進
消防団整備事業	消防団員の加入促進、活動環境の整備

【5年後の目標値】

○火災出火率

年 度	※出火率	出火件数	死傷者数（死者数）
令和元年度	4.26件	15件	4人（0人）
令和7年度（目標年度）	2.56件	9件	0人（0人）

※ 出火率：年間火災件数÷住民基本台帳（各年度3月31日現在）×1万人

○住宅用火災警報器設置率

年 度	※設置率（※条例適合設置率）
令和元年度	87%（65%）
令和7年度（目標年度）	98%（95%）

※ 設置率：小千谷市火災予防条例において設置が義務付けられている住宅部分のうち、1箇所以上設置されている世帯の占める割合

※ 条例適合設置率：小千谷市火災予防条例において設置が義務付けられている住宅部分の全てに設置されている世帯の占める割合

(3) 交通安全と防犯の推進

【現状と課題】

- ① 本市の交通事故発生件数は平成28年が95件でしたが、令和元年は54件で41件減少しています。しかし、高齢者が関係する事故の割合は、平成28年の44%から令和元年の54%へと上昇しています。今後更に事故発生件数を減少させるためには、引き続きカーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の整備に加え、高齢者が関係する事故の防止について重点的に啓発する必要があります。
- ② 本市の刑法犯認知件数は平成28年が189件でしたが、令和元年は119件で70件減少しています。しかし、そのうち、件数は少ないものの、被害額が1件で10万円から100万円単位にまで及ぶ特殊詐欺が毎年発生しています。詐欺の手口は多様化しており、被害防止のためには警察などの関係機関と連携し、啓発を継続することが重要です。
- ③ 本市は、平成29年度から消費生活相談員の配置時間を増やし、相談体制を強化しました。インターネットの急速な普及に伴い、消費者の消費形態が多様化しており、相談件数は平成28年度の30件から令和元年度の103件へと3倍以上に増加しています。今後も関係機関との連携により市民に対する啓発に取り組むとともに、相談体制を維持し、消費者トラブルや被害の未然防止を図る必要があります。

【施策の基本方針】

- ① 交通安全の推進
警察、交通安全協会、学校、認定こども園、保育園、町内会などの関係機関・団体と連携し、交通安全運動や交通安全教室などを実施し、意識の高揚を図ります。また、小千谷市交通安全計画に基づき、高齢者の事故防止や歩行者の安全確保などに取り組みます。
- ② 交通安全施設の整備
交通安全協会などの関係機関との連携により事故危険箇所を把握し、カーブミラー、道路区画線、ガードレールなどの交通安全施設を整備し、安全性の向上に努めます。
- ③ 防犯の推進
様々な犯罪被害を防止するため、警察、防犯協会、町内会などの関係機関・団体と連携し、広報などにより市民の防犯意識の高揚に努めます。また、特に犯罪による被害が心配される子どもや高齢者を守るため、学校、家庭、地域と連携し、パトロールなどの防犯活動を推進します。
- ④ 消費者行政の推進
多様化する消費者トラブルに対応するため、消費生活相談員を引き続き配置するとともに、消費者協会などの関係機関と連携し、消費者に対する啓発活動を推進します。

【主要事業】

事業名	事業概要
交通安全推進事業	交通安全運動の実施、交通安全教室の実施などの啓発活動
交通安全施設整備事業	カーブミラー資材支給、道路区画線整備、ガードレール設置・修繕
防犯対策事業	防犯灯設置のための補助、通話録音装置の貸与、犯罪被害防止のための啓発活動
消費者行政事業	消費生活相談・無料法律相談の開設、消費生活被害防止のための啓発活動

【5年後の目標値】

○小千谷市の交通事故発生状況

年	事故発生件数	死傷者数	
		死者	傷者
令和元年	54件	3人	62人
令和7年（目標年）	50件	0人	60人

○消費生活相談の開設日数

年度	日数
令和元年度	240日
令和7年度（目標年度）	240日

2 自然と共生する循環型社会の推進

(1) 自然環境との共生



【現状と課題】

- ① 本市は、信濃川や森林など四季折々に様相が変化する豊かな自然に恵まれており、これらの貴重な自然や生態系を保全し、次世代に引き継いでいくことが必要です。
- ② SDGsの実現に向けた取組が世界各国で進められており、本市においても環境保全活動により良好な環境と景観を維持していく必要があります。
- ③ 平成28年に日本が批准したパリ協定¹に基づき、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量を大幅に削減するため、市民、事業者、行政の協働により、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進する必要があります。
- ④ 令和元年度には、本市でもツキノワグマ10件・12頭、イノシシ9件・12頭の見撃情報が寄せられ、民家近くへのツキノワグマの出没やイノシシなどによる農業被害が確認されており、人身被害や農作物被害を防止する取組が必要です。
また、有害鳥獣を捕獲、駆除する人材の確保と育成が求められています。
- ⑤ 気候変動・地球温暖化が地球規模の深刻な環境問題として議論される中で、いかに化石燃料の使用を減らして、人間の活動から発生する温室効果ガスの排出を削減し、地球の温度上昇を食い止めるかが大きな課題となっています。化石燃料を中心としたエネルギーの消費を減らす省エネルギーの推進が引き続き必要です。

【施策の基本方針】

- ① 自然や生態系の保全と啓発
自然は市民共有の財産であることから、豊かな自然と生態系の保全に努め、その重要性について啓発します。
- ② 快適な生活環境の保全と創造
豊かな自然に恵まれた快適な生活環境を維持するため、市民、事業者、行政の協働により環境の保全と創造（公害のない暮らしやすく個性あるまちづくりの推進）に取り組みます。
- ③ 環境に関する調査・監視の実施
国、県などの関係機関との連携により大気汚染、水質汚濁などの状況を定期的に調査し、監視を継続するとともに、これらの情報を公表し、環境保全の啓発に努めます。
- ④ 地球環境に関する啓発
地球温暖化、光化学スモッグ、PM2.5などの環境問題に関する情報を市民に提供し、地球環境に対する意識を高めます。
- ⑤ 有害鳥獣対策の推進
自然環境や生態系との共生を目指すものとしませんが、ツキノワグマやイノシシなどによる人身や農作物の被害を未然に防止するため、関係機関と連携し、必要により有害鳥獣の捕獲、駆除を行います。
また、猟友会と連携し、有害鳥獣を捕獲、駆除する人材の確保・育成を支援します。

¹ パリ協定：1997年の京都議定書に変わって2015年にパリで開かれた温室効果ガス削減について国際的に取り決めたものです。日本は2030年度に2013年度比26%（約10億4200万t-CO₂）の削減を約束している。

⑥ 省エネルギーの推進

LED照明をはじめとした省エネ型家電製品などの省エネルギー機器の導入や冷暖房機器などの設定温度を適正にすることで電気使用量の削減に努め、地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素など）の排出の削減を図ります。

【主要事業】

事業名	事業概要
環境啓発事業	環境基本計画の年次報告作成と公開、環境意識の啓発
省エネルギー設備導入推進事業	公共施設における省エネルギーの推進、低燃費・低排出ガスの公用車の導入
環境うるおい基金事業	信濃川の河川環境の維持向上など、環境との調和を図るための事業の実施
有害鳥獣対策事業	関係機関との連携による、有害鳥獣の捕獲、駆除を行う人材の確保・育成に対する支援

【5年後の目標値】

○森林の保全運動参加者数

年 度	参加者数
令和元年度	349人
令和7年度（目標値）	300人

○市有施設への省エネ設備（LED照明）導入施設数

年 度	導入施設数（累計）
令和元年度	9施設
令和7年度（目標値）	11施設

○多自然型水路の整備延長

年 度	延長距離
令和元年度	2,813m
令和7年度（目標値）	2,900m

○小千谷猟友会会員数

年 度	会員数
令和元年度	18人
令和7年度（目標値）	18人

(2) 資源リサイクルの推進

【現状と課題】

- ① 廃棄物による環境への影響を低減させるため、ごみの減量化と資源の循環利用により限りある資源を有効に利用する取組が求められており、今後も循環型社会を推進していく必要があります。
- ② 家電4品目をはじめとする粗大ごみの不法投棄、空き缶やペットボトルなどのポイ捨て、ごみの野焼きなどが後を絶ちません。これらの行為は生活環境を汚染する原因となるため、地域ぐるみで防止に取り組むよう、啓発を進める必要があります。
- ③ クリーンスポット大原の最終処分場は、処分容積121,640m³で平成9年度に整備しました。平成16年の中越大地震による大量搬入の影響もあり、令和元年度末現在の容積率は約67.21%となっています。現在は、費用対効果の検討に基づき、県外の最終処分場へ埋め立てごみを搬出して施設の延命化を図っています。また、令和2年度に基幹的設備改良工事を実施した廃プラスチック減容化施設とリサイクルプラザについても、令和元年度に第2期長寿命化計画を策定し、計画的に設備の更新を進めています。
- ④ ごみ焼却処分施設の時水清掃工場は、処理能力120t/日(60t/24h×2炉)で平成2年4月から稼働し、30年を経過しており施設の老朽化が進んでいます。令和元年度に第2期長寿命化計画を策定し、計画的に設備の更新を続けています。
- ⑤ し尿処理施設の衛生センター清流園は、昭和51年度にし尿処理施設(第一工場)、昭和57年度に浄化槽汚泥処理施設(第二工場)を整備し、計90kl/日の処理施設として稼働してきました。その後、施設の老朽化と公共下水道などの普及に伴うし尿搬入量の減少に対応するため、平成25年度に基幹的設備改良工事が完了し、現在は計画処理量25kl/日の施設として稼働しています。平成22年度に施設延命化計画、平成24年度に長寿命化計画をそれぞれ策定し、計画的に設備の更新を続けています。
- ⑥ いずれの施設も、経年による施設の老朽化が進み、また、最終処分場については埋立許容量の問題もあることから、施設の更新や広域連携など、費用対効果を踏まえ今後の施設のあり方を検討する体制を早急に整備する必要があります。

【施策の基本方針】

① ごみの減量化と再資源化の推進

ごみの減量化に関する啓発や取組方法、新たな事例などを広報で紹介するなどしてごみの分別を徹底し、3R運動(ごみの減量(リデュース)・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル))を推進します。また、「おぢやのごっつお食べ切り運動」の広報や事業所を対象とする啓発により事業系ごみの減量化に取り組むとともに、町内会など地域で実施する資源物集団回収を支援し、ごみの減量化と再資源化を推進します。

② 不法投棄対策の推進

不法投棄やごみの野焼きの防止のため、啓発活動に取り組むとともに、町内会や関係機関と連携し、パトロールの実施や監視カメラの活用などの対策を推進します。

③ 衛生施設の適正管理と今後の基本方針策定

一般廃棄物最終処分場は、埋立許容量が少ないことから、焼却灰や不燃残さなどについては引き続き県外へ搬出することにより施設の延命化を図ります。

時水清掃工場と衛生センター清流園は、それぞれの長寿命化計画を踏まえて適切な施設管理に努め

ます。

各施設について、本市単独での再整備、近隣自治体との共同利用、市外の施設への処理委託など今後の施設のあり方を、費用対効果を含めて検討するための体制を早急に整備し、基本方針を策定します。

【主要事業】

事業名	事業概要
ごみ減量化・再資源化事業	3R運動、古紙の分別回収、おぢやのごっつお食べ切り運動、資源物集団回収に対する支援、生ごみ処理機器の購入に対する補助
環境衛生向上事業	ごみ収集場所の整備に対する補助、不法投棄やごみの野焼きの監視、ごみゼロ運動
衛生施設整備事業	ごみ・し尿処理施設の設備更新、焼却灰などの最終処分委託、施設整備基本方針の策定

【5年後の目標値】※令和7年度の目標値は「小千谷市一般廃棄物処理基本計画」による

○ごみ排出量

年 度	燃やすごみ	埋立ごみ	資源ごみ	計
令和元年度	11,050t	838t	2,149t	14,037t
令和7年度（目標年度）	7,988t	574t	2,589t	11,151t

○資源物集団回収量

年 度	古紙類					金属類		計
	新聞	雑誌・チラシ	ダンボール	牛乳パック	計	アルミ	スチール	
令和元年度	170t	245t	98t	1t	514t	2t	1t	517t
令和7年度（目標年度）	296t	426t	171t	2t	895t	3t	2t	900t

○古紙分別回収量

年 度	新聞紙	雑誌・チラシ	ダンボール	計
令和元年度	119t	237t	115t	471t
令和7年度（目標年度）	202t	403t	195t	800t

○一人1日あたりごみ排出量とリサイクル率

年 度	一人1日あたりごみ排出量	リサイクル率
令和元年度	1,099g（1,139g）	18.4%（21.3%）
令和7年度（目標年度）	900g	23.0%

※（ ）内は、一部大型小売店舗回収分を含む。

(3) 再生可能エネルギーの推進

【現状と課題】

- ① 地球温暖化の抑制や脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーを活用する取組は、国際的に大きな潮流となっています。また、国内では、原子力施設の事故による電力の需給逼迫や自然災害による大規模停電が発生しており、非常時への対応として自立分散型電源の確保が求められています。

本市でも、環境や防災の観点から、市民、事業者、行政がエネルギーに対する理解を深め、相互に協力しながら再生可能エネルギーの活用を推進する必要があります。

- ② 本市は、全国有数の水力発電所やガス田があり、市内外の住民の生活や様々な産業を支える「エネルギーのふるさと」といえます。しかし、市内の再生可能エネルギーの導入状況を見ると、令和2年3月時点の固定価格買取制度（F I T）²認定設備件数は、22件と県内で最下位となっています。今後は、地域のエネルギー資源を市内で有効活用し、産業振興や地域の活性化など多様な効果に繋げることが必要です。

【施策の基本方針】

- ① 地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入

太陽光、地中熱、雪冷熱など、地域の再生可能エネルギーを地域で利用する「エネルギーの地産地消」に取り組みます。また、多様なエネルギー源による自立分散型のエネルギー需給構造へ転換することで、災害に強い安定的なエネルギー源の確保に努めます。

- ② 再生可能エネルギーによる地域産業の活性化

再生可能エネルギーに対する事業者の取組を促進し、事業活動におけるエネルギーコストの低減や商品の高付加価値化など、事業経営の安定化・活性化を図ります。また、再生可能エネルギーに関連する新たな産業・雇用機会の創出や観光分野との連携により、地域経済への好循環を推進します。

- ③ 環境に関する意識の醸成

環境問題やエネルギーに関する普及啓発や環境教育・学習機会の充実を進めることで、市民と事業者の意識を高め、取組を実践できる人材を育成します。

【主要事業】

事業名	事業概要
再生可能エネルギー導入推進事業	公共施設・地域産業における再生可能エネルギー設備の導入、環境に配慮した公用車の導入、雪冷熱を活用した地域製品のブランド化と都市間交流の推進
環境啓発事業	再生可能エネルギーに関する学習・教育機会の充実

² 固定価格買取制度（F I T, Feed-in Tariff）：再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）で発電した電気を、国が定める固定価格で一定期間、電力事業者買取を義務付けるもの。電力の買取には、国から設備の認定を受ける必要がある

【5年後の目標値】

○公共施設における再生可能エネルギー導入施設数

年 度	施設数（累計）
令和元年度	1 施設
令和7年度	3 施設

※令和元年度の導入済施設：片貝総合センター

3 暮らしやすい雪国生活の推進



(1) 冬期間交通の確保

【現状と課題】

- ① 本市の冬季における道路交通は、機械除雪、消雪パイプ、流雪溝により確保されています。令和元年度の市道の除雪計画総延長は259kmであり、そのうち機械除雪が142km、消雪パイプが117kmで、市道全体の総延長に対する除雪率は54.4%です。
- ② 機械除雪業者の乗務員の人材・人員不足に対応するため、機械除雪体制を、市内を8ブロックに分け、それぞれ複数の事業所で構成する除雪共同体で実施することで、除雪体制を維持しています。近年は少雪傾向ではあるものの、局地的かつ集中的な多降雪が発生し、交通障害が発生していることから、通勤、通学などへの影響を最小限に抑えるための除雪機械の整備を継続的に行う必要があります。また、市民と市が互いに協力し、地域ぐるみで雪処理を行うことが大切です。
- ③ 消雪パイプは、布設から長期間が経過し、管内の目詰まりや漏水の発生などにより消雪機能が低下している延長が増加しているため、幹線道路を優先して布設替えを計画的に進めており、今後は、幹線道路以外の市道について順次布設替えを行う必要があります。
また、排雪場所が確保できないことや狭隘なために機械による除雪が困難な道路では、その通行確保に苦慮しています。
- ④ 流雪溝は、揚水機場における取水障害や送水管の老朽化による破損が頻発しており、必要などきに使用できない事態が増加しているため、県などの関係機関と連携し、安定して使用できるよう対策を講じる必要があります。
- ⑤ 急傾斜地付近の道路は、雪崩により通行止めとなる場合があることから、生活の維持や救急、防災の観点から、雪崩対策を推進する必要があります。

【施策の基本方針】

- ① 機械除雪体制の整備
除雪機械の計画的な更新により、機械除雪体制の維持に努めます。また、豪雪時、特に局地的短時間多降雪に対応できるよう、除雪機械の整備を継続的に行います。また、異常降雪に備え生活道路沿線に市民と市が互いに協力し、新たな排雪場の確保に努めます。
- ② 消雪パイプリフレッシュ事業の推進
経年劣化などにより消雪機能が低下した消雪パイプの布設替え（リフレッシュ）を進め、消雪機能の再生を図ります。
- ③ 消雪パイプ整備事業の実施
排雪場所が確保できない道路や狭隘なために機械による除雪が困難な道路について、消雪パイプの整備を行います。
- ④ 流雪溝の安定使用のための対策の推進
県などの関係機関と連携し、流雪溝を安定して使用できるよう、取水障害や送水管の老朽化などへの対策に取り組みます。
- ⑤ 雪崩危険箇所における安全対策の推進
国、県と連携し、雪崩危険箇所における防護施設の設置などを進めます。

【主要事業】

事業名	事業概要
除雪機械更新事業	ロータリ除雪車などの更新
消雪パイプ整備事業	消雪パイプ未整備路線における新設
消雪パイプリフレッシュ事業	経年劣化した消雪パイプの布設替え
融雪施設整備助成事業	消雪パイプの電気料や消雪用井戸の掘替えなどに対する補助
流雪溝安定使用対策事業	取水障害対策や送水管更新などの促進

【5年後の目標値】

○消雪パイプ布設替え延長

年 度	実施延長（平成21年からの累計）
令和元年度	14.2 km
令和7年度（目標年度）	19.0 km

(2) 雪国生活の充実

【現状と課題】

- ① 本市は昭和54年に克雪都市宣言を行うとともに、昭和57年には市と市民が互いに協力し、地域ぐるみで秩序ある雪処理を行うことにより雪を克服し、明るく、住みよい生活環境をつくることを目的とする小千谷市克雪条例を制定し、その目的の実現に向かって様々な事業を推進してきました。
- ② 克雪フェアは、克雪都市宣言や小千谷市克雪条例の趣旨である自助共助による克雪の取組が重要であることなどについて理解すること、そして、雪と親しみ、雪と共生する意識の醸成を図ることなどを目的として昭和60年から開催しており、令和元年度には約15,000人の来場者がありました。引き続き、その趣旨を理解していただくため、啓発活動を継続する必要があります。
- ③ 市内の住宅は、令和元年度末現在で約28%が融雪、落雪、耐雪などの克雪住宅となっていますが、高齢化が進んでいるため、雪おろし中の事故の危険性が低い克雪住宅の普及を更に促進することや高齢者の負担を減らす消雪施設の設置が必要です。
- ④ 高齢化や過疎化が進み、自ら屋根の雪おろしなどの作業を行うことが困難な65歳以上の単身者数は1,015人（平成27年国勢調査）であり、平成22年以降、1年当たりの平均で約46人増加していることから、除雪支援事業を継続する必要があります。
- ⑤ 平成11年から行われているSOS雪おろし支援事業において、作業を行う会員の高齢化により登録者数が減少していることから、支援を必要とする登録者の依頼に対応できるよう、作業会員の確保に努める必要があります。

【施策の基本方針】

- ① 雪と親しみ、雪と共生する意識の醸成
克雪フェアなど様々な機会を通じて、克雪都市宣言、小千谷市克雪条例の意義や雪と親しみ、雪と共生する意識の醸成を図ります。
- ② 克雪住宅の普及促進
克雪住宅の必要性や支援制度の内容を周知し、克雪住宅の普及を促進します。
- ③ 高齢者対応型投雪口の整備
高齢者が流雪溝作業を行う際の負担軽減と安全性の向上を図るため、流雪溝の蓋を軽量の投雪型に取り替えます。
- ④ SOS雪おろし支援事業における作業会員の確保
様々な媒体による広報や関係団体への働きかけにより、個人会員と法人会員の確保に努めます。

【主要事業】

事業名	事業概要
克雪フェア開催	克雪フェアの継続実施
克雪すまいづくり支援事業	融雪型、落雪型、耐雪型などの住宅屋根の整備に対する補助
除雪支援事業	低所得者の高齢者世帯、母子世帯、障がい者世帯などに対する除雪サービス券の交付などの支援
高齢者対応型投雪口設置事業	高齢者などが利用しやすい観音開き型の投雪口の設置

【5年後の目標値】

○克雪住宅普及率

年 度	※1戸建住宅数	※本市の補助制度の利用 件数	普及率
令和元年度	9,946戸	2,771件	27.9%
令和7年度（目標年度）		3,100件	31.2%

※ 1戸建住宅数：国勢調査（平成27年10月1日現在）の「戸建世帯数」の数値

※ 本市の補助制度利用件数：平成4年度以降に、克雪すまいづくり支援事業補助金、克雪住宅協調整備事業補助金、被災者住宅支援対策事業（雪国すまいづくり支援）補助金などを交付した延べ件数

○高齢者対応型投雪口設置数

年 度	設置数（累計）
令和元年度	399か所
令和7年度	450か所

基本目標 6

ふれあい、にぎわい、暮らし続けたいまちづくり

(交流、市民参加)

1 交流・移住・定住の推進

(1) 移住・定住人口の拡大



【現状と課題】

- ① 令和元年8月に実施した市民意向調査では、本市に住みやすいと感じる市民は68.2%と前回調査の67.5%を上回りました。その一方で、ずっと暮らしていきたいと考えている市民の割合は64.9%と前回調査の68.3%から低下しており、特に、20歳代の46.9%、30歳代の57.7%と若年層の割合が低い傾向にあることから、さまざまな施策を推進し、こうした年代の市民が暮らし続けたいと思えるまちづくりに取り組む必要があります。
- ② 人口減少の抑制と雇用機会の拡大に向けて、市民、民間事業者、行政機関の連携により、首都圏などから起業を目指す人材を受入れる環境づくりに取り組む必要があります。
- ③ 令和2年度国の意識調査によると、新型コロナウイルス感染症の影響により大都市圏在住者の地方への移住の機運が高まっており、多くの自治体が移住促進の取組を強化しています。本市においても、さまざまな魅力を全国に発信するとともに、移住希望者のニーズにきめ細かく対応する必要があります。

【施策の基本方針】

- ① 移住・定住情報の発信
移住希望者が必要なときに必要な情報を入手できるよう、SNSなどを活用し、本市の魅力とともに、移住・定住に関する補助制度や空き家バンクなどの情報を発信します。
- ② 移住に関するニーズの把握と移住者に対する支援
関係機関と連携し、オンラインによる移住セミナー、相談会の開催や参加しやすい環境づくりにより、移住希望者の具体的なニーズを把握し、個別に対応します。
移住サポーターや地域づくり支援員との連携により、移住者・転入者からの相談に対応し、本市での暮らしを支援します。
- ③ U・Iターンの推進
市外へ転出した若者や本市への移住を希望する市外在住者を対象として、各世代のニーズに適した支援策を強化するとともに、首都圏などの高等教育機関と連携し、若者のU・Iターンに向けた支援に取り組みます。
- ④ 地域おこし協力隊制度の活用
本市で活動する地域おこし協力隊と、任期を満了し、本市に定住した協力隊経験者の客観的な意見を参考に、移住希望者の視点に立って移住・定住促進事業に取り組みます。

【主要事業】

事業名	事業概要
移住・定住PR事業	移住定住情報ポータルサイトによる情報発信
移住者・転入者支援事業	移住サポーターの委嘱、地域づくり支援員の配置
移住支援事業	移住セミナー・移住相談会などの開催、移住希望者に対するマンツーマンでの対応
空き家バンク運営事業	空き家情報の提供と登録物件の斡旋
定住促進事業（再掲）	転入者や子育て世代に対する住宅取得補助
地域おこし協力隊推進事業	地域おこし協力隊の活用による移住・定住促進事業
「おぢや夢・ミライ応援団」による就労支援事業（再掲）	産学官の連携により、若者の地元就労を促進
「小千谷未来パスポート」によるU・Iターン促進事業（再掲）	首都圏などの高等教育機関などとの連携により若者のU・Iターン就労を促進

【5年後の目標値】

○移住定住情報ポータルサイト閲覧件数

年 度	平均アクセス数
令和元年度	207件/月
令和7年度（目標年度）	300件/月

○空き家バンクの新規登録件数と成約件数

年 度	新規登録件数	成約件数
令和元年度	7件/年	5件/年
令和7年度（目標年度）	10件/年	10件/年

○地域おこし協力隊制度による受入者数と定住者数（平成25年度以降の延べ人数）

年 度	受入者数	定住者数
令和元年度	18人	15人
令和7年度（目標年度）	30人	25人

○転入者に対する住宅取得補助件数（再掲）

年 度	補助件数
令和元年度	24件/年
令和7年度（目標年度）	25件/年

○学生（高校生～大学生）の市内就職者数（再掲）

年 度	地元就職者数
令和元年度	—
令和7年度（目標年度）	40人/年

(2) 都市間交流の推進と関係人口の拡大

【現状と課題】

- ① 国内の多くの自治体では人口が減少していることから、移住・定住促進事業に取り組んでいます。本市を直接訪れる交流者に加えて、市外在住者でふるさと納税寄附者や本市出身者の会、おぢやファンクラブ会員など、さまざまな形で本市に対する支援に参加いただく関係人口を拡大し、定住人口を補完する持続可能なまちづくりを進める必要があります。
- ② 平成19年度から受入れが始まった教育体験旅行では、本市への来訪を希望する学校が増加する一方で、受入家庭の高齢化により受入数が減少傾向にあることから、受入体制の充実を図る必要があります。
- ③ 本市では都市間交流、2地域居住地の拠点として、また、市内への移住促進の中間拠点として、山本山塩殿地内にクラインガルテンふれあいの里を整備し、平成20年度に滞在型農園（ラウベ）30区画、日帰り型農園を84区画整備して、地域との交流事業にも取り組んできました。利用状況は社会、経済情勢により増減はありますが、利用契約満了後の市内居住に結びついていないことから、定住に繋がるような取り組みが必要です。

【施策の基本方針】

- ① 関係人口の拡大
県外在住の市内出身者や市内高校卒業生に加え、ふるさと納税寄附者や小千谷ファンクラブ会員などの参画を得て、本市を応援していただく県外在住者による組織づくりを進め、関係人口の拡大に取り組めます。
- ② 多様な都市間交流の推進
移住・定住の促進や関係人口の拡大のため、自然環境を活かしたグリーンツーリズムの推進や教育体験旅行受入家庭の増加のほか、スポーツ、文化などを通じた民間レベルの交流の活性化に取り組めます。
- ③ 交流拠点の魅力の向上
市外から訪れる人の増加と市民との交流の拡大により地域の活性化に繋げるため、市民の家やクラインガルテンふれあいの里の整備を進め、交流拠点としての魅力を高めます。

【主要事業】

事業名	事業概要
小千谷市支援団体設立支援事業	市内出身者やふるさと納税利用者などによる支援団体の設立、運営に対する支援
農村都市共生事業	教育体験型交流やグリーンツーリズムによる都市との交流推進
交流拠点施設整備事業	市民の家やクラインガルテンふれあいの里の整備

【5年後の目標値】

○教育体験旅行受入者数

年 度	延べ受入者数	学校数
令和元年度	3,432人/年	12校/年
令和7年度(目標年度)	4,000人/年	15校/年

○教育体験旅行受入家庭会員数

年 度	会員数
令和元年度	59世帯
令和7年度(目標年度)	70世帯

○おぢやクラインガルテンふれあいの里滞在型農園の利用区画数(全30区画)

年 度	利用区画数
令和元年度	22区画
令和7年度(目標年度)	30区画

○市民の家の年間利用者数

年 度	日帰り (研修室、食堂など)		宿泊		計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
令和元年度	240件	10,607人	572件	4,477人	812件	15,084人
令和7年度 (目標年度)	350件	14,600人	850件	6,400人	1,200件	21,000人

※日帰り：申請者のみの数

(3) 国際交流の促進

【現状と課題】

- ① 令和2年3月末日現在の戸籍・住民基本台帳に登載の外国人数は、213人で、平成28年3月末日現在数176人と比較し、37人、率にして21.0%増加しています。技能実習を目的に滞在している外国人は、令和2年3月末日で39人、平成28年3月末日現在数19人と比較し、20人、率にして105.2%増加しています。このようなことから、市民が国際感覚を身に付けようとする意識を高める必要があります。
- ② 市内には国際交流に取り組んでいる団体が3団体あり、親善交流会の開催や海外留学生の受入れなどを行っているほか、外国人向けの観光パンフレットをはじめ、様々な情報資料の翻訳に作成協力いただいております。引き続き協力関係を深めていくことが必要です。
- ③ 東京2020オリンピック、パラリンピックの開催時でのホストタウンとして、米領ヴァージン諸島との交流が予定されていましたが、感染症拡大の影響により中止となりました。しかしながら、この機会を契機として様々な国々との交流が自然な形で取り組めるよう、お互いの文化や価値観の違いを理解し合う機運を醸成する必要があります。

【施策の基本方針】

- ① 国際交流団体との連携強化
市民協働による国際交流を推進するため、定住自立圏内の民間の国際交流団体との連携や協力関係を深めるとともに、その活動を支援します。
- ② 国際交流による人材育成
外国人との親善交流や、国際的な視野を広め、互いの理解のもとで自主性、社会性、人間性などを成長させることを目的とした公的機関主催の海外研修への参加を支援し、外国人との交流機会の拡大を図ります。
東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン交流事業を契機として、外国文化に対する市民の関心を高め、国際交流のリーダーとなる人材の育成に努めます。
- ③ 在住外国人に対する支援
市内在住の外国人に対し、公共施設や病院、銀行などの案内情報のほか、防災情報などを市ホームページやガイドブックにより提供するとともに、日常生活に必要な日本語を身につけてもらうことを目的として日本語教室を開催します。
- ④ 海外留学生との交流の推進
市民団体の海外留学生の受入れを推進する活動を支援し、市民の国際意識の向上に取り組みます。

【主要事業】

事業名	事業概要
国際交流推進事業	国際親善交流事業や海外研修への参加に対する補助、ホストタウン事業の推進
国際交流環境整備事業（再掲）	外国語による生活情報の提供、外国語パンフレットの配布、外国人のための日本語教室の開催
海外留学生受入支援事業	海外留学生の受入れに取り組む団体に対する補助

【5年後の目標値】

○国際交流促進振興関係補助制度の利用件数

年 度	支援件数
令和元年度	1件／年
令和7年度（目標年度）	5件／年

2 市民協働と地域づくり



(1) 市民協働のまちづくりの推進

【現状と課題】

- ① 平成30年度に国が行った社会意識に関する世論調査によると、平成12年度、平成21年度に行われた同様の調査と比較して社会志向の割合が減少し、個人生活の充実を重視すべきと回答する人の割合が全国的に増加傾向にあります。本市では、町内会行事をはじめ、地域住民の共同活動における担い手の減少が課題となっている地域があり、人口減少や少子高齢化に加え、社会志向の低下が進むことは、課題が一層深刻さを増すことにつながります。
- ② 市民活動団体の活動の継続と団体間の連携を促進するため、NPO法人化を支援してきました。平成26年度では市民活動ネットワークに登録したまちづくり活動団体数は36団体でしたが、令和元年度には49団体に、また、NPO法人数は8団体から12団体へ増加しました。
- ③ 本市では、平成30年度に行政ではない中間支援組織が設立され、市民との協働、地域活動への助言、支援に関する窓口とすることにより相談しやすい環境づくりに取り組んできました。令和2年3月には「市民との協働ガイドライン」を作成し、今後、自治会をはじめとする地域団体、企業などに対して、さらなる市民協働への理解を深めてもらうための取組を進めて行く必要があります。
- ④ 現在の公民館分館活動は、イベントや地域行事が中心となっていますが、人口減少やライフスタイルの変化によって住民のニーズも変化しており、また、課題も地域によって異なっています。今後は、自分たちが住んでいる地域をより良くするための学習や実践活動に取り組むため、分館と行政、町内会などが連携を強化する必要があります。

【施策の基本方針】

- ① 市民協働の意識啓発
市民、団体、企業などと、市民協働に対する認識を共有するため、インターネットを活用した多様な方法による情報発信やワークショップの開催などにより啓発に取り組みます。
- ② 中間支援組織の育成
さまざまな協働活動を効率的に推進し、成果を高めるため、市民や地域などと行政との間で協働の当事者を支援する市民協働センター機能の役割を担う地域づくり支援団体の活動を支援し、組織基盤の強化を促進します。
- ③ 事業実践における市民協働
町内における様々な行政委員活動、公民館分館事業、地域支え合い事業など、地域内における様々な分野における課題に対して、事業参画型による事業形態を実践していくことが必要です。
- ④ 公民館活動の充実
地域の課題を解決するための学習活動に対する支援や人材の発掘、育成を図り、地域の特性を活かした公民館活動の充実に努めます。また分館が主体的に活動し、地域の活性化に繋げられるよう、関係機関との連携を支援します。

【主要事業】

事業名	事業概要
市民協働意識醸成事業	多様な広報媒体による意識啓発、市民協働ワークショップなどの開催
中間支援組織支援事業	地域づくり支援団体が協働の当事者を支援するための活動に対する支援
公民館分館活動助成事業（再掲）	分館活動運営支援
地域支え合い事業（再掲）	生活支援体制の整備

【5年後の目標値】

○中間支援組織が支援する市民協働事業の件数（後期基本計画期間中の延べ件数）

年 度	事業数
令和元年度	3事業
令和7年度（目標年度）	12事業

(2) 地域力を活かした市民活動の推進

【現状と課題】

- ① 町内会は、平成26年度では115でしたが、令和元年度には114となり、1減少しました。これらは、人口減少、少子高齢化にともない、自治活動の維持、推進が困難であることから、継続的かつ効率的な運営を進めるため、周辺町内会と統合したものです。
- ② 町内会は、地域住民と行政をつなぐ機能を有するとともに、防災、環境美化などの公益的な活動の主体として、また、地域住民の交流と住みよい地域づくりに取り組む自治組織として重要性が高まっています。
- ③ 人口減少に伴い、特に高齢化が著しい中山間地域においては町内会の維持が課題となる一方で、地域コミュニティの維持と地域の活性化を目的として有志を中心とした住民団体がさまざまな活動を行っています。

【施策の基本方針】

- ① 町内会などに対する支援
人口減少や高齢化に伴う地域課題の把握とその解決に取り組む町内会や地区協議会などの活動を支援します。
- ② 住民団体に対する支援
地域資源の再発見やPR、伝統事業の継承、他地域住民との交流など、地域活性化を目指して主体的に活動する住民団体の活動を支援します。

【主要事業】

事業名	事業概要
町内集会施設等整備事業	町内集会施設などの新設や大規模修繕などに対する補助
市民協働支援事業	地域課題を解決する活動や地域を活性化する活動に対する支援

【5年後の目標値】

○中間支援組織に対して相談を行った市民団体数

年 度	団体数
令和元年度	49団体
令和7年度（目標年度）	70団体

3 観光資源の活用と誘客推進



(1) 観光施設の整備と活用

【現状と課題】

- ① サンプラザ（昭和58年開館）、錦鯉の里（平成元年開館）、ちぢみの里（平成8年開館）などの観光施設は、経年による基幹的設備の劣化が進んでいるため、計画的な更新や修繕が必要です。
市民に愛されている山本山は、これまで公共あるいは民間において様々な事業が実施され、整備されてきました。展望台、山頂広場、菜の花・ひまわりなどの景観形成地を含む育成牧場、沢山ポケットパーク、JR東日本小千谷発電所・第二発電所、クラインガルテンふれあいの里、おちゃ〜るなど多くの施設や景観地を有していますが、今後は県立自然公園の利点を活かしながら、これらの施設を繋ぎ合わせる事業や経済活動に対する支援が求められています。
- ② 本市には、中部北陸自然遊歩道や長岡東山山本山県立自然公園内などに5箇所（箇所）の遊歩道があります。新型コロナウイルスの影響もあり、三つの密を避けた活動に加え、健康保持、増進の意識もより高まりつつあり、さらに、マイクロツーリズムが注目されていることから、既に年間5,000人が訪れる西山遊歩道は、より気軽に安全で安心して訪れる場所として、また、経済活動への波及効果を期待する環境を整備する必要があります。

【施策の基本方針】

①観光拠点施設の整備

常設施設であるサンプラザ、錦鯉の里、湯どころちぢみの里を計画的に整備するとともに、新しい生活様式への対応により安心して利用できる環境づくりを進めます。

②山本山の資源連携推進

自然を活かしつつ、おちゃ〜るやクラインガルテンふれあいの里などの施設を核として様々な資源を組み合わせ、観光誘客事業を促進します。

③遊歩道の利活用

新型コロナウイルスの影響をチャンスとして捉え、三密を回避、健康保持・増進活動、マイクロツーリズムとして西山遊歩道などをより気軽に安全安心に訪れることのできるよう整備し、経済活動として波及する仕組みづくりを支援していきます。

【主要事業】

事業名	事業概要
観光拠点施設整備事業	サンプラザ、錦鯉の里、ちぢみの里、おちゃ〜るの基幹的設備の更新
山本山資源連携・誘客促進事業	自然を活かした施設、資源連携強化と誘客情報発信強化
遊歩道活用事業	遊歩道整備とPR強化、遊歩道を活かした経済活動支援

【5年後の目標値】

○観光拠点施設の来場者数

年 度	来場者数
令和元年度	270,134人
令和7年度（目標年度）	300,000人

※観光拠点施設：サンプラザ、錦鯉の里、ちぢみの里、おぢゃ～る

(2) 祭りやイベントによる誘客推進

【現状と課題】

- ① 本市への観光入込数は、イベント時の天候にも影響されますが、平成26年度では約104万人弱、平成29年度には117万7千人を最高に、令和元年度では約104万7千人とほぼ横バイ状態で推移しています。
- ② 本市には、ユネスコ無形文化遺産登録、国指定重要無形文化財の小千谷縮、同じく国指定重要無形民俗文化財の牛の角突き、世界一大きい打上花火の四尺玉、発祥の地である錦鯉など、世界的に誇れる地域資源を多く有していますが、通過型の旅行者が多いことから、滞在時間を延ばし、旅行消費の増加に繋げる取組が求められています。
- ③ 本市の代表的なイベントであるおぢやまつり、片貝まつり、風船一揆、牛の角突きは、客層が異なるなど、それぞれに大きな特色があることから、さらなる誘客促進により地域経済への波及効果や関係人口の拡大など、多様な効果が期待されています。
また、新型コロナウイルスの影響に伴い、イベントのやり方、見せ方を工夫し、誘客推進を図る必要があります。
- ④ インバウンドの増加に加え、「団体から個人へ」、「観光型から体験型へ」、などの旅行ニーズの変化に対応するため、県や近隣自治体と連携し、首都圏や海外などへの情報の発信力を高めるとともに、本市の祭りやイベントを活用した誘客の取組を推進する必要があります。
令和元年度に東京駅日本橋口の常盤橋地内への錦鯉鑑賞池を核とした本市のPRスペース整備が決定し、首都圏をはじめ東京駅を利用する国内外の方々の本市への誘客PR、発信拠点として多様な活用方法による検討や事業展開が求められています。
- ⑤ 約1,000年の歴史がある牛の角突きは、生活の一部と密接に関わりながら文化を継承してきました。生活、習俗としての文化を継承することは重要であり、そのためには、観光資源としての二次的活用や木喰観音などの地域資源と連携し、経済活動に連動する事業展開が必要です。
- ⑥ 人口減少や少子高齢化により、祭りやイベントを支えるスタッフの確保や後継者不足への対応などが課題となっています。特に、熱気球パイロットは、訓練や資格が必要であるため、計画的に養成に取り組む必要があります。

【施策の基本方針】

- ① 誘客促進と観光ルートの設定
誘客促進によるインバウンドの増加と観光関連産業の活性化のため、さまざまな観光資源をクールジャパン素材などとしてPRするとともに、飲食や物産と組み合わせた観光ルートを充実させ、商品化を目指します。
- ② まつり行事と運営方法の見直し
実行委員会により運営されているおぢやまつりをはじめ、片貝まつりやおぢや風船一揆については、新型コロナウイルス感染症などへの想定も踏まえ、実施内容や運営方法などについて検討し、改善していきます。
- ③ 広域連携による祭りやイベント情報の発信
小千谷観光協会をはじめ、県、県観光協会、長岡地域定住自立圏構成市町などの関係機関や団体と連携し、首都圏などでの広報イベントへの参加やSNSの活用など、多様な方法により本市の祭りや

イベント情報を発信します。

④ 新たな観光情報発信と誘客促進

錦鯉鑑賞池などを設置する東京駅前常盤橋プロジェクト広場を活用し、本市の地場産品や観光資源を繰り返しPRし、本市関係への情報アクセス件数の増加、市内への誘客を促進する取組を関係機関や関係団体と連携して推進します。

また、いつでもどこでもイベント体験ができるような動画コンテンツの制作と活用による情報発信を図り、誘客促進に繋がります。

⑤ 観光案内表示の整備推進

インバウンドの誘客にも対応できるよう、デジタル端末の使用も考慮した理解しやすい案内表示の整備を進めます。

⑥ 牛の角突き継承

国の重要無形民俗文化財の継承と観光資源としての文化財を維持運営する組織や角突き牛の購入や飼育に対して支援を継続するとともに、近接する木喰観音堂との観光資源連携による誘客拡大に取り組めます。

⑦ 熱気球のパイロット養成と普及

全国的にも珍しく、特色ある冬のイベントとして知られる風船一揆などで使用される熱気球のパイロットの養成を支援します。また、熱気球の試乗体験などを通じて、熱気球の普及に努めます。

【主要事業】

事業名	事業概要
観光プロモーション事業	関係機関との連携による誘客促進、SNSなどを活用した情報発信、観光ルートの増設と商品化、VRやARなどの動画コンテンツの制作と活用
広域観光推進事業	関係機関や団体との連携による祭りやイベントなどのPR活動と情報発信
東京駅前常盤橋プロジェクト錦鯉PR事業（再掲）	東京駅前常盤橋プロジェクト広場を活用した地場産品や観光資源のPR活動実施
観光案内表示（公共サイン）整備事業	誰にでもわかりやすい案内表示の整備
観光資源支援事業	文化財承継と事業運営団体支援、角突き牛確保支援
熱気球のパイロット養成普及事業	熱気球パイロットの資格取得や養成に対する支援、熱気球の普及のための試乗体験

【5年後の目標値】

○観光入込客数

年 度	入込客数
令和元年度	1, 045, 453人
令和7年度（目標年度）	1, 130, 000人

○観光ルート設定数

年 度	ルート設定数
令和元年度	4 コース
令和7年度（目標年度）	6 コース

IV 計画推進のために



1 持続可能な行財政運営

【現状と課題】

- ① 人口減少に伴い、本市の歳入の根幹をなす市税は大幅な増収を見込めない状況にあるため、施策を計画的に実施する重要性が一層高まっています。
- ② 高齢化に伴う社会保障関連経費、経年劣化による建物や道路、橋りょうなどの社会資本の更新経費などの増加に対応するため、費用対効果に留意し、より一層効果的な投資に努める必要があります。
- ③ 本市は、自主財源が5割に満たない財政構造であるため、国の地方財政対策の動向や県の「行財政改革行動計画」の推移を注視し、変化に対する的確に対応する必要があります。
- ④ 市民の利便性の向上を図るため、各種行政サービスのオンライン化を急速に進めてきました。その反面、重要な情報の流出、不正アクセスなどの危険性が高まるため、システム整備やセキュリティ基盤を強化する必要があります。

【施策の基本方針】

① 行財政の効率化と市民サービスの向上

人口減少などの課題や多様化する市民ニーズに対応し、持続可能な行財政運営を行うため、AI（人工知能）やRPA¹などのデジタル技術の導入、官民連携手法の効果的な活用などにより行政改革を推進するとともに、PDCAサイクルによる事業評価と見直しを徹底します。

② 時代に即した行政組織の構築

市民ニーズ、社会経済情勢、国の政策や制度などの変化に的確に対応するため、事業をより効率的に実施できる行政組織を構築します。

定員適正化計画に基づき、市民ニーズや業務量の変化に適応した人員管理を行い、効率的かつ効果的な人員配置に努めます。

③ 人材育成と人事評価制度の効果的な運用

人材育成基本方針に基づき、職員のキャリア形成に資する研修を実施し、社会情勢の変化に即応できる人材の育成を推進します。

人事評価制度の適切な運用に努めるとともに、職員の健康管理に配慮し、モチベーションと業務効率の向上を図ります。

④ 計画的な公共施設の管理

公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の計画的な維持管理に努め、財政負担の軽減を図ります。

⑤ 広報広聴機能の充実

市政に関する情報を広報誌、ホームページ、SNSなどにより積極的かつ効果的に発信するとともに、重要な施策についてはパブリックコメントを実施し、市民の意見を反映していきます。

⑥ 情報システム基盤の整備

行政サービスの急速なオンライン化に対応した情報システム整備を行い、市民の利便性の向上、セ

¹ ※RPA（Robotic Process Automation）：入力作業など人間が行ってきた定型的なパソコン操作をロボット（ソフトウェア）に記録させ自動化するもの。

キュリティ基盤の強化を図ります。

【主要事業】

事業名	事業概要
行政改革の推進	行政改革大綱に基づく実施計画の策定と進捗管理
公共施設等総合管理計画の推進	総合管理計画や類型別・個別施設計画に基づく公共施設の計画的な管理運営
定員適正化計画策定事業	適切な人員管理のための計画策定
市勢要覧作成事業	本市の現状や将来構想をまとめた市勢要覧の作成
情報システム整備事業	情報事務事業を効率的に遂行するための情報システム基盤の整備

【参考数值】

○普通会計歳入決算額

単位：千円

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市 税	5,100,092	29.2%	5,132,118	27.2%	5,120,214	29.7%	5,075,820	28.7%	5,122,990	27.3%
地 方 譲 与 税	151,453	0.9%	150,301	0.8%	149,753	0.9%	152,129	0.9%	153,606	0.8%
利 子 割 交 付 金	7,123	0.0%	3,662	0.0%	6,865	0.0%	6,437	0.0%	2,977	0.0%
配 当 割 交 付 金	20,308	0.1%	11,176	0.1%	16,476	0.1%	12,862	0.1%	15,261	0.1%
株 式 等 譲 与 所 得 交 付 金	17,731	0.1%	6,503	0.0%	15,892	0.1%	9,958	0.1%	8,267	0.0%
地 方 消 費 税 交 付 金	729,310	4.2%	646,902	3.4%	658,211	3.8%	699,091	4.0%	673,931	3.6%
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	7,575	0.0%	7,070	0.0%	6,269	0.0%	6,211	0.0%	6,197	0.0%
自 動 車 取 得 税 交 付 金	25,733	0.1%	26,364	0.1%	41,119	0.2%	39,882	0.2%	20,002	0.1%
環 境 性 能 割 交 付 金	-	-	-	-	-	-	-	-	5,312	0.0%
地 方 特 例 交 付 金	14,553	0.1%	14,051	0.1%	16,395	0.1%	18,751	0.1%	102,159	0.5%
地 方 交 付 税	4,860,076	27.8%	4,435,121	23.5%	4,175,945	24.2%	4,293,552	24.3%	4,655,521	24.8%
（ 普 通 交 付 税 ）	3,906,965	22.4%	3,558,717	18.9%	3,287,601	19.1%	3,476,394	19.7%	3,653,951	19.5%
（ 特 別 交 付 税 ）	953,111	5.5%	876,404	4.6%	888,344	5.1%	817,158	4.6%	1,001,570	5.3%
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,447	0.0%	4,925	0.0%	4,974	0.0%	4,334	0.0%	3,915	0.0%
分 担 金 及 び 負 担 金	186,604	1.1%	199,308	1.1%	222,590	1.3%	201,873	1.1%	205,421	1.1%
使 用 料	322,158	1.8%	323,367	1.7%	314,796	1.8%	315,213	1.8%	256,164	1.4%
手 数 料	94,046	0.5%	92,835	0.5%	90,945	0.5%	89,874	0.5%	91,178	0.5%
国 庫 支 出 金	1,728,434	9.9%	1,734,276	9.2%	1,528,053	8.9%	1,440,850	8.1%	2,041,863	10.9%
県 支 出 金	878,251	5.0%	949,411	5.0%	1,000,148	5.8%	1,011,417	5.7%	1,010,175	5.4%
財 産 収 入	62,963	0.4%	76,910	0.4%	79,052	0.5%	68,359	0.4%	69,760	0.4%
寄 附 金	41,404	0.2%	73,175	0.4%	199,949	1.2%	592,284	3.3%	558,247	3.0%
繰 入 金	689,206	3.9%	2,286,980	12.1%	1,192,266	6.9%	1,024,518	5.8%	918,256	4.9%
繰 越 金	434,645	2.5%	907,071	4.8%	461,768	2.7%	454,919	2.6%	528,119	2.8%
諸 収 入	954,995	5.5%	582,400	3.1%	493,215	2.9%	500,758	2.8%	789,691	4.2%
地 方 債	1,128,200	6.5%	1,196,700	6.3%	1,457,300	8.4%	1,669,000	9.4%	1,539,300	8.2%
歳 入 合 計	17,460,307	100.0%	18,860,626	100.0%	17,252,195	100.0%	17,688,092	100.0%	18,778,312	100.0%

資料：企画政策課

○普通会計歳出決算額

単位：千円

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
人 件 費	2,988,356	18.1%	3,183,062	17.3%	2,806,714	16.7%	3,134,471	18.3%	2,785,388	15.7%
物 件 費	2,460,679	14.9%	2,600,217	14.1%	2,635,336	15.7%	2,710,045	15.8%	2,769,632	15.6%
維 持 補 修 費	667,876	4.0%	710,787	3.9%	882,491	5.3%	633,238	3.7%	505,549	2.9%
扶 助 費	2,166,881	13.1%	2,268,710	12.3%	2,202,139	13.1%	2,176,731	12.7%	2,232,806	12.6%
補 助 費 等	2,061,123	12.5%	1,932,497	10.5%	2,228,228	13.3%	2,087,650	12.2%	2,089,600	11.8%
公 債 費	1,599,094	9.7%	1,535,969	8.3%	1,519,387	9.0%	1,596,596	9.3%	1,734,260	9.8%
積 立 金	657,093	4.0%	872,374	4.7%	743,327	4.4%	1,143,527	6.7%	1,482,915	8.4%
投資・出資・貸付金	518,365	3.1%	412,856	2.2%	320,051	1.9%	224,602	1.3%	158,494	0.9%
繰 出 金	1,275,178	7.7%	1,281,162	7.0%	1,269,477	7.6%	1,214,066	7.1%	1,254,368	7.1%
投 資 的 経 費	2,158,591	13.0%	3,601,224	19.6%	2,190,126	13.0%	2,239,047	13.0%	2,719,048	15.3%
(普通建設事業費)	2,117,245	12.8%	3,580,441	19.5%	3,287,601	19.6%	2,148,363	12.5%	2,648,723	14.9%
(災害復旧事業費)	41,346	0.2%	20,783	0.1%	888,344	5.3%	90,684	0.5%	76,325	0.4%
歳 入 合 計	16,553,236	100.0%	18,398,858	100.0%	16,797,276	100.0%	17,159,973	100.0%	17,732,060	100.0%

資料：企画政策課

2 効果的な広域連携

【現状と課題】

- ① 交通網の拡大やSNSなどの普及により、市民が求める情報の範囲は、行政区域を越えて拡大するとともに多様化しています。
- ② 医療体制の充実や広域的な交通網の整備、観光誘客など、施策によっては近隣自治体との連携による成果の拡大を図る必要があります。
- ③ 自治体ごとに規模や地理的条件などが異なるため、それぞれの特長を活かしながら、長岡市を中心市とする定住自立圏や、杉並区を中心とする交流自治体連携フォーラムなど、広域的な自治体連携により行政課題の解決に取り組む必要があります。
- ④ 本市は3つの一部事務組合（魚沼地区障害福祉組合、魚沼地域特別養護老人ホーム組合、新潟県市町村総合事務組合）に加入し、福祉施設の管理運営や市職員の研修事業などを共同で行っているほか、後期高齢者医療保険や税収納、衛生、消防業務についても関係自治体とともに広域的に行っています。今後も一部事務組合などにより効率的に事務事業を執行することが必要です。

【施策の基本方針】

- ① 広域的な自治体間連携の推進
長岡地域定住自立圏や交流自治体連携フォーラムにおける連携事業は、引き続き効果的な事業を実施するとともに、さらなる活用を検討していきます。
施策の内容に応じ、県をはじめ他自治体と連携し、費用対効果の向上に努めます。
- ② 効率的な一部事務組合などの運営
一部事務組合などの運営にあたっては、構成市町村との緊密な連携により、効率的かつ効果的な運営に努めます。

【主要事業】

事業名	事業概要
長岡地域定住自立圏による連携推進	長岡地域定住自立圏共生ビジョンの推進
交流自治体連携フォーラムによる連携推進	杉並区を中心とする交流自治体との連携事業の実施

3 人口減少対策

【現状と課題】

- ① 本市では人口減少が続いており、昭和29年の市制施行当時は約52,000人であった人口が、令和2年3月末現在の住民基本台帳人口では34,883人まで減少しています。人口減少の特徴としては、転出者が転入者を上回る社会減が50年以上続き、特に若者の転出が人口減少の大きな要因の一つとなっています。
- ② 人口が減少する中で活力ある地域として存続するために、少子化対策や定住人口の増加に向けた施策を行うとともに、社会減の縮小に向けてU・Iターン増加のための施策を推進していく必要があります。
- ③ 平成21年度から開始したときめきめぐりあい推進事業（婚活支援事業）では、令和元年度までに45組が成婚し、30名が本市に転入しました。
令和元年度末現在の登録会員のうち男性が7割を占めており、出会いの場を増やすためには女性会員の増加に努める必要があります。

【施策の基本方針】

- ① 少子化対策と子育て支援の推進
結婚を望む方を対象に出会いの機会を創出し、SNSなどを活用して情報提供を行います。
妊娠、出産から子育て、教育まで切れ目のない支援を行うことにより、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進します。
- ② 移住・定住対策の推進
市民や行政によるSNSや動画などを活用した情報発信をはじめ、地域おこし協力隊や転入者の意見を参考に、多様な方法で本市の魅力や住みやすさをPRし、移住・定住を促進します。
- ③ キャリア教育とU・Iターンの推進
若者の地元就職に対する意識を高めるため、本市の産業を早い時期から継続的に学ぶキャリア教育を推進します。
市内企業の就職情報などを多様な方法で発信し、U・Iターンの増加を図ります。
- ④ 本市出身者などで構成する組織との交流の推進
市外在住の市内出身者や市内高校卒業生に加え、小千谷ファンクラブ会員やふるさと納税寄附者などの賛同を得て、本市を応援していただく組織づくりを進め、関係人口の拡大に取り組みます。

4 男女共同参画と人権の尊重

【現状と課題】

- ① 男女共同参画は着実に進んでいるものの、依然として性別による固定的な役割分担の意識が高い状況にあります。
- ② 男女がともに利益も責任も分かち合っていけるよう、性別にとらわれることなく、家庭、職場、地域などあらゆる分野で個性や能力を十分に発揮できる環境を整備することが必要です。
- ③ 本市では、平成31年3月に「互いの人権を尊重し、支え合いながら安心して暮らせるまちの実現をめざして」を基本理念とする「小千谷市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。市民と行政が連携し、この計画の実現に向けて取組を進める必要があります。

【施策の基本方針】

① 男女共同参画の推進

小千谷市男女共同参画プランを推進するため、関係機関と連携して啓発に努めるとともに、市民に対し、男女共同参画に関する情報提供を積極的に行います。

職場における管理職などへの登用や行政における政策方針決定過程への女性参画を拡大するなど、男女共同参画の一層の推進に努めます。

② 男女共同の社会参画の活動支援

関係機関、団体と連携し、男女共同参画を進めるための市民の自主的活動に対する支援を行います。

③ 人権教育と啓発の推進

小千谷市人権教育・啓発推進計画に基づき、人権や同和問題を正しく理解し、身近な問題として捉えられるよう、教育の場や家庭、職場、地域などさまざまな機会を通して、関係機関と連携し、人権教育と啓発を推進します。

【主要事業】

事業名	事業概要
男女共同参画推進事業	(仮) 第5次おぢや男女共同参画プランに基づく各種事業の実施、市民啓発講演会の開催
人権教育・啓発推進事業	学校などにおける人権教育の実施、市民啓発講演会の開催

【5年後の目標値】

○「ハッピー・パートナー企業²」登録企業数

年 度	登用率
令和元年度	12企業
令和7年度（目標年度）	20企業

² ハッピー・パートナー企業：男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活などが両立できるように職場環境を整えるなど、女性労働者の育成や登用などに積極的に取り組む企業。

○本市の各種審議会などにおける女性委員の割合

年 度	女性委員の割合
令和元年度	24.2%
令和7年度（目標年度）	35.0%